

# 官報

昭和五十九年七月二十七日

## ○第百一回 衆議院會議錄 第三十八号

昭和五十九年七月二十七日(金曜日)

### 議事日程 第三十四号

昭和五十九年七月二十七日

午後一時開議

- 第一 道路運送法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第二 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)
- 第三 社会福祉・医療事業団法案(内閣提出)
- 第四 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第五 保健所法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第六 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(国鉄労働組合関係)
- 第七 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(国鉄労働組合関係)
- 第八 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国鉄施設労働組合関係)
- 第九 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(鉄道労働組合関係)

- 第十 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国鉄動力車労働組合連合会関係)
- 第十一 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(国鉄千葉動力車労働組合関係)
- 第十二 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国電気通信労働組合関係)
- 第十三 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(日本電信電話労働組合関係)
- 第十四 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全専売労働組合関係)
- 第十五 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全通信労働組合関係)
- 第十六 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全日本郵政労働組合関係)
- 第十七 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全林野労働組合関係、定員内職員及び常勤作業員(常勤作業員の処遇を受ける常用作業員を含む。))
- 第十八 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求める

### ○本日の会議に付した案件

- 日程第一 道路運送法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第二 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)
- 日程第三 社会福祉・医療事業団法案(内閣提出)
- 日程第四 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第五 保健所法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第六 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(国鉄労働組合関係)
- 日程第七 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国鉄動力車労働組合連合会関係)

- 日程第八 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国鉄施設労働組合関係)
- 日程第九 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(鉄道労働組合関係)
- 日程第十 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国鉄動力車労働組合連合会関係)
- 日程第十一 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(国鉄千葉動力車労働組合関係)
- 日程第十二 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国電気通信労働組合関係)
- 日程第十三 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(日本電信電話労働組合関係)
- 日程第十四 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全専売労働組合関係)
- 日程第十五 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全通信労働組合関係)
- 日程第十六 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全日本郵政労働組合関係)
- 日程第十七 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全林野労働組合関係、定員内職員及び常勤作業員(常勤作業員の処遇を受ける常用作業員を含む。))
- 日程第十八 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国鉄労働組合関係、基幹作業職員、常用作業員(常勤作業員の処遇を受ける者を除く。))及び定期作業員)
- 日程第十九 公共企業体等労働関係法第十六条

昭和五十九年七月二十七日 衆議院會議録第三十八号

道路運送法等の一部を改正する法律案 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための法律案 労働関係法律の整備等に関する法律案 外二十件

一一〇〇

第二項の規定に基づき、国会の議決を求める

の件(日本林業労働組合関係)定員内職員及び常勤作業員(常勤作業員の処遇を受ける常勤作業員を含む。)

日程第二十 公共企業体等労働関係法第十六条

第二項の規定に基づき、国会の議決を求める

の件(日本林業労働組合関係)基幹作業職員、常用作業員(常勤作業員の処遇を受ける者を除く。及び定期作業員)

日程第二十一 公共企業体等労働関係法第十六

条第二項の規定に基づき、国会の議決を求め

るの件(全印刷局労働組合関係)

日程第二十二 公共企業体等労働関係法第十六

条第二項の規定に基づき、国会の議決を求め

るの件(全造船労働組合関係)

午後一時四十分開議

○議長(福永健司君) これより会議を開きます。

日程第一 道路運送法等の一部を改正する法

律案(内閣提出)

○議長(福永健司君) 日程第一、道路運送法等の

一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。運輸委員会理事浜野

剛君。

道路運送法等の一部を改正する法律案及び同報

告書

〔本号末尾に掲載〕

〔浜野剛君登壇〕

○浜野剛君 ただいま議題となりました道路運送

法等の一部を改正する法律案につきまして、運輸

委員会における審査の経過及び結果を御報告申し

上げます。

本案は、臨時行政調査会の最終答申に基づき、

陸運行政に係る地方事務官制度を廃止しようとする

ものであります。陸運関係事務に係る運輸大臣

等の権限を都道府県知事に委任する制度を廃止

し、従来の陸運事務所を運輸省の地方支分部局と

するとともに、陸運事務所等の職員を運輸事務官

等とするものであります。

本案は、三月二十九日本院に提出され、六月二

十二日本委員会に付託となり、同月二十七日細田

運輸大臣から提案理由の説明を聴取し、七月二十

四日質疑を行いました。

質疑の主要な点を申し上げますと、一、これまで

種々の答申が地方への権限移譲を述べているのに、

なぜ権限の移譲をしなかったのか、一、バスの

停留所の位置変更等は地方公共団体に任すべき

ではないのか、一、地方事務官を地方公務員とせ

ず運輸事務官とした理由は何か、一、今後の地方

公共団体との密接な連携の方策はどうか等につい

て熱心な質疑が行われたのでありますが、その詳

細につきましては委員会議録によって御承知願

いたいと存じます。

かくて、二十四日討論に入りましたところ、自

由民主党・新自由国民連合の近岡理一郎君から賛

成、日本共産党・革新共同の辻第一君から反対の

意見がそれぞれ述べられ、採決の結果、本案は多

数をもって原案のとおり可決すべきものと議決し

た次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(福永健司君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を

求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(福永健司君) 起立多数。よって、本案は

委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 雇用の分野における男女の均等な

機会及び待遇の確保を促進するための労働

省関係法律の整備等に関する法律案(内閣

提出)

日程第三 社会福祉・医療事業団法案(内閣

提出)

日程第四 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の

一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 保健所法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

日程第六 公共企業体等労働関係法第十六条

第二項の規定に基づき、国会の議決を求め

るの件(国鉄労働組合関係)

日程第七 公共企業体等労働関係法第十六条

第二項の規定に基づき、国会の議決を求め

るの件(国鉄動力車労働組合関係)

日程第八 公共企業体等労働関係法第十六条

第二項の規定に基づき、国会の議決を求め

るの件(全国鉄施設労働組合関係)

日程第九 公共企業体等労働関係法第十六条

第二項の規定に基づき、国会の議決を求め

るの件(鉄道労働組合関係)

日程第十 公共企業体等労働関係法第十六条

第二項の規定に基づき、国会の議決を求め

るの件(全国鉄動力車労働組合連合会関係)

日程第十一 公共企業体等労働関係法第十六

条第二項の規定に基づき、国会の議決を求

めるの件(国鉄労働組合関係)

日程第十二 公共企業体等労働関係法第十六

条第二項の規定に基づき、国会の議決を求

めるの件(全国電気通信労働組合関係)

日程第十三 公共企業体等労働関係法第十六

条第二項の規定に基づき、国会の議決を求

めるの件(日本電信電話労働組合関係)

日程第十四 公共企業体等労働関係法第十六

条第二項の規定に基づき、国会の議決を求

めるの件(全専売労働組合関係)

日程第十五 公共企業体等労働関係法第十六

条第二項の規定に基づき、国会の議決を求

めるの件(全通信労働組合関係)

日程第十六 公共企業体等労働関係法第十六

条第二項の規定に基づき、国会の議決を求

めるの件(全日本郵政労働組合関係)

日程第十七 公共企業体等労働関係法第十六

条第二項の規定に基づき、国会の議決を求

めるの件(全林野労働組合関係)定員内職員

及び常勤作業員(常勤作業員の処遇を受け

る常勤作業員を含む。)

日程第十八 公共企業体等労働関係法第十六

条第二項の規定に基づき、国会の議決を求

めるの件(全林野労働組合関係)基幹作業職

員、常用作業員(常勤作業員の処遇を受け

る者を除く。及び定期作業員)

日程第十九 公共企業体等労働関係法第十六

条第二項の規定に基づき、国会の議決を求

めるの件(日本林業労働組合関係)定員内職

員及び労働作業員(労働作業員の処遇を受ける常用作業員を含む。)

日程第二十 公共企業体等労働関係法第十六

条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(日本林業労働組合関係「基幹作業員、常用作業員(労働作業員の処遇を受ける者を除く。)&及び定期作業員」)

日程第二十一 公共企業体等労働関係法第十六

条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全印刷局労働組合関係)

日程第二十二 公共企業体等労働関係法第十六

条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全造幣労働組合関係)

○議長(福永健司君) 日程第二、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律案、日程第三、社会福祉・医療事業団法案、日程第四、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案、日程第五、保健所法の一部を改正する法律案、日程第六ないし第二十二、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(国鉄労働組合関係)外十六件の公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件、右二十一件を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。社会労働委員長有馬元治君。

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律案及び同報告書

社会福祉・医療事業団法案及び同報告書  
戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案及び同報告書

保健所法の一部を改正する法律案及び同報告書  
公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(国鉄労働組合関係)外十六件及び各件の報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔有馬元治君登壇〕

○有馬元治君 ただいま議題となりました四法案及び公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(国鉄労働組合関係)外十六件について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律案について申し上げます。

本案は、最近における女子の雇用情勢の著しい変化にかんがみ、女子に対する差別の撤廃に関する条約の批准に備えるため、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進されるよう、労働婦人福祉法の改正により事業主の責務等に関する措置を講ずるとともに、労働基準法の女子保護規定の見直し等を行うものとするもので、その主な内容は、

第一に、労働婦人福祉法の名称を雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律に改めるものとする、

第二に、事業主は、募集、採用、配置及び昇進について、女子と男子を均等に取扱いよう努めなければならないものとする、労働省令で定める教育訓練、福利厚生並びに定年、退職及び解雇については、女子であることを理由として差別的取り扱いをしてはならないものとする、

第三に、男女の均等な取扱いに関する紛争について、事業主は自主的な解決に努めるものとする、都道府県婦人少年室長は、関係当事者から求められた場合には、必要な助言、指導または勧告を行うほか、都道府県婦人少年室に置かれる機会均等調停委員会に紛争の調停を行わせるものとする、

第四に、再雇用特別措置及び育児休業の普及促進等、女子労働者の就業に関する援助の措置等を定めるものとする、

労働基準法につきましては、

第一に、満十八歳以上の女子について、時間外及び休日労働、深夜業、危険有害業務の就業、生理休暇並びに坑内労働に関する現行規制を緩和するものとする、

第二に、産前休業を多胎妊娠の場合十週間に延長し、産後休業を八週間に延長する等、母性保護措置の拡充を図るものとする、

本案は、去る六月二十六日の本会議において趣旨の説明が行われ、同日付託となり、坂本労働大臣から提案理由の説明を聴取し、七月三日質疑に入り、同月十六日には福岡県及び北海道に委員を派遣し現地において意見を聴取し、同月十七日には参考人から意見を聴取するなど慎重かつ熱心な審査を行いました、同月二十四日の委員会において質疑を終了いたしましたところ、昭和五十九年七月一日から施行するとしていた部分の施行期日について自由民主党・新自由国民連合より修正案が、また、日本共産党・革新共同より本法律案の全部を修正する修正案がそれぞれ提出され、討論を行い、採決の結果、日本共産党・革新共同の修正案は否決され、本案は自由民主党・新自由国民連合提出の修正案のとおり多数をもって修正議決すべきものと決した次第であります。

次に、社会福祉・医療事業団法案について申し上げます。

本案は、特殊法人の整理合理化を図るため、医療金融公庫を社会福祉事業振興会と統合して社会福祉・医療事業団とし、事業団は、社会福祉事業施設、病院、診療所等の設置、整備等に必要資金の融通等に関する業務を行うほか、社会福祉事業施設または病院等に関する経営指導等の業務を行おうとするものであります。

渡部厚生大臣から提案理由の説明を聴取し、一昨日の委員会において質疑を終了し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

次に、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を恩給法の改正に準じて引き上げるとともに、戦傷病者等の妻に対し引き続き特別給付金を支給する等所要の改正を行うものとするものであります。

本案は、去る四月三日に付託となり、七月十二日渡部厚生大臣から提案理由の説明を聴取し、一昨日の委員会において質疑を終了し、採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

次に、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(国鉄労働組合関係)外十六件について申し上げます。

昭和五十九年七月二十七日 衆議院會議録第三十八号

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働関係法律の整備等に関する法律案 一一〇一一

本各件は、昭和五十九年五月十二日公共企業体等労働委員会が関係各労働組合の要求に係る昭和五十九年新賃金に関する紛争について行った裁定が、予算上不可能な資金の支出を内容とする裁定と認められるので、国会の議決を求めようとするものであります。

本各件は、七月二十三日付託となり、昨日坂本労働大臣から提案理由の説明を聴取した後、採決の結果、本各件はいずれも全会一致をもって公共企業体等労働委員会の裁定のとおり実施することを承認すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(福永健司君) 二十一件中、日程第二につき討論の通告があります。順次これを許します。渡辺嘉蔵君。

〔渡辺嘉蔵君登壇〕

○渡辺嘉蔵君 たいだいま議題となりました雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働関係法律の整備等に関する法律案に對しまして、私は、日本社会党・護憲共同を代表いたしまして、反対討論をいたす次第であります。(拍手)

我が国は国際的に経済大国になったと言われているが、同時に日本人の勤勉さが注目され、なかなか女性の勤勉と辛抱強さは広く称賛されています。しかしその裏面では、明治政府の過酷な富国強兵政策に始まり今日の経済大国に至るまでには、安房時で涙を流した「女工哀史」のごとき日本の女性の紅涙を絞る歴史を見逃すことはできないのであります。特に、技術革新と生活不安の今日、女性の職場進出は目覚ましく、今や女子労働者なくして日本の経済、社会の発展は考えられなくなってきたのであります。

こうした社会的変化の中で、女性たちの間からも、伝統的な觀念、つまり男は外に出て働き、女は基本的には家を守るという性別役割分業論に對して、激しい批判の声が上がってきたのであります。

す。これは国際的、歴史的な潮流であります。それがため、国連においては女性差別撤廃条約が採択され、あらゆる分野において女性を差別することなく、母性保護は社会的責任であることを前提として、男女の平等を完全を実現すべきことがうたわれたのであります。このため、雇用の分野においても男女平等を確保するための法律が今問題となつてゐるわけであり、政府が提出された法案は、実態を無視し、隷屬的なそして低賃金で過酷な女子労働者の生の声に耳をふさぎ、財界の氣息に迎合した、お粗末きわまりなく余りにも問題点の多いものであります。(拍手)

問題の第一は、その立法形式、立法方法についてであります。現在あります労働婦人福祉法は、女性についてだけ家庭責任と職業生活の調和を求めようというもので、それ自体も、男女ともに家庭責任があり子供の養育は男女間及び社会全体の責任であるという新たな理念に立つて改定されるべきものであります。また、この法案は、この点を放置したまま、立法目的の違つた雇用における男女平等を実現するための法的措置をこの中に強引に押し込み、換骨奪胎を図りお茶を濁そうとしているのであります。

問題の第二は、雇用平等に関する具体的な立法措置自体であります。政府案は、雇用のすべての段階で女性差別を禁止するといふものとなつておらず、募集、採用、配置、昇進については企業の努力責任にとどめ、教育訓練も部分的禁止であつて、これでは女子労働者は、肝心の雇用の入り口において差別され、狭き門をくぐつてやつと雇用されましても、昇進の機会に恵まれず、その上救済機関についても、都道府県婦人少年委員長には正令命権が与えられておらず、機会均等調停委員会にいたしまして、その調停には企業側の同意が必要とされ、調停案も企業側がこれを拒否すれば単なる紙切れにすぎないのであります。差別された女性は、結局これまでと同様、大きな犠牲を払つて民事裁判

に訴えなければならぬのであります。これでは一体、この法案が成立したといつたとしても、女子労働者はどれほど救われるというのでありましょうや、まさに政府案は羊頭狗肉と断ぜざるを得ないのであります。(拍手)

問題の第三点は、労働基準法の改定がセツトされていることとあります。特に女子労働者の時間外労働について、いわゆる工業的職種については現行の一日二時間、週六時間という規制を外し、深夜業についても食料品製造加工などに従事する短時間労働者は規制から外すなど、女子労働者保護規定を大幅に改悪していることとあります。これでは女子労働者が常用労働者として働き続けることは一層困難となり、むしろ不安定なパートタイム労働者を大量に創出することは必至であります。

労働基準法を改めるといふならば、中小零細下請企業への配慮措置を講じつつ、男女ともに人間の生活のできるよう、また両性によつて家庭責任を果たせるように、男女ともに労働時間を短縮し、時間外労働を規制し、有給休暇を欧米並みにふやし、深夜業についてもどうしても社会的に必要なもの以外は原則として認めるべきでない、これによつて急増しているパートタイム労働者にも常用労働者となる道が開かれるのであります。とりわけ現在、日本の長時間労働が国際的に非難され、貿易摩擦の要因ともなつており、その観点からその改善が求められてゐるにもかかわらず、むしろこれに逆行する措置を講ずるとは何たることとでありましょうや。これこそ財界の要請にこたへた、えせの均等法と断ぜざるを得ないのであります。

これらの重大な問題点を抱えたまま立法化を強行するならば、我が国議会上重大な汚点となり、悔いを千載に残すことになるやうも過言ではありません。眞の平和は男女平等から生まれ、眞の男女平等は平和の中から生まれると言います。日本社会党・護憲共同は、他の野党三党と共に

同して対案を提出いたしました。これこそ広範な女性たちの切実な願いにこたへ、労働界、法曹界を初めとして広く国民の期待にこたへるものであると私は確信するのであります。せつかくこの対案に對しまして、先議要求が入れられなかったことは甚だ遺憾であります。

私は、最後に、政府は速やかにこの法案を撤回し、改めて、女性差別撤廃条約や国際条約の精神と諸規定に沿ひ我々の対案も入れ、眞に実効性のある新たな単独立法を早急に出し直すよう強く求め、この政府案には以上述べた理由から何としても賛成できないことを改めて表明し、私の反対討論を終ります。(拍手)

○議長(福永健司君) 愛知和男君。

〔愛知和男君登壇〕

○愛知和男君 私は、自由民主党・新自由国民連合を代表して、たいだいま議題となりました内閣提出の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働関係法律の整備等に関する法律案に賛成の意を表するものであります。(拍手)

御承知のとおり、近年我が国における女子労働者の増加が目覚ましく、また、すべての産業、職業に進出し、我が国の経済社会において重要な役割を担つており、我が国がなし遂げた経済成長もこれらの女子労働者の貢献によるところが大きいと思われまふ。また、我が国の産業構造の情報化、サービス化の一層の進展に伴ひ、今後ともさらに女子労働者の活躍が期待されるところであります。加えて、今後予想される高齢化社会において、活力ある福祉社会、経済社会を維持するためには、女子労働者の能力が有効に発揮されることが必要不可欠になると考えます。一方、女子自身についても職業に對する意識が高まりが見られ、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の実現を求める声が高まつてきております。一方、国際的にも雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保は世界的な潮流となつて

おり、経済先進国でもあり、かつ国際協調を基本とする我が国にいたしても、この問題に積極的に取り組むことが重要であります。特に、昭和五十四年に国連総会で採択され、我が国も昭和五十五年に署名した婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約につきましては、昭和六十年までに関係国内法を整備し、その批准に備えることが要請されております。

これらの内外の情勢を考慮に入れますと、我が国においても雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇を確保するための立法措置を講ずることが必要であり、今がまさにその時期であると考えます。

今回の政府案では、募集、採用、配置及び昇進に関しては努力規定とし、業務の遂行に必要な基礎的な教育訓練、福利厚生及び定年、退職、解雇に関しては禁止規定としておりますが、これは、この法的整備のため六年余りの長期にわたり審議を行ってきた公労使の三者構成による婦人少年問題審議会の建議において示された基本的考え方、すなわち法律の制定、改廃を行う場合には、その内容は将来を見通しつつも現状から遊離したものであってはならず、女子労働者の就業実態、職業意識、我が国の雇用慣行、女子就業に関する社会的意識等の我が国の社会経済の現状を踏まえたものとする必要があるとの考え方に沿ったものであり、さらにまた、努力規定とされた事項につきましても、種々の実効を上げるための措置が講ぜられており、全体として極めて適切なものであると考えます。

次に、政府案では、再雇用特別措置の普及等を図るとともに、生児を有する女子の就業の継続が可能となるような育児休業の一層の普及促進のための援助措置を新設することとしていますが、これは、育児等の家庭責任と職業とを両立させたいと希望する女子が多々いることを踏まえた措置であり、まことに時宜を得たものでございます。労働基準法的女子保護規定につきましては、今

回の政府案は、妊娠及び出産にかかわる母性保護措置を拡充し、それ以外の女子保護規定については廃止または緩和したとしております。女子に対する特別の保護措置については、これが制定された時代に比べますと社会経済の状況は一変し、労働条件は著しい改善を見えており、今日の我が国のような開かれた自由民主主義社会が続く限り、このような保護が再び必要とされるような時代が到来するとは考えられません。しかもこのような保護は、女子の能力発揮や職業選択の幅を狭める結果をもたらす場合があり、男女の均等な取り扱いは相入れないものであり、婦人差別撤廃条約の趣旨に照らせば、母性保護措置は別として、究極的には解消すべきものであると考えますが、今回の政府案においては、婦人少年問題審議会の建議を十分踏まえて女子保護規定の改廃を行ったものであり、適切な措置がとられたと考えます。

以上、政府案の要点について賛成の意を表してきましたが、最後に、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための施策を今後とも講じられていくに当たって、ぜひとも配慮すべき点を要望したいと存じます。

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保は、雇用の分野のみならず、広範に社会、家庭のあり方、ひいては国のあり方にも深く関連する問題であるということは事実であります。この問題に関するスウェーデンを初めとする北欧諸国、アメリカ等における実験はまさに貴重なものであり、これを他山の石とすべきであります。時あたかもアメリカでは大統領選挙の前哨戦が行われており、民主党、共和党の二大政党における歴史始まって以来の女性副大統領候補が民主党に立てられております。一方、これと同時に、民主党においても共和党内においても家庭の回復が選挙スローガンとして掲げられていることも注目すべきであります。アメリカでは、平等の推進を男性に敵対した女性運動という形をとって進める時代は終わり、男女ともそれぞれのよさを再認識し

て新しい家庭を創造することとあわせて行うという第二期に突入していると言われております。

男女平等は、我が国の憲法第十四条でも明定され、また、国際人権規約、婦人差別撤廃条約等の国際条約にも明言されている基本的人権であり、同時に、それぞれの国において長い歴史的背景を持つ社会的、文化的問題とも密接不可分に絡み合っております。現実を無視していたずらに理想論を振りかざしてみても意味がありません。将来を見通しつつも地に足をつけた歩みをする、そこそが求められるところであり、このような姿勢でまず第一歩を踏み出し、着実にこの問題を推進していくことが国家百年の計にとって何より肝要かと存じます。

これを契機として、広く国民の間に男女の均等な機会及び待遇の実現についての理解が定着していくことを期待して、私の賛成討論を終わります。(拍手)

○議長(福永健司君) 遠藤和良君。

「遠藤和良君登壇」  
○遠藤和良君 私は、公明党・国民会議を代表して、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律案に対し、反対の立場から討論を行うものであります。(拍手)

「天は人の上に人をつくらず、人の下に人をつくらず」男尊女卑は野蛮の陋習なり。文明の男女は平等同志、互いに相敬愛して独立自尊を全からしむべし。これは、この十一月一日から一万円札で登場する福沢諭吉の言葉であります。およそ人間の尊厳と基本的人権、男女平等は人類普遍の原理であり、これらを求める運動は、近代社会の一大潮流を形成してきた感があります。そして、その精神を基盤にした雇用における男女平等の法制化は、欧米先進国においては既に一九七〇年代に完了しているのであります。ところが我が国では、国会に於いてようやく国連で採択された婦人差別撤廃条約を批准するため本法案が提

出されたのであります。その余りにも遅きに失した政府の怠慢を、まづもって厳しく指摘しておきたいのであります。

しかも、その内容は、主に勤労婦人福祉法の改正と労基法の一部改正といった安直な方法によって批准への形式を整えたにすぎず、極めて実効性に乏しいものであります。もちろん我々も、既に署名のなされた婦人差別撤廃条約を早期に批准することを望むものであります。その国内法の整備に名をかりて、男女の雇用の平等に関していやしくも勤労婦人福祉法の焼き直しといった安易な方法を取り、しかもその内容においても実効性が乏しい本法案は、婦人差別撤廃条約の本来の趣旨に反するものであり、断じて容認することはできません。

特に基本的な問題点は、法案審議の中でも明らかにされましたとおり、政府はこの際、女性の労働権は基本的人権であるとの立場から、男女雇用平等法を新たに制定すべきであります。何ゆえに単独立法の形をとらず旧法の一部手直しとお茶を濁そうとするのか、まことに理解に苦しむものであります。特に、女性の労働権を勤労婦人福祉法の改正で行おうとする時代錯誤の感覚は、まさに旧態依然とした政府の体質を知らずも露呈して余りあるものであります。すなわち、女性の労働権は、基本的人権として本来固有の権利として備わっているものであり、福祉としてお上から与えられるものではないのであります。勤労婦人福祉法の改正で雇用の均等を図ろうと意図すること自体が女性に対する差別であり、本法案は男女差別を一層助長するものであると言っても過言ではないのであります。

私は、次に具体的な問題について指摘いたします。まず、女子労働者の雇用に関して、募集、採用の入り口から、定年、退職、解雇の出口に至るまでの全ステージにおける男女差別は、基本的人権を侵害するものとして禁止すべきであります。とこ

昭和五十九年七月二十七日 衆議院會議録第三十八号

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働関係法律の整備等に関する法律案  
外二十件

二二〇四

るが本法案では、募集、採用という雇用の入り口から、配置、昇進という雇用の全面にわたって、差別がないように努めなければならないという努力義務規定にとどめております。果たして、これで平等の理念が生かされるでしょうか。さらにまた、出口の定年、退職、解雇、教育訓練、福祉厚生に関しては禁止規定を設けたものの、その細部については省政令にすべてをゆだねて不明であり、しかも罰則は全く極めて実効性のないものとなっております。

日本国憲法は、第十四条で法の下の平等、第十三条では個人の尊重を示し、民主主義と男女平等を明確に規定しているであります。そして男女平等はその国の民主主義の水準を反映するものであり、民主主義の成熟度は雇用における実態に顕著にあらわれるものであります。しかるに残念ながら、我が国においては依然として男性中心社会、男子管理社会といった弊害が続き、いまだに女性の地位を圧迫したり軽視する傾向が強いのであります。確かに一昔前までは、男性は仕事、女性には家庭といった観念が我が国にとどまらず諸外国にもありました。しかし、近年世界的に男女平等、婦人差別撤廃の力強い歩みが始まり、二十一世紀に向かって大きな革命的变化が生じているのであります。

こうした社会情勢を考えますとき、現在国会に提出された政府案のまま法律となり、この法律がそのまゝ国際舞台に上がるとすれば、私は冷や汗の出る思いがいたします。それは、まさに日本の民主主義のおくれを全世界に示すに等しいものと言わざるを得ないからであります。繰り返して申し上げますが、単なる努力規定ではなく、少なくとも禁止規定とすることが、婦人差別撤廃条約に示されているすべての適当な措置の趣旨に沿う最低条件なのであります。

もう一点申し上げたいことは、監督機関として、違反した状態を是正するために雇用平等監督官を置くとか、紛争を行政的に解決していく有効な機関を設けるとかの措置が当然必要であり、これなくしては平等実現の実が上がらないのであります。ところが本法案では、例えば苦情、紛争は当事者における自主的解決にゆだね、場合によっては行政指導による助言、指導、勧告等を行うとしていますが、最も大切な是正命令が欠如しております。また、機会均等調停委員会の調停を求め得るものとしていますが、勧告に違反しても何らの措置も行えず、調停も当事者双方の同意が条件であって、もし使用者が同意しなければ労働者は泣き寝入りしかないといった、まことに実効性に乏しいものであります。

次に、労働基準法の改正についても問題があります。我が国の労働基準法は、ILO等の国際レベルに比べると極めて劣悪であり、この労働基準法によって男性労働者の健康破壊が輸出しているのが実態であります。現に勤務時間の短縮や週休二日制への改善の必要性が叫ばれていますが、一向にこの改善が行われないまま、女子保護規定を緩和し廃止するという暴挙は、まさに女子労働者を劣悪な労働条件で働かせ、女性の健康と母性破壊を促進するおそれがあることを危惧するものであります。本来労働基準法は、最低の労働条件を定めることにより、労働者全体の人たるに値する生活を保障するものであり、女性の労働条件を切り下げ労働強化につながる今回の労働基準法の改正は断じて認めることができません。

以上申し上げたとおり、今回の政府案は、憲法及び差別撤廃条約の精神にも反するものであり、我が国の特殊な雇用形態の中にかえって差別を温存し増長させる効果しかなく、断じて賛成できるものではありません。したがって、政府案に強い反対を表明し、私の討論を終わります。(拍手)

○議長(福永健司君) 伊藤英成君。  
〔伊藤英成君登壇〕  
○伊藤英成君 私は、民社党・国民連合を代表して、

て、ただいま議題となりました雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働関係法律の整備等に関する法律案に、反対の立場から討論を行うものであります。(拍手)

民社党は、立憲以来の理念として、一切の抑圧と搾取から社会の全員を解放して、個人の尊厳が重んじられ、人格の自由な発展ができるような社会を建設することを綱領に掲げ、その実現を目指してきたところであります。我が国の憲法第十四条は、国民は性別において差別されない男女平等の原則も規定しており、雇用の分野における男女の平等は、憲法上保障される基本的人権の一つとして確立されなければならないものであります。

にもかかわらず、我が国の女子を取り巻く状況は極めて厳しいものとなっております。募集、採用においては広範な男女の差別的取り扱いが行われており、採用の資格、能力の評価についても同様であります。採用に当たっては女子を特有の職種、職場、職務に配置し、給与には格差をつけ、教育訓練や配置転換についても男女に取り扱いの差が多く存在しているものであります。今我が国において必要なことは、こうした現状を改め、真の男女平等を確立することと、国連において採択された婦人差別撤廃条約の批准のための要件を一刻も早く整えることとあります。

しかるに今回の政府案は、男女平等の確立を目指すには極めて不十分なものと言わざるを得ません。禁止される差別には罰則がなく、募集、採用、配置、昇進については、禁止規定ではなく事業主の努力義務規定となっており、労使による主の努力義務規定を言いがかりに、これを保障する紛争の自主的解決を言いがかりに、これを保障する制度的裏づけが十分ではありません。救済機関についても、実効性を確保できるものとなるのかどうか疑問を持たざるを得ません。また、労働基準法の女子保護規定についても、政府案のような見直しを行うための国民合意が得られているとは考

えられず、見直しを行うにしても、労働時間の短縮を含む労働基準法の抜本改正の一環としてとらえるべきであります。

さらに、いまだ法制定の経験がなく、法律の実効性を確保し得るかどうかわからない状況においては、改正後適当な期間内に見直す旨の規定を本案に明記することが責任ある提案者の態度であるべきであつたにもかかわらず、政府案にはこの規定が設けられておりません。

民社党は、以上のような観点から、募集、採用について男女差別を禁止し、女子に男子と同等の機会を保障するとともに、労働条件、教育訓練、退職時の取り扱い等について男女差別を禁止し、法に違反する男女差別を徹底的に是正するために、他の三党と共同して男女雇用平等法を今国会に提案したのであります。衆議院社会労働委員会において否決されたことはまことに残念であります。

私は、六年以上の長きにわたる審議会の答申が異例の三論併記になったことから見ても、この問題が容易な問題でないということも承知しております。法案提出にこぎつけた労働省の努力は評価いたしますが、ただいま申し上げたように、政府案にはさまざまな問題があり、四野党提案の趣旨に沿って修正されるということも何らなく委員会を通過したことはまことに遺憾であり、これに反対の態度を表明するものであります。

さらに、次の点もつけ加えたいと思います。女子の雇用上の差別は、我が国の広範にわたっている社会的な差別、教育上の差別、家庭内の伝統的な役割分担の問題など歴史的に培われた男女差別が背景にあり、法律を制定して事足りるというものではありません。社会的偏見や行動様式の変革に向けての国民の努力、公共あるいは企業内保育施設の整備、育児休業制度の普及等、女子労働者への基盤整備など、全般的な性差別禁止に向けての条件づくりが、現状に照らしつつ並行的に行われなければならない。

民社党は、今後も基本的な人権の確立という観点



昭和五十九年七月二十七日 衆議院會議録第三十八号 朗読を省略した議長の報告

○議長(福永健司君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時八分散会

出席國務大臣

厚生 大臣 渡部 恒三君  
運輸 大臣 細田 吉藏君  
労働 大臣 坂本三十三次君

○朗読を省略した議長の報告

(通知書受領)

一、去る二十日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。  
租税特別措置法の一部を改正する法律  
湖沼水質保全特別措置法

(理事補欠選任)

一、去る二十日、決算委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 森下 元晴君(理事谷洋一君去る十三日委員辞任につきその補欠)

一、去る二十五日、運輸委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 久間 章生君(理事久間章生君去る二十四日委員辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

運輸委員

辞任

河村 勝君

補欠

塚本 三郎君

河村 勝君

辞任

塚本 三郎君

補欠

塚本 三郎君

辞任

塚本 三郎君

補欠

塚本 三郎君

任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
法務委員

辞任

上村千一郎君

補欠

久間 章生君

中野 四郎君

網岡 雄君

中野 四郎君

網岡 雄君

文教委員

辞任

江田 五月君

菅 直人君

補欠

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

菅 直人君

一、去る二十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
地方行政委員

辞任

大村 襄治君

補欠

藤原哲太郎君

経塚 幸夫君

稲村 利幸君

稲村 利幸君

稲村 利幸君

稲村 利幸君

稲村 利幸君

稲村 利幸君

稲村 利幸君

稲村 利幸君

稲村 利幸君

稲村 利幸君

稲村 利幸君

稲村 利幸君

稲村 利幸君

稲村 利幸君

稲村 利幸君

稲村 利幸君

稲村 利幸君

稲村 利幸君

稲村 利幸君

稲村 利幸君

稲村 利幸君

稲村 利幸君

稲村 利幸君

稲村 利幸君

稲村 利幸君

稲村 利幸君

稲村 利幸君

稲村 利幸君

稲村 利幸君

稲村 利幸君

稲村 利幸君

稲村 利幸君

稲村 利幸君

稲村 利幸君

稲村 利幸君

稲村 利幸君

一、去る二十三日、委員会に付託された議案は次

辞任

嶋崎 譲君

補欠

関 晴正君

嶋崎 譲君

法務委員

辞任

広瀬 秀吉君

永井 孝信君

永井 孝信君

永井 孝信君

永井 孝信君

永井 孝信君

永井 孝信君

永井 孝信君

永井 孝信君

永井 孝信君

永井 孝信君

永井 孝信君

永井 孝信君

永井 孝信君

永井 孝信君

永井 孝信君

永井 孝信君

永井 孝信君

永井 孝信君

永井 孝信君

永井 孝信君

永井 孝信君

永井 孝信君

永井 孝信君

永井 孝信君

永井 孝信君

永井 孝信君

永井 孝信君

永井 孝信君

永井 孝信君

永井 孝信君

永井 孝信君

永井 孝信君

永井 孝信君

のとおりである。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(国鉄労働組合関係)(内閣提出、議決第一号)  
公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(国鉄動力車労働組合関係)(内閣提出、議決第二号)  
公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国鉄施設労働組合関係)(内閣提出、議決第三号)  
公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(鉄道労働組合関係)(内閣提出、議決第四号)  
公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国鉄動力車労働組合連合会関係)(内閣提出、議決第五号)  
公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(国鉄千葉動力車労働組合関係)(内閣提出、議決第六号)  
公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国電気通信労働組合関係)(内閣提出、議決第七号)  
公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(日本電信電話労働組合関係)(内閣提出、議決第八号)  
公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全専売労働組合関係)(内閣提出、議決第九号)  
公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全通信労働組合関係)(内閣提出、議決第一〇号)  
公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全日本郵政労働組合関係)(内閣提出、議決第一一号)  
公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全林野労働組合関係)(定員内職員及び常勤作業員(常勤作

業員の処遇を受ける常用作業員を含む。)(内閣提出、議決第二二二号)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全林野労働組合関係)(基幹作業職員、常用作業員、常勤作業員の処遇を受ける者を除く。及び定期作業員)(内閣提出、議決第二二三号)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(日本林業労働組合関係)(定員内職員及び常勤作業員(常勤作業員の処遇を受ける常用作業員を含む。)(内閣提出、議決第一四四号)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(日本林業労働組合関係)(基幹作業職員、常用作業員(常勤作業員の処遇を受ける者を除く。及び定期作業員)(内閣提出、議決第一五五号)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全印刷局労働組合関係)(内閣提出、議決第一六六号)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全造幣労働組合関係)(内閣提出、議決第一七七号)

以上十七件 社会労働委員会 付託  
一、去る二十四日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。  
刑事訴訟法の一部を改正する法律案(橋本敦君外一名提出、参法第一七七号)(予)

一、去る二十五日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。  
市町村が行う寒冷地帯暖房費援助事業に係る国の補助に関する法律案(対馬孝且君外三名提出、参法第一八八号)(予) 社会労働委員会 付託  
(議案送付)  
一、去る二十日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。  
原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律

の一部を改正する法律案  
日本電信電話株式会社法案  
電気通信事業法案

日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案  
(議案通知書受領)  
一、去る二十日、参議院において次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。  
租税特別措置法の一部を改正する法律案  
一、去る二十日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。  
湖沼水質保全特別措置法案  
(質問書提出)

一、去る二十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。  
昭和電工株式会社各工場におけるじん肺などの発生状況に関する質問主意書(菅直人君提出)(答弁書受領)

一、去る二十日、内閣から次の答弁書を受領した。  
衆議院議員稲葉誠一君提出トマホーク実戦配備と非核三原則に関する質問に対する答弁書  
衆議院議員田中美智子君提出名古屋都市高速道路の財政問題に関する質問に対する答弁書  
衆議院議員岡崎万寿君提出米空母艦載機夜間離着陸訓練基地化問題に関する質問に対する答弁書

トマホーク実戦配備と非核三原則に関する質問主意書  
右の質問主意書を提出する。  
昭和五十九年六月十九日  
提出者 稲葉 誠一  
衆議院議長 福永 健司殿  
トマホーク実戦配備と非核三原則に関する質問主意書

一 非核三原則を法律にしない理由は何か。  
二 法律にしたとき運用の弾力性を失う等、国際政治の上で我が国に不利になることが考えられるか。

三 非核三原則中、「持たず」、「作らず」と「持ち込まず」との間に質的・量的にウェートの差があるのではないか。  
即ち、「持ち込まず」はその影響力において、前二者に比し軽いものではないか。  
四 本年三月米海軍省のホスケットレー巡航ミサイル計画部長は、米下院の軍事委員会で「ことし六月以降に核のトマホークの配備を開始」とすると発言したことがあるのか。あるとすればその詳細な内容を明らかにされたい。  
また、八五会計年度「米国防報告」、「軍事情勢報告」との記載における関連性はどうか。  
五 米から事前協議があれば、これを拒否するとの一貫した日本の態度が米に伝えられている以上、日米安保の効果的運用の面からいっても米が事前協議を申し入れてくること自体、核を積んでいることを認めたことになり、このことを世界に明らかにすることであるから、結局事前協議は無いということに論理上なるのではないか。

右を否定し、事前協議があり得るというならいかなる場合に米からこれが提示されるのか。  
六 昨年中日本に寄港した米原潜の延べ隻数はどれだけか。  
特に、核トマホークが配備された可能性のあるロサンゼルス級核攻撃型原潜、スタージョン級の数及び内容を明らかにされたい。  
七 昨年三月エンタープライズが佐世保に寄港した際、外相は駐日大使を呼び、非核三原則について念を押したと答弁しているが、具体的にいかなることをしたのか。  
また、先方が核を積んでおりませんと答えたとき、それに対処するにいはかなる種類の対応の仕方があるのか。  
八 核持ち込みは非核三原則に違反する点を除けば、日本にとっていかなる問題点があるのか。

昭和五十九年七月二十七日 衆議院會議録第三十八号 朗読を省略した議長報告

九 トラテロコ条約のごとき核不使用条約について、日本としてこの種条約締結を主張する考へはないか。ないとすればその理由 根拠は何か。右質問する。

内閣衆質一〇一第二三号

昭和五十九年七月二十日

内閣総理大臣 中曾根康弘

衆議院議長 福永 健司殿

衆議院議員稲葉誠一君提出トマホーク実戦配備と非核三原則に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員稲葉誠一君提出トマホーク実戦配備と非核三原則に関する質問に対する答弁書

一 から三まで及び八について

非核三原則にいう「持たず」、「造らず」、「持ち込まず」は、それぞれ重要な原則であり、非核三原則を堅持することは政府の一貫した政策である。政府としては、今後とも非核三原則を堅持する所存である。我が国のこの政策については、既に内外に周知徹底されているところであり、政府としてはこれを改めて法制化する必要はないと考えている。

昭和五十九年二月に公表された米国防報告及

び米軍事態勢報告においても通常弾頭搭載のものを含む艦艇配備トマホーク巡航ミサイルの配備計画等についての記述があるが、本年三月、米国防省ホステットラー海軍少将は、米下院軍事委員会の分科委員会において、トマホーク巡航ミサイル計画について全体としてより詳細に言及している。同海軍少将は、配備時期との関連では、核弾頭搭載対地攻撃用のトマホークについては、従来から米国防政府が予定として明らかにしていたとおり本年六月から一部の艦艇に運用能力を付与する計画である旨説明したと承知している。

五について

核兵器の我が国への持込みについて米国防政府が事前協議を行うことは、安保条約及びその関連取極に基づく条約上の義務である。

米国防政府は、累次にわたり、米国防政府としては、安保条約及びその関連取極に基づく日本に対する義務を誠実に履行してきており、今後とも引き続き履行する旨確認している。

六について

昭和五十八年一年間における米原子力潜水艦の本邦寄港回数は計二十五回である。そのうち、トマホーク運用能力の付与が計画されているスタージョン級及びロスアンゼルス級に属する原子力潜水艦の寄港回数はそれぞれ十二回及び五回である。その具体的な艦名及びそれぞれの寄港回数は次のとおりである。

|              |    |
|--------------|----|
| (一) スタージョン級  |    |
| パファー         | 一回 |
| タニー          | 三回 |
| ホークビル        | 二回 |
| ガーナード        | 二回 |
| (二) ロスアンゼルス級 |    |
| オマハ          | 一回 |
| ロスアンゼルス      | 一回 |

|           |    |
|-----------|----|
| ドラム       |    |
| アスプロ      | 一回 |
| クイーンフィッシュ | 一回 |
| サンフランシスコ  |    |
| インディアナポリス | 一回 |

七について

昭和五十八年には、F-16の三沢配備、エンタープライズの寄港等北西太平洋地域において予定される米軍の活動との関連で核持込みへの懸念が国会等で表明されていたことにかんがみ、同年三月十七日、定例外務大臣は、日本政府としてこのような懸念を将来に向かつて一掃するため、マンスフィールド駐日米大使を招致して核持込みについての事前協議制度の確認を行つていく。

その際、外務大臣は、政府としては非核三原則を引き続き堅持する旨述べ、政府が国会における答弁を含め多くの場において、米国防政府が事前協議の枠組の中で核兵器の持込みにつき許可を求めてきた場合には、政府としては非核三原則に従つて対処することを明確に示してきた旨を明らかにした。

これに対し、マンスフィールド大使は、米国防政府は核兵器に反対する日本国民の特別の感情を十分理解している旨答えた。また、同大使は外務大臣に対し、核の存否につき肯定も否定もしないというのが米国の一貫した政策であることを指摘すると同時に、累次にわたつて明らかにされた米国防政府の見解に言及しつつ、米国防政府としては、安保条約及びその関連取極に基づく日本に対する義務を誠実に履行してきており、今後とも引き続き履行する旨保証した。

九について

核の惨禍が二度と繰り返されるようなことがあつてはならず、政府としては、この目的に資するためあらゆる実効ある措置が講ぜられるべきであると考えているが、単に核兵器を使用しないとの約束については、核兵器の削減といった具体的な軍縮措置のない限り、実効性を確保し得ず、このような実効性を欠いた約束をすることは国際的な安全保障上問題があるとの基本的立場をとつてきており、このような実効性を欠いた条約の締結を主張する考へはない。

右答弁する。

名古屋都市高速道路の財政問題に関する質問 主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十九年六月二十八日

提出者 田中美智子

衆議院議長 福永 健司殿

名古屋都市高速道路の財政問題に関する質問 問主意書

名古屋都市高速道路は、建設事業開始後既に十四年を経過した。昭和五十四年度には、高速二号線の一部十・九キロメートルの供用を開始し、現在十三・八キロメートルが新設工事中であり、五・七キロメートルが着工準備中となつていく。この十四年間にかけた建設費用は、二千八百六億円にのぼり、その九十七パーセントを借入金に頼つており、営業開始と同時に膨大な赤字を抱え込むことが懸念されているところである。

当高速道路の財政問題について以下質問する。

一 現供用区間について

1 供用開始後、今日までの交通量及び料金収入は、いずれも償還計画の二分の一にすぎず、償還計画で予定した累積収支差三千三百一億円が現実には、二千七百七十二億円の巨額にのぼつていく。

近い将来において、この差が急速に縮まることはとうてい期待できず、現行有料道路制度上、当区間の採算性は完全に破綻していると考えるべきだと思ふがどうか。

2 このような深刻な経営悪化に対処するためには、現実には即した長期的な収支見直しを持つことが必要であると思ふが、政府はどのような長期見直しを持つていくか。

3 日本科学者会議愛知支部交通問題研究委員会によると、当高速道路営業区間の単年度収支が黒字に転化する可能性はほとんどなく、「昭和七十七年度には年間九十億円の赤字が

発生し、累積赤字は一千億円以上になる」と指摘している。これからすると、料金徴収期間の終わる昭和八十三年度には、名古屋高速道路公社の負債は、当区間の建設に要した費用の三・五倍、二千五百億円にも達することとなる。この結果、関係地方公共団体にとつては、これまでの出資金償還が不可能となるだけでなく、前述の巨額な公社債務に対する債務保証責任が強く問われることにもなり、地方財政法の理念とは全くあいまいなゆゆしき事態だといわざるをえないが、政府は、こうした事態を避けるため、どのような方針をもつて対処しているか。

二 事業認可区間について

現在、四区間十三・八キロメートルが新設工事中で、五・七キロメートルが着工準備中である。これらが完成後、順次供用され営業区間が三十・四キロメートルに延長されたとしても、新設区間の建設コストは、大幅に上昇(現供用区間の約二倍)しており、また、単位距離当たりの利用台数の増加もほとんど期待できないと考える。そこで、

- 1 政府は、事業の採算性に関してどのように考えて新規の事業を認可したのか。
- 2 事業認可区間完成後の長期営業収支(償還計画)について、現在どのような見通しを持っているのか。
- 3 昭和五十八年度現在、新設工事中の四区間及び着工準備中の二区間の各区分ごとの新設に要する費用の概算額はいくらか。
- 4 事業認可区間ごとの完成時期及びこれに伴う当高速道路利用台数について現在どう予測しているのか。
- 5 着工準備中の二区間五・七キロメートルについては、今年度より新設工事が開始されることとなつては、この新規投資が名古屋高速道路公社の財政破綻を一層深刻化させることになる恐れが強い。

そのため、新設工事の開始を当分の間見合わせ、利用交通量、採算性などを再検討すべきだと考えるがどうか。

三 整備計画の中、未事業認可区間について

現整備計画の中、未事業認可区間の大半は、地下若しくは堀割区間であり、その建設費は、高架区間の二・三倍になることは必至である。この着工が、今でさえ破綻に瀕している名古屋高速道路公社の財政を確実に破綻させるものであることは論を待たないところである。そこで、

- 1 関係地方公共団体や名古屋高速道路公社と協議のうえ、建設計画をできるだけ縮小することを原則とした整備計画の抜本的な見直しを図るべきだと思ふがどうか。
- 2 整備計画の見直しが終わるまでの間、新規の工事区間への新たな投資は一切留保すべきだと思ふがどうか。

右質問する。

内閣衆質一〇一第二七号  
昭和五十九年七月二十日

内閣総理大臣 中曽根康弘

衆議院議長 福永 健司殿

衆議院議員田中美智子君提出名古屋都市高速道路の財政問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員田中美智子君提出名古屋都市高速道路の財政問題に関する質問に対する答弁書

一について

名古屋高速道路の現供用区間における交通量は、当初の見込みを下回っているが、供用を開始した昭和五十四年度には見込みの約四割であつたものが、昭和五十八年度には六割に達し、着実に増加していると聞いている。

また、名古屋高速道路公社並びに同公社の設立団体である愛知県及び名古屋市では、今後、

事業が順次進められ、都市高速道路網が形成されるに従い、利便性が向上し、交通量が増加して収支が改善されると見込んでいるので、政府としても注意深く見守つてまいりたい。

二及び三の二について

新規に事業を認可した区間は、現在供用中及び建設中の名古屋都市高速二号と同高速一号を都心において結ぶものであり、その完成により採算性は向上すると期待されているが、現在、事業の進捗よくについて計画とのずれが生じていること等から、名古屋高速道路公社において、利用交通量の検討、長期的な収支見直しを含め、昭和六十二年を最終とする整備計画の

変更を検討していると聞いている。

なお、昭和五十八年度現在、新設工事中の四区間及び着工準備中の二区間の各区分ごとの新設に要する費用の概算額並びに現時点における事業認可区間ごとの完成予定時期は、それぞれ別表一及び別表二のとおりであると聞いている。

三の二について

都市高速道路は、道路網を早期に整備する必要がある、整備計画の検討の方向を見定めつつ事業を進めることは差し支えないと考える。

右答弁する。

別表一 事業区間の費用の概算額

| 路 線                       | 区 間                                      | 費用の概算額                                         | 備 考            |
|---------------------------|------------------------------------------|------------------------------------------------|----------------|
| 名古屋都市計画道路<br>一四一―一高速一号線   | 中川区富田町大字万場字三反田<br>中区大須一丁目<br>千種区吹上二丁目    | 一、二三八億円<br>(昭和五十七年価格)<br>二、四六六億円<br>(昭和五十七年価格) | 新設工事中<br>着工準備中 |
| 名古屋都市計画道路<br>一四二―二高速二号線   | 北区丸新町一丁目<br>北区萩野通一丁目<br>中区新栄一丁目<br>昭和区上町 | 二、九一六億円<br>(昭和五十八年価格)<br>二、四四四億円<br>(昭和五十七年価格) | 新設工事中<br>新設工事中 |
| 名古屋都市計画道路<br>一四五―三高速分岐三号線 | 昭和区平和一丁目<br>昭和区御器所一丁目及び鶴舞三丁目             | 一、一六六億円<br>(昭和五十七年価格)                          | 新設工事中          |
| 名古屋都市計画道路<br>一五五―三高速分岐三号線 | 中川区名駅四丁目<br>中区平和一丁目                      | 三、〇五五億円<br>(昭和五十七年価格)                          | 着工準備中          |

注 区間の右列は起点、左列は終点の地名を表し、いずれも名古屋市である。

別表二 事業認可区間ごとの完成予定時期

| 路 線                         | 区 間 | 事業認可<br>(当初)年月<br>日 | 現時点におけ<br>る完成予定時<br>期 |
|-----------------------------|-----|---------------------|-----------------------|
| 中川区富田町大字万場字三反田<br>中川区畑江通二丁目 |     | 昭和五三年<br>一月二〇日      | 昭和六一年度                |

昭和五十九年七月二十七日 衆議院會議録第三十八号 朗読を省略した議長の報告

|                           |                               |                |        |
|---------------------------|-------------------------------|----------------|--------|
| 名古屋都市計画道路<br>一四一―一高速一号线   | 中村区細江通二丁目<br>中村区大須一丁目         | 昭和五三年<br>七月一三日 | 昭和六一年度 |
| 名古屋都市計画道路<br>一四一―二高速二号线   | 千種区吹上二丁目<br>北區丸新町<br>北區萩野通二丁目 | 昭和五八年<br>七月二九日 | 昭和六二年度 |
| 名古屋都市計画道路<br>一四一―三高速分岐三号线 | 中區新栄一丁目<br>昭和中区丸上町            | 昭和四七年<br>六月二六日 | 昭和六二年度 |
| 名古屋都市計画道路<br>一四一―四―三高速三号线 | 中區平和一丁目<br>中區山王三丁目<br>中區山王五丁目 | 昭和五四年<br>一月一五日 | 昭和五九年度 |
| 名古屋都市計画道路<br>一四一―五―三高速三号线 | 中區山王三丁目<br>中區山王五丁目            | 昭和五六年<br>一月一七日 | 昭和五九年度 |
| 名古屋都市計画道路<br>一四一―六―三高速三号线 | 中區山王三丁目<br>中區山王五丁目            | 昭和五八年<br>七月二九日 | 昭和六二年度 |

注 区間の右列は起点、左列は終点の地名を表し、いずれも名古屋市内である。

米空母艦載機夜間離着陸訓練基地化問題に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十九年七月十二日

提出者 岡崎万寿秀

衆議院議長 福永 健司殿

米空母艦載機夜間離着陸訓練基地化問題に関する質問主意書

政府がさきの日米安保事務レベル協議において、米空母艦載機夜間離着陸訓練(NLP)基地確保が「最優先課題」との米側要求に対して、「最大限努力」を改めて約束したことは、三宅島など各地で起こっているNLP基地化反対運動と圧倒的世論を無視するものといわなければならぬ。ところで、このNLP基地について、「タッチ・アンド・ゴー」のための滑走路建設だけで問題ない」といった意見も聞かれますが、政府の構想はどういうものなのか明らかにされてはいない。従つて以下、NLP基地を新しく建設する場合

について質問する。

一 政府がアメリカ側に「最大限努力」を約束したNLP基地は、日本の費用で建設するのだから。

二 政府が建設しようとしているのは、タッチ・アンド・ゴーのための滑走路部分だけか。付随する施設・区域はまったく必要としないのかどうか。

三 滑走路は幅四十五メートル、長さ二千メートルといわれているが、そのとおりか。

四 NLP基地の管理主体はどことするのか。

五 米軍地位協定第二条四項(四)の基地として提供するの、提供形態を問う。

六 米艦載機離着陸訓練には事故がつきものだが、この事故に対処する救護部隊の配備はまったくないのかどうか。

七 燃料庫、機体整備のための諸施設及び要員は置かないのかどうか。

八 基地警備関係の米軍要員は一切置かないのか

どうか。

九 救護、基地警備を自衛隊が米軍に代わつて行うことはないのかどうか。

十 米艦載機の緊急避難も含めて駐機することはないのである。

十一 民間飛行場建設には、航空法の制限規定が適用される。米軍のNLP基地建設に当たつて、航空法及びその制限規定を準用するのだから、それとも制限はないのかどうか。

右質問する。

内閣衆質一〇一第三二号

昭和五十九年七月二十日

衆議院議長 福永 健司殿

衆議院議員岡崎万寿秀君提出米空母艦載機夜間離着陸訓練基地化問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員岡崎万寿秀君提出米空母艦載機夜間離着陸訓練基地化問題に関する質問に対する答弁書

一 から十一までについて

艦載機離着陸訓練のための施設について、政府は、現在、関東地方及びその周辺地域を対象として、①既存の飛行場について、所要の着陸訓練が可能かどうかの調査、②陸上飛行場の新設について、適地の選定のための調査、③浮体滑走路について、技術的、経済的及び社会的な見地から実現性を検討するための資料の収集等を行い、鋭意検討しているところであるが、いまだ結論を得ていないので、具体的構想を述べることができない。

右答弁する。

一、去る二十四日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員小沢和秋君提出玄海灘沿岸の浸食対策等に関する質問に対する答弁書

策等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員近江巳記夫君提出「報償費」に関する質問に対する答弁書

玄海灘沿岸の浸食対策等に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十九年七月二日

提出者 小沢 和秋

衆議院議長 福永 健司殿

玄海灘沿岸の浸食対策等に関する質問主意書

玄海灘沿岸は古くから遠浅の砂浜に恵まれ、ここに樹齢数百年の松林が連なり、その大部分が国定公園に指定されている。その松林の多くは防風保安林となり、砂浜は住民の海水浴場として親しまれてきた。

しかるに最近、海岸の浸食が激しく進み、三里松原周辺では、保安林の松の根まで洗われて枯死するなどの状況さえ生まはれはじめている。この地域の防災対策が今や緊急の課題になつてきたので、以下の点について質問する。

一 政府は現地の海岸浸食の実態と、その原因について調査をしているのか。また、いかなる対策を講じているのか。

二 松くい虫の被害と沿岸の浸食などにより三里松原一帯の防風保安林の機能は大幅に低下している。最近、その防除や補植などにより或る程度の回復は認められるが、今なお農作物の塩害などが後を絶たない。

これらの保安林の林況、地況、飛砂状況、その総合としての保安林機能はどうなつていのか。それを強化するため、どのような対策を講じているのか。

三 かねてから、この防風保安林のなかに、対潜水艦超長波通信施設を設置することが問題になつてい

防衛施設庁は、昭和五十六、五十七両年度に設置の可否を検討するための環境調査を行つ

た。その結果については、私の昭和五十八年三月四日衆議院予算委員会第一分科会における質問に対する友藤防衛庁参事官の答弁でも、公表が約束されている。その後、時間も相当に経過している。どうなっているのか。調査結果と設置に関する結論を明らかにされたい。

仮に結論がでないとしても、いつ頃にされるのか明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一〇一第二九号

昭和五十九年七月二十四日

内閣総理大臣 中曾根康弘

衆議院議長 福永 健司殿

衆議院議員小沢和秋君提出玄海灘沿岸の浸食対策等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

【別紙】

衆議院議員小沢和秋君提出玄海灘沿岸の浸食対策等に関する質問に対する答弁書

一について

三里松原周辺の海岸浸食については、福岡県がその実態及び原因について調査を実施しているところであるが、近年においては、汀線の後退は鈍化の傾向にあり、一部の区域では汀線の前進もみられると聞いている。

浸食対策としては、福岡県知事が芦屋海岸において昭和四十八年度から離岸堤及び護岸を設置し、昭和五十八年度に概成している。

二について

三里松原一帯の防風保安林については、その機能の維持増進を図るため、従来から、植栽及び保育、松くい虫被害対策の実施、防風垣の設置等の措置を講じてきたところであり、今後とも現地の実情に即し、必要な措置を講じてまいりたい。

三について

御質問の環境調査については、その調査結果について検討を行っているところであり、現段階

階において、公表は差し控えたい。したがって、超長波送信所の設置に関する結論についても、お答えできる段階にはない。

なお、結論を出し得る時期については、確たる見通しを持っていない。

右答弁する。

【報償費】に関する質問主意書

右の質問主意書を出す。

提出者 近江巳記夫

衆議院議長 福永 健司殿

「報償費」に関する質問主意書

予算・決算書における科目の中に「報償費」という「目」がある。これについて国会で種々議論のあるところであるが、その用途については不明な点が多々あると考える。

従つて、次の事項について質問する。

一 一般会計及び補正予算にかかわる「報償費」は十一省庁に及んでいる。既に「報償費」の目的は、「予算事務提要」で明らかであるが、その使途明細について、省庁ごとの細目と金額について明示されたい。

二 計算証明規則第十一條に基づく報償費の取扱いは、いわゆる「簡易証明」による決算額(昭和五十五年度より五十七年度三カ年)について各省庁の「細目」について明示されたい。

三 我が国において秘密や機密に関する特別立法はないが、「報償費」の性格について各省庁の担当官は、「戦前に言う機密費と同様の性格を保持している概念である」と解しているがこれに相違はないか説明されたい。

四 国政調査権と公務員の守秘義務の関係については、従来も取り上げられているが中曾根内閣はどう考えるか。

五 「報償費」については、国政調査権もほとんど介入できない状況にある。従つて、報償費のどのような取扱いが可能な法的根拠を明示された

い。

右質問する。

内閣衆質一〇一第三〇号

昭和五十九年七月二十四日

内閣総理大臣 中曾根康弘

衆議院議長 福永 健司殿

衆議院議員近江巳記夫君提出「報償費」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

【別紙】

衆議院議員近江巳記夫君提出「報償費」に関する質問に対する答弁書

一について

報償費は、国が国の事務又は事業を円滑かつ効果的に遂行するため、当面の任務と状況に応じその都度の判断で最も適当と認められる方法により機動的に使用する経費であつて、昭和五十九年度一般会計予算における省庁ごとの予算額は、次のとおりである。

なお、報償費については、このような性格から予算上目を細分した使途別の区分は行っていない。

二について

報償費に係る計算証明につき、計算証明規則第十一條の規定に基づいていわゆる簡易証明によることが認められている報償費の省庁ごとの決算額は、次のとおりである。

なお、報償費については、前述したとおり目を細分した使途別の区分は行っていないので、決算額についても使途別の区分は行っていない。

| 所管 | 簡易証明によるものの決算額(単位千円) |           |           |
|----|---------------------|-----------|-----------|
|    | 昭和五十五年度             | 昭和五十六年度   | 昭和五十七年度   |
| 内閣 | 一、四九三、三五〇           | 一、五三三、一六〇 | 一、五〇四、四六五 |
| 警察 | 二八、三四六              | 二八、三五六    | 二七、八一     |
| 衛生 | 一一五、〇二七             | 一一四、六八〇   | 一一三、五五一   |
| 法務 | 一一、六〇二              | 一〇、一七四    | 九、七八六     |
| 外務 | 三、四九六、八四四           | 三、五一四、七九六 | 三、五一九、〇一四 |
| 厚生 | 一、八〇五               | 一、八一      | 一、七二六     |
| 運輸 | 三、八一七               | 四、一三五     | 三、九四二     |
| 労働 | 九〇六                 | 九〇六       | 八五三       |

三について

報償費は、前述の性格を有する経費であるが、その支出については、会計検査院の検査を受けるものであつて、この点において戦前の機密費とは異なるものと考えられる。

四について

昭和五十九年七月二十七日 衆議院會議録第三十八号 朗読を省略した議長の報告 道路運送法等の一部を改正する法律案及び同報告書

いわゆる国政調査権と国家公務員の守秘義務との関係についての政府の考え方は、次のとおりである。

(一) いわゆる国政調査権は、憲法第六十二条に由來するものであり、国政の全般にわたつてその適正な行使が保障されなければならないことはいうまでもないところである。

一方、憲法第六十五条によつて内閣に属することとされている行政権に属する公務の民主的かつ能率的な運営を確保するために、国家公務員には守秘義務が課されている。

(二) そこで、国政調査権と国家公務員の守秘義務との間において調整を必要とする場合が生ずる。国政調査権に基づいて政府に対して要請があつた場合、その要請にこたえて職務上の秘密を開披するかどうかは、守秘義務によつて守られるべき公益と国政調査権の行使によつて得られるべき公益とを個々の事案ごとに比較衡量することにより決定されるべきものと考へる。

(三) 個々の事案について右の判断をする場合において、国会と政府との見解が異なる場合が生ずることは避け得ないところである。政府としては、国会の国政調査活動が十分その目的を達成できるよう、政府の立場から許される最大限の協力をすべきものと考へる。

(昭和四十九年十二月二十三日参議院予算委員会における三木内閣総理大臣答弁参照)

五について  
我が国においては、御指摘のとおり秘密や機密に関する特別の法律が制定されているわけではないが、国家機関がその任務を遂行していく上において、公の利益の保護の観点から、ある事柄を公表しないことは許されるものと考えられる。  
政府が報償費の具体的な使途を公表していないのは、その公表により行政の円滑な遂行に重

大な支障を生ずることとなると判断しているからである。  
右答弁する。

#### 道路運送法等の一部を改正する法律案

右  
国会に提出する。

昭和五十九年三月二十九日

内閣総理大臣 中曽根康弘

#### 道路運送法等の一部を改正する法律

##### (道路運送法の一部改正)

第一条 道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)の一部を次のように改正する。

第二百二十二条の見出し中「職権」を「権限」に改め、同条中「職権の一部」を「権限」に改め、同条中「職権」を「権限」に改め、「又は都道府県知事を削り、同条第二号中「職権」を「権限」に改め、同条第三号中「職権」を「権限」に改め、「都道府県知事を」を「地方運輸局長」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定により地方運輸局長に委任された権限は、政令で定めるところにより、地方運輸局陸運支局長に委任することができる。

##### (道路運送車両法の一部改正)

第二条 道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。

##### (権限の委任)

第二百五条 この法律に規定する運輸大臣の権限は、政令で定めるところにより、地方運輸局長に委任することができる。

2 この法律に規定する地方運輸局長の権限及び前項の規定により地方運輸局長に委任された権限は、政令で定めるところにより、地方運輸局陸運支局長に委任することができる。

3 自動車の登録に関する運輸大臣の権限(以下この項及び第五項において「登録権限」という。)が第一項の規定により地方運輸局長に委任された場合又は同項の規定により地方運輸局長に委任された登録権限が前項の規定により地方運輸局陸運支局長に委任された場合に於ける地方運輸局長又は地方運輸局陸運支局長の処分(次項において「地方運輸局長等の処分」という。)について不服がある者は、異議申立てをすることができる。

4 地方運輸局長等の処分についての審査請求については、行政不服審査法第十四条及び第三十七条第六項の規定は、適用しない。

5 第一項の規定により地方運輸局長に委任された登録権限が第二項の規定により地方運輸局陸運支局長に委任された場合における地方運輸局陸運支局長の処分についての再審査請求については、行政不服審査法第五十三条の規定は適用せず、かつ、同法第五十六条の規定にかかわらず、同法第十四条及び第三十七条第六項の規定は適用しない。

6 運輸大臣又は地方運輸局長の権限が第一項又は第二項の規定により地方運輸局長又は地方運輸局陸運支局長に委任された場合においては、政令で、合理的に必要と判断される範囲内において、この法律その他の法令の規定の適用に関し必要な事項を定めることができる。

(道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律の一部改正)  
第三条 道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律(昭和三十九年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第七條を次のように改める。  
(権限の委任)  
第七條 第五條第一項に規定する運輸大臣の権限は、政令で定めるところにより、地方運輸局長に委任することができる。

2 第五條に規定する地方運輸局長の権限及び

前項の規定により地方運輸局長に委任された権限は、政令で定めるところにより、地方運輸局陸運支局長に委任することができる。  
(土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の一部改正)  
第四条 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和四十二年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第十七條第一項中「又は都道府県知事を削り、同条第二項中「権限」に下し「及び前項の規定により地方運輸局長に委任された権限」を加え、「都道府県知事を」を「地方運輸局陸運支局長」に改める。

(タクシー業務適正化臨時措置法の一部改正)  
第五条 タクシー業務適正化臨時措置法(昭和四十五年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第五十四條中「又は都道府県知事を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定により地方運輸局長に委任された権限は、政令で定めるところにより、地方運輸局陸運支局長に委任することができる。

(運輸省設置法の一部改正)  
第六條 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第四十三條の見出しを「(陸運支局、海運支局等)」に改め、同条中「所要の地に、地方運輸局の下に」の陸運支局、陸運支局の自動車検査登録事務所、地方運輸局」を加え、同条後段を削り、同条に次の二項を加える。

2 陸運支局の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

3 陸運支局の所掌事務の範囲及び内部組織並びに自動車検査登録事務所、海運支局その他の地方機関の名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織は、運輸省令で定める。

## 附 則

## (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正)

第二条 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和二十三年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第三条 第一項第四号中「若しくは陸運事務所(地方自治法の一部を改正する法律(昭和二十五年法律第四十三号)附則第三項の事務所をいう。」「を、地方運輸局の陸運支局若しくは地方運輸局の陸運支局の自動車検査登録事務所」に改める。

(地方自治法の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 地方自治法の一部を改正する法律(昭和二十五年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

附則第一項ただし書中「附則第八項」を「附則第六項」に改める。

附則第三項及び第四項を削り、附則第五項を附則第三項とし、附則第六項から第十項までを二項ずつ繰り上げる。

(国家公務員等共済組合法の一部改正)

第四条 国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第二百八十八号)の一部を次のように改正する。

第二百二十六条の四を次のように改める。

第二百二十六条の四 削除

(自動車検査登録特別会計法の一部改正)

第五条 自動車検査登録特別会計法(昭和三十三年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「出資」の下に「一般会計への繰入金を加え、同条に次の一項を加える。

3 第一項に規定する一般会計への繰入金は、

昭和五十九年七月二十七日 衆議院会議録第三十八号 道路運送法等の一部を改正する法律案及び同報告書

第一条に規定する事務で沖縄県の区域内に置かれる国の行政機関が行うものに要する事務取扱費の財源に充てるため、予算で定めるところにより、繰り入れるものとする。

(行政機関の職員の定員に関する法律の一部改正)

第六条 行政機関の職員の定員に関する法律(昭和四十四年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「五十万六千五百七十一人」を「五十万九千五百八十八人」に改める。

(自動車重量税法の一部改正)

第七条 自動車重量税法(昭和四十六年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第八条中「行なう」を「行う」に、「都道府県知事」を「地方運輸局長若しくは地方運輸局陸運支局長」に改める。

第九条中「行なう」を「行う」に、「都道府県知事」を「地方運輸局長若しくは地方運輸局陸運支局長」に改める。

第十条中「若しくは地方運輸局長、都道府県知事」を「地方運輸局長若しくは地方運輸局陸運支局長」に、「添付」を「添付」に、「行なう」を「行う」に改める。

(沖縄開発庁設置法の一部改正)

第八条 沖縄開発庁設置法(昭和四十七年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「事務所」の下に「又は事務所の支所を加え、同条第二項中「事務所」の下に「及び事務所の支所」を加える。

(経過措置)

第九条 この法律の施行前に、この法律による改正前の道路運送法、道路運送車両法、道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法、タクシー業務適正化臨時措置法若しくは自動車重量税法又はこれらの法律に基づく命令の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律による改正後の道路運送法、道路運送車両法、道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法、タクシー業務適正化臨時措置法若しくは自動車重量税法又はこれらの法律に基づく命令の規定に基づき命令の他の行為とみなす。

規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律による改正後の道路運送法、道路運送車両法、道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法、タクシー業務適正化臨時措置法若しくは自動車重量税法又はこれらの法律に基づく命令の相当規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

第十条 この法律による改正後の運輸省設置法第四十三条第一項の地方運輸局の陸運支局及び陸運支局の自動車検査登録事務所並びにこの法律による改正後の沖縄開発庁設置法第十条第一項の沖縄総合事務局の事務所及び事務所の支所(地方運輸局の陸運支局において所掌することとされている事務を分掌するものに限る。)であつて、この法律の施行の際この法律による改正前の地方自治法の一部を改正する法律附則第三項の事務所(次条において「陸運事務所」という。)の位置と同一の位置に設けられるものについては、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第五十六条第六項の規定は、適用しない。

第十一条 この法律の施行の際現に陸運事務所の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、運輸省又は沖縄開発庁の相当の機関の職員となるものとする。

理由

地方陸運行政の総合化及び効率化を図るため、従来都道府県知事に委任していた道路運送法、道路運送車両法等に基づく運輸大臣等の権限を運輸省の地方支分部局の長に委任することとする等所要の措置を講ずることにより、陸運行政に係る地方事務官制度を廃止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

道路運送法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、地方陸運行政の総合化及び効率化を図るため、従来陸運関係事務に係る運輸大臣等の権限を都道府県知事に委任していた地方事務官制度を廃止し、これらの権限を運輸省の地方支分部局の長に委任することとする等所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 道路運送法の一部改正

運輸大臣の権限を都道府県知事に委任する制度を廃止し、これらの権限については、政令で定めるところにより、地方運輸局長又は地方運輸局陸運支局長に委任することができることとする。

2 道路運送車両法の一部改正

運輸大臣又は地方運輸局長の権限を都道府県知事に委任する制度を廃止し、これらの権限については、政令で定めるところにより、地方運輸局長又は地方運輸局陸運支局長に委任することができることとする。

3 道路運送法に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律の一部改正

運輸大臣又は地方運輸局長の権限を都道府県知事に委任する制度を廃止し、これらの権限については、政令で定めるところにより、地方運輸局長又は地方運輸局陸運支局長に委任することができることとする。

4 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の一部改正

運輸大臣又は地方運輸局長の権限を都道府県知事に委任する制度を廃止し、これらの権限については、政令で定めるところにより、地方運輸局長又は地方運輸局陸運支局長に委任することができることとする。

5 タクシー業務適正化臨時措置法の一部改正

運輸大臣の権限を都道府県知事に委任する

昭和五十九年七月二十七日 衆議院會議録第三十八号

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働関係法律の整備等に関する法律案  
及び同報告書

一一一四

制度を廃止し、これらの権限については、政令で定めるところにより、地方運輸局長又は地方運輸局陸運支局長に委任することができることとする。

6 運輸省設置法の一部改正

運輸大臣は、地方運輸局の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、地方運輸局の陸運支局又は陸運支局の自動車検査登録事務所を設置することができることとする。

7 その他

1 から6 のほか、国家公務員等共済組合法、自動車検査登録特別会計法、沖縄開発庁設置法、行政機関の職員の手続に関する法律等関係法律について所要の改正を行うとともに、所要の経過措置を設けることとする。

8 施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

二 議案の可決理由

地方陸運行政の総合化及び効率化を図るため、陸運事務所を運輸省の地方支分部局とし、これに伴い従来の陸運事務所の地方事務官を運輸事務官等とする本案の措置は適切妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した。

昭和五十九年七月二十四日

運輸委員長 福家 俊一  
衆議院議長 福永 健司殿

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働関係法律の整備等に関する法律案

国会に提出する。

昭和五十九年五月十四日

内閣総理大臣 中曽根康弘

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働関係法律の整備等に関する法律

(勤労婦人福祉法の一部改正)

第一条 勤労婦人福祉法(昭和四十七年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律

目次を次のように改める。

第一章 総則(第一条―第六条)

第二章 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の促進

第一節 事業主の講ずる措置等(第七条―第十五条)

第二節 機会均等調停委員会(第十六条―第二十一条)

第三章 女子労働者の就業に関する援助の措置等(第二十一条―第三十一条)

第四章 雑則(第三十二条―第三十五条)

附則

第一条中「勤労婦人の福祉に関する原理を明らかにする」を「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進すること」に改め、

「勤労婦人に」を「女子労働者に」に、「職業指導の充実、職業訓練の奨励」を「職業能力の開発及び向上、再就職の援助並びに」に改め、

「育児、家事その他の」を削り、「調和の促進、福祉施設の設置」を「調和を図る」に、「もつて勤労婦人」を「もつて女子労働者」に改める。

第二条中「勤労婦人は、次代をになう」を「女子労働者は、経済及び社会の発展に寄与する者であり、かつ、家庭の一員として次代を担う」に、「重大な」を「重要な」に改め、「とともに、経済及び社会の発展に寄与する」を削り、「勤労婦人が職業生活と家庭生活との調和を図り、及

び」を「女子労働者が」に、「営む」を「営み、及び職業生活と家庭生活との調和を図る」に改める。

第三条中「勤労婦人は、勤労」を「女子労働者は、労働」に、「をもち、みずからすすんで」を「の下に、自ら進んで」に、「を開発し」を「の開発及び向上を図り」に改める。

第四条を次のように改める。

(関係者の責務)

第四条 事業主並びに国及び地方公共団体は、前二条に規定する基本的理念が具現されるように努めなければならない。

第五条中「勤労婦人」を「女子労働者」に、「勤労」を「労働」に、「とくに」を「特に」に、「行なう」を「行う」に改める。

第二章から第五章までの章名を削る。

第六条に見出しとして「(女子労働者福祉対策基本方針)」を付し、同条第一項及び第二項中「勤労婦人の」を「女子労働者の」に、「勤労婦人福祉対策基本方針」を「女子労働者福祉対策基本方針」に改め、同条第三項中「勤労婦人福祉対策基本方針」を「女子労働者福祉対策基本方針」に改め、同条第四項から第六項までの規定中「勤労婦人福祉対策基本方針」を「女子労働者福祉対策基本方針」に改める。

第十七条中「同条第六項の下に」及び第十二条第二項を加え、「並びに前条」を「第十二条第一項並びに前二条」に改め、「船員中央労働委員会」の下に「と、第九条、第十条、第十四条及び前条第二項中「労働省令」とあるのは「運輸省令」と、第十一条第三項中「労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第六十五条第一項若しくは第二項の規定による休業をしたこと」とあるのは「船員法(昭和二十二年法律第百号)第八十七条第一項若しくは第二項の規定によつて作業に従事しなかつたこと」と、第十四条、

第十五条及び前条第二項中「都道府県婦人少年室長」とあるのは「地方運輸局長(海運監理部長を含む)」と、第十五条中「機会均等調停委員会に調停を行わせる」とあるのは「船員地方労働委員会に調停を委任する」を加え、同条に次の三項を加え、同条を第三十四条とする。

2 前項の規定により読み替えられた第十五条の規定により委任を受けて船員地方労働委員会が行う調停については、第二章第二節の規定は、適用しない。

3 前項の調停の事務は、公益委員のうちから当該船員地方労働委員会の会長が指名する三人の委員で構成する合議体で取り扱う。この場合において、当該合議体は、関係当事者からの申立てに基づき必要があると認めるときは、使用者委員及び労働者委員のうちから当該船員地方労働委員会の会長が指名する委員から当該事件につき意見を聴くものとする。

4 第十九条から第二十一条までの規定は、第二項の調停について準用する。この場合において、第十九条及び第二十条中「委員会」とあるのは「船員地方労働委員会」と、第二十一条中「この節」とあるのは「第三十四条第三項」と、「委員会」とあるのは「合議体」と、「労働省令」とあるのは「船員中央労働委員会規則」と読み替えるものとする。

第十六条第一項中「勤労婦人」を「女子労働者」に改め、同条を第三十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十三条 労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

2 前項に定める労働大臣の権限は、労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県婦人少年室長に委任することができる。

第十五条を削り、第十四条第一項中「勤労婦人」を「女子労働者」に改め、同条を第三十一条とし、同条の次に次の章名を付する。

#### 第四章 雑則

第十三条第二項中「勤労婦人」を「女子労働者」に、「行ない」を「行い」に、「レクリエーション」を「レクリエーション」に、「行なう」を「行う」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第三十条とする。

4 国は、地方公共団体に対し、働く婦人の家の設置及び運営に関し必要な助言、指導その他の援助を行うように努めるものとする。

第十二条中「勤労婦人」に対して、勤労」を「女子労働者」に対して、労働」に改め、同条を第二十九条とする。

第十一条の見出しを「(育児休業の普及等)」に改め、同条中「勤労婦人」を「女子労働者」に、「行なう」を「行う」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第二十八条とする。

2 第二十五条第二項の規定は、前項の育児休業について準用する。

第十条中「勤労婦人」を「女子労働者」に改め、同条を第二十七条とする。

第九条の前の見出しを削り、同条中「勤労婦人」を「女子労働者」に改め、同条を第二十六条とし、同条の前の見出しとして「(妊娠中及び出産後の健康管理に関する配慮及び措置)」を付する。

第八条の見出しを「(職業能力の開発及び向上の促進)」に改め、同条中「勤労婦人が職業に必要な技能(これに関する知識を含む)を習得し、その能力の」を「女子労働者が職業能力の開発及び」に、「勤労婦人に対し職業訓練の」を「女子労働者に対しその」に、「勤労婦人その他」を「女子労働者その他」に、「職業訓練」を「職業能力の開発及び向上」に、「行なうとともに、施設の整備その他勤労婦人の職業訓練の受講を容易にするために」を「行うとともに、職業訓練施設の整

備その他の」に改め、同条を第二十三条とし、同条の次に次の二条を加える。

#### (再就職の援助)

第二十四条 国は、妊娠、出産又は育児を理由として退職した女子に対しその希望するときに再び雇用の機会が与えられるようにするため、職業指導、職業紹介、職業能力の再開発の措置その他の措置が効果的に関連して実施されるように配慮するものとする。

#### (再雇用特別措置の普及等)

第二十五条 事業主は、妊娠、出産又は育児を理由として退職した女子について、必要に応じ、再雇用特別措置(当該女子であつて、その退職の際に、その就業が可能となつたときに当該退職に係る事業の事業主に再び雇用されることの希望を有する旨の申出をしていたものについて、当該事業主が、労働者の募集又は採用に当たつて特別の配慮をする措置をいう)その他これに準ずる措置を実施するように努めなければならない。

2 国は、事業主に対して、前項の再雇用特別措置の普及を促進するため、必要な助言、指導その他の援助を行うように努めるものとする。

第七条中「勤労婦人が」を「女子労働者が」に、「勤労婦人その他関係者に対して」を「女子労働者に対して」に、「勤労婦人の特性に適應した」を「かつ、これに基づく適切な」に、「行なう」を「行う」に改め、同条を第二十二条とする。

第六条の次に次の一章及び章名を加える。

#### 第二章 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の促進

##### 第一節 事業主の講ずる措置等

(募集及び採用)  
第七条 事業主は、労働者の募集及び採用について、女子に対して男子と均等な機会を与えるように努めなければならない。

#### (配置及び昇進)

第八条 事業主は、労働者の配置及び昇進について、女子労働者に対して男子労働者と均等な取扱いをするように努めなければならない。

#### (教育訓練)

第九条 事業主は、労働者の業務の遂行に必要な基礎的な能力を付与するためのものとして労働省令で定める教育訓練について、労働者が女子であることを理由として、男子と差別的取扱いをしてはならない。

#### (福利厚生)

第十条 事業主は、住宅資金の貸付けその他これに準ずる福利厚生措置であつて労働省令で定めるものについて、労働者が女子であることを理由として、男子と差別的取扱いをしてはならない。

#### (定年、退職及び解雇)

第十一条 事業主は、労働者の定年及び解雇について、労働者が女子であることを理由として、男子と差別的取扱いをしてはならない。

2 事業主は、女子労働者が婚姻し、妊娠し、又は出産したことを退職理由として予定する定めをしてはならない。

3 事業主は、女子労働者が婚姻し、妊娠し、出産し、又は労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第六十五条第一項若しくは第二項の規定による休業をしたことを理由として、解雇してはならない。

#### (指針)

第十二条 労働大臣は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇が確保されることを促進するため必要があると認めるときは、第七條及び第八條に定める事項に関し、事業主が講ずるよう努めるべき措置についての指針(次項において「指針」という。)を定めることができる。

2 第六條第三項から第五項までの規定は指針

の策定について、同条第四項及び第五項の規定は指針の変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替へるものとする。

#### (苦情の自主的解決)

第十三条 事業主は、第八条から第十一条までの規定に定める事項に関し、女子労働者から苦情の申出を受けたときは、苦情処理機関(事業主を代表する者及び当該事業場の労働者を代表する者を構成員とする当該事業場の労働者の苦情を処理するための機関をいう)に対し当該苦情の処理をゆだねる等その自主的な解決を図るよう努めなければならない。

#### (紛争の解決の援助)

第十四条 都道府県婦人少年室長は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇に関する事業主の措置で労働省令で定めるものについて、女子労働者と事業主(以下「関係当事者」という。)との間の紛争に関し、関係当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該関係当事者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

#### (調停の委任)

第十五条 都道府県婦人少年室長は、前条に規定する紛争(第七条に定める事項についての紛争を除く)について、関係当事者の双方又は一方から調停の申請があつた場合において当該紛争の解決のために必要があると認めるとき(関係当事者の一方から調停の申請があつた場合にあつては、他の関係当事者が調停を行うことを同意したときに限る)は、機会均等調停委員会に調停を行わせるものとする。

#### 第二節 機会均等調停委員会

(設置)  
第十六条 都道府県婦人少年室に、機会均等調

昭和五十九年七月二十七日 衆議院會議録第三十八号 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働関係法律の整備等に関する法律案 一二一六

停委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、前条の調停(以下この節において「調停」という。)を行う機関とする。

(組織)

第十七条 委員会は、委員三人をもつて組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから、労働大臣が任命する。

(調停)

第十八条 委員会は、関係当事者からの申立てに基づき必要があると認めるときは、当該委員会が置かれる都道府県婦人少年室の管轄区域内の主要な労働者団体又は事業主団体が指名する関係労働者を代表する者又は関係事業主を代表する者から当該事件につき意見を聴くものとする。

第十九条 委員会は、調停案を作成し、関係当事者に対しその受諾を勧告することができる。

第二十条 委員会は、当該委員会に係属している事件の解決のために必要があると認めるときは、関係行政庁に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

(労働省令への委任)

第二十一条 この節に定めるもののほか、委員会及び調停の手續に関し必要な事項は、労働省令で定める。

第三章 女子労働者の就業に関する援助の措置等

本則に次の一条を加える。

(適用除外)

第三十五条 第二章、第二十五条第一項及び同条第二項(第二十八条第二項において準用する場合を含む。)並びに第三十三条の規定は、国家公務員及び地方公務員に関して、適用しない。

(労働基準法の一部改正)

第二条 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九

号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六章 女子及び年少者」を「第六章 年少者」に改める。

第四十一条中「及び第六章」を「第六章及び第

三章中「受けた者」を「受けたもの」に改める。

「第六章 女子及び年少者」を「第六章 年少者」に改める。

第六十条の見出し中「年少者の」を削る。

第六十一条を削り、第六十二条第一項中「又は女子」を削り、「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「労働に関する主務大臣」を「労働大臣」に改め、同条第四項中「第十三号、第十四号及び」を「若しくは第十三号若しくは」に改め、

「若しくは中央労働基準審議会の議を経て命令で定める女子の健康及び福祉に有害でない業務」と及び同項ただし書を削り、同条第五項中「第五十六条第二項本文」を「第五十六条第二項」に改め、同条第六十一条とする。

第六十三条第一項中「又は女子」を削り、「つかせ」を「就かせ」に、「つかせ」を「就かせ」に改め、同条第四項中「第二項」を「前項」に改め、「及び前項の一定の業務の範囲」を削り、同条第三項を削り、同条第六十二条とする。

第六十四条中「又は女子」を削り、同条を第六十三条とし、同条の次に次の一条、章名及び四

条を加える。

(婦人旅費)

第六十四条 満十八才に満たない者が解雇の日から十四日以内に帰郷する場合においては、使用者は、必要な旅費を負担しなければならない。ただし、満十八才に満たない者がその責めに帰すべき事由に基づいて解雇され、使用者がその事由について行政官庁の認定を受けたときは、この限りでない。

第六章の二 女子

(労働時間及び休日)

第六十四条の二 使用者は、満十八才以上の女子で第八条第一号から第五号までの事業に従事するものについては、第三十六条の協定による場合においても、一週間について六時間、一年について百五十時間を超えて時間外労働をさせ、又は休日労働をさせなければならない。ただし、財産目録、貸借対照表又は損益計算書の作成その他の決算のために必要な計算、書類の作成等の業務に従事させる場合には、一週間について六時間の制限にかかわらず、二週間について十二時間を超えない範囲内で時間外労働をさせることができる。

使用者は、満十八才以上の女子で前項の事業以外の事業に従事するものについては、第三十六条の協定による場合においても、四週間を超えない範囲内で命令で定める週を単位とする期間について、六時間以上十二時間以下の範囲内で命令で定める時間に当該週を単位とする期間の週数を乗じて得た時間、一年について百五十時間以上三百時間以下の範囲内で命令で定める時間を超えて時間外労働をさせ、又は四週間について命令で定める日数以上の休日に労働させてはならない。

前項の命令は、同項の事業における労働による身体負担の程度、同項の事業の事業活動の状況等を考慮し、かつ、女子の健康及び福祉に支障のない範囲内において、同項の事業の種類に依りて、定めるものとする。

第一項及び第二項の規定は、満十八才以上の女子のうち、労働者の業務の遂行を指揮命令する職務上の地位にある者又は専門的な知識若しくは技術を必要とする業務に従事する者で、命令で定めるものに該当する者については、適用しない。

(深夜業)

第六十四条の三 使用者は、満十八才以上の女子を午後十時から午前五時までの間において使用してはならない。ただし、次の各号の一に該当する者については、この限りでない。

一 第八条第六号、第七号、第十三号若しくは第十四号又は電話の事業に従事する者

二 女子の健康及び福祉に有害でない業務で命令で定めるものに従事する者

三 前条第四項に規定する命令で定めるものの品質が急速に変化する食料品の製造又は加工の業務その他の当該業務の性質上深夜業が必要とされるものとして命令で定める業務に従事する者(一日の労働時間が、常時、通常の労働者の労働時間に比し相当程度短いものとして命令で定める時間以内であるものに限り。)

五 深夜業に従事することを使用者に申し出た者(命令で定める事業に従事するものに限り。であつて、当該申出に基づき、命令で定めるところにより、使用者が行政官庁の承認を受けたもの)

第六十一条第二項及び第三項の規定は、満十八才以上の女子の深夜業について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあり、及び同条第三項中「第一項」とあるのは、「第六十四条の三第一項」と読み替へるものとする。

前二項の規定は、第三十三条第一項の規定によつて労働時間を延長し、又は休日に労働させる場合については、適用しない。

(坑内労働の禁止)

第六十四条の四 使用者は、満十八才以上の女子を坑内で労働させてはならない。ただし、臨時の必要のため坑内で行われる業務で命令で定めるものに従事する者(次条第一項に規定する妊産婦で命令で定めるものを除く。)については、この限りでない。

(妊産婦等に係る危険有害業務の就業制限)

第六十四条の五 使用者は、妊娠中の女子及び

産後一年を経過しない女子（以下「妊産婦」という。）を、重量物を取り扱う業務、有害ガスを発散する場所における業務その他妊産婦の妊娠、出産、哺育等に有害な業務に就かせてはならない。

前項の規定は、同項に規定する業務のうち女子の妊娠又は出産に係る機能に有害である業務につき、命令で、妊産婦以外の女子に關して、準用することができる。

前二項に規定する業務の範囲及びこれらの規定によりこれらの業務に就かせてはならない者の範囲は、命令で定める。

第六十五条第一項中「六週間」の下に「（多胎妊娠の場合にあつては、十週間）を加え、同条第二項中「六週間」を「八週間」に、「但し」を「ただし」、「五週間」を「六週間」に改める。

第六十六条を削り、第六十七条の見出しを「生理日の就業が著しく困難な女子に対する措置」に改め、同条第一項中「又は生理に有害な業務に従事する女子」を削り、「生理休暇」を「休暇に改め、その者を」の下に「生理日に」を加え、同条第二項を削り、同条を第六十八条とする。

第六十六条第一項中「の外」を「のほか」に、「各、少くとも」を「各々少くとも」に改め、同条を第六十七条とし、第六十五条の次に次の一条を加える。

第六十六条 使用者は、妊産婦が請求した場合においては、第三十三条第一項及び第三項並びに第三十六条の規定にかかわらず、時間外労働をさせてはならず、又は休日労働をさせてはならない。

使用者は、妊産婦が請求した場合においては、第六十四条の三第一項ただし書の規定にかかわらず、深夜業をさせてはならない。  
第七十条中「第六十三条」を「第六十二条及び第六十四条の五の年少者及び妊産婦等」に、「及び第六十四条」を並びに第六十三条及び第六十

四条の四の年少者及び女子」に、「別段の定」を「別段の定め」に、「第六十四条」を「第六十条の年少者」に改め、「女子及び」を削り、「男子」を「者」に改める。

第九十八条第一項中「都道府県労働局に地方労働基準審議会を」を削り、同条第二項中「中央労働基準審議会を」を「中央労働基準審議会は、」に改め、「地方労働基準審議会は賃金の支払の確保等に関する法律、労働安全衛生法及び作業環境測定法の施行及び改正に関する事項並びに家内労働法（昭和四十五年法律第六十号）に基づきその権限に属する事項を」を削り、同条第三項中「及び地方労働基準審議会（以下「労働基準審議会」という。）」、「中央労働基準審議会にあつては、」地方労働基準審議会に「及び」及び家内労働法に基づきその権限に属する事項を」を削り、同条第四項中「労働基準審議会」を「中央労働基準審議会」に、「行政官庁が各々」を「労働大臣が各々」に改め、同条第五項中「労働基準審議会」を「中央労働基準審議会」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第九十八条の二 この法律の施行及び改正に関する事項については、前条に定めるところによるほか、都道府県労働局に係る事項に関しては、当該都道府県労働局に置かれる地方労働基準審議会が審議するものとする。

前項に定めるもののほか、地方労働基準審議会は、労働者（家内労働者を含む。）に係る労働条件の基準に關しては、賃金の支払の確保等に関する法律、労働安全衛生法及び作業環境測定法の施行及び改正に関する事項並びに家内労働法（昭和四十五年法律第六十号）に基づきその権限に属する事項を審議する。

地方労働基準審議会は、都道府県労働局長の諮問に應じて前二項に規定する事項を審議するほか、労働条件の基準及び家内労働法に基づきその権限に属する事項に關して関係行政官庁に建議することができる。

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律案  
及び同報告書

第百条第三項中「及び地方労働基準審議会」を削る。

第百条の二中「婦人少年主管局長」を「婦人主管局長」に改め、「及び年少者」を削る。

第百五条の次に次の一条を加える。

（経過措置）

第百五条の二 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃するときは、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第百七条中「二千元以上三千元以下」を「五千元以上一百万円以下」に改める。

第百八条第一項中「又は第六十四条」を「第六十三条又は第六十四条の四」に、「一万円」を「二十万円」に改め、同条第二項中「基いて」を「基づいて」に、「第六十四条」を「第六十三条又は第六十四条の四」に改める。

第百八条の二を削る。

第百九条中「五千元」を「十万円」に改め、同条第一号中「第十七条」の下に「第十八条第一項」を、「第三十六条ただし書」の下に、「第三十七條」を加え、「第六十一条から第六十三条まで、第六十五条、第六十六条」を「第六十一条、第六十二条、第六十四条の二、第六十四条の三、第六十四条の五から第六十七条まで」に改め、同条第四号中「第六十三条」を「第六十二条又は第六十四条の五」に改める。

第百九条の二を削る。

第百二十条中「五千元」を「十万円」に改め、同条第一号中「若しくは第三項」の下に「第十八条第七項」を加え、「第二十三條（賃金の支払及び貯蓄金の返還に係る部分を除く。）、第二十七條を「第二十三條から第二十七條まで」に、「第六十七條」を「第六十四条」に改め、同条第四号中「婦人少年主管局長」を「婦人主管局長」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中労働基準法第百条の二及び第百二十条第四号の改正規定並びに次条第一項、附則第三条及び附則第十七条（労働省設置法（昭和二十四年法律第百六十二号）第四条第三十号の次に一号を加える改正規定並びに同法第四号第三十二号及び第三十四号並びに第九条第一項の改正規定に限る。）の規定 昭和五十九年七月一日

二 第二条中労働基準法第九十八条の改正規定、同法第九十八条の次に一條を加える改正規定、同法第百条第三項の改正規定並びに附則第六条及び第十五条の規定 職業安定法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第号）の施行の日

（労働基準法の一部改正に伴う経過措置）  
第二条 この法律（前条各号に掲げる規定については、当該各規定。次条及び附則第十九条において同じ。）の施行前に第二条の規定による改正前の労働基準法（これに基づき命令を含む。）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、同条の規定による改正後の労働基準法（これに基づき命令を含む。）の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

2 産後六週間を経過する日がこの法律の施行前である女子については、第二条の規定による改正後の労働基準法第六十五条第二項の規定は、適用しない。

3 この法律の施行前に第二条の規定による改正前の労働基準法第六十五条第二項ただし書の規定により就業するに至つた女子で、この法律の施行の際産後六週間を経過していないものについては、第二条の規定による改正後の労働基準法第六十五条第二項の規定にかかわらず、なお

昭和五十九年七月二十七日 衆議院會議録第三十八号

三八

方労働基準審議会」を「地方労働審議会」に改める。

第二十三条中「地方労働基準審議会」を「地方労働審議会」に、「きく」を「聴く」に改める。

附則第二条第一項中「地方労働基準審議会」を「地方労働審議会」に、「きいて」を「聴いて」に改める。

(職業安定法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十六条 職業安定法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

第九條のうち、労働省設置法第十条第一項及び第二項の改正規定(同条第一項に係る部分に限る。)中「第三十一号、第三十二号」を「第三十号の二、第三十一号」に改める。

附則第七條の次に次の一条を加える。

(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律の一部改正)

第七條の二「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)」の一部を次のように改正する。

第十四条及び第十五条中「都道府県婦人少年室長」を「都道府県労働局長」に改める。

第十六条第一項中「都道府県婦人少年室」を「都道府県労働局長」に改める。

第十七条第二項中「労働大臣」を「都道府県労働局長」に改める。

第十八条中「都道府県婦人少年室」を「都道府県労働局長」に改める。

第三十三条第二項及び第三十四条第一項中「都道府県婦人少年室長」を「都道府県労働局長」に改める。

附則第十條中「都道府県労働基準局長」の下に「都道府県婦人少年室長」を加える。

附則第十四條中「及び地方家内労働審議会」を「地方家内労働審議会及び機会均等調停委員会」に改める。

(労働省設置法の一部改正)

第十七条 労働省設置法の一部を次のように改正する。

第四條第三十号の次に次の一号を加える。

三十の二 勤労青少年福祉対策基本方針を定めるほか、勤労青少年福祉法(昭和四十五年法律第九十八号)の施行に関することその他勤労青少年の福祉に関すること。

第四條第三十一号中「勤労婦人福祉対策基本方針」を「女子労働者福祉対策基本方針」に、「勤労婦人福祉法」を「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」に改め、同条第三十二号を次のように改める。

第三十二 削除

第四條第三十四号中「第三十一号」を「第三十一号及び前号」に、「婦人及び年少労働者」を「婦人労働者」に改める。

第五條第四十一号中「勤労婦人福祉法」を「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」に、「勤労婦人福祉対策基本方針」を「女子労働者福祉対策基本方針、事業主が講ずるよう努めるべき措置についての指針」に改める。

第九條第一項中「第三十一号から第三十三号まで」を「第三十号の二、第三十一号、第三十三号」に、「その他婦人及び年少労働者」を「その他婦人労働者」に改める。

第十條第一項中「勤労婦人福祉法」を「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」に改める。

(運輸省設置法の一部改正)

第十八條 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項第二十四号の二の二中「船員に係る勤労婦人福祉対策基本方針」を「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」に改める。

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律案

昭和五十九年七月二十七日 衆議院会議録第三十八号 及び同報告書

子労働者の福祉の増進に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)に基づいて、船員に関して女子労働者福祉対策基本方針及び事業主が講ずるよう努めるべき措置についての指針」に改める。

第五十七條第一項中「勤労婦人福祉法(昭和四十七年法律第百十三号)」を「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」に、「きく」を「基づく」に改める。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十九條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

理 由

最近における我が国の社会経済の進展を背景として、女子の就業に対する意識の向上、就業分野の拡大等女子の雇用をめぐる諸情勢が著しく変化していること等にかんがみ、及び昭和五十五年七月十七日に我が国が署名した女子に対する条約の批准に備えるため、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進することを促進する等の見地から、雇用管理に係る事項に関する男女の均等な取扱いについての事業主の責務、当該取扱いをめぐる紛争の解決のための措置等を定めるとともに、労働基準法による女子労働者の労働時間、休日、深夜業等の規制の緩和、母性保護に関する措置の充実等を図る等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的  
本案は、近年、女子の雇用をめぐる諸情勢が

著しく変化していること等にかんがみ、及び昭和五十五年七月十七日に我が国が署名した女子に対する条約の批准に備えるため、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進することを促進する等の見地から、雇用管理に係る事項に関する男女の均等な取扱いについての事業主の責務、当該取扱いをめぐる紛争の解決のための措置等を定めるとともに、労働基準法による女子労働者の労働時間等の規制の緩和及び母性保護に関する措置の充実等を図ろうとするもので、その要旨は次のとおりである。

(一) 勤労婦人福祉法の改正

1 法律の題名を「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」に改め、目的、基本的理念等について所要の改正を行うものとする。

2 事業主は、労働者の募集、採用、配置及び昇進について、女子と男子を均等に取扱いよう努めなければならないものとする。とともに、労働大臣は、必要と認めるときは、これらの事項に関する指針を定めることができるものとする。

3 事業主は、労働省令で定める教育訓練及び福利厚生措置並びに定年、退職及び解雇について、労働者が女子であることを理由として、差別的取扱いをしてはならないものとする。

4 事業主は、配置、昇進及び3の事項に関し、女子労働者から苦情の申出を受けたときは、労使により構成される苦情処理機関にその処理をゆだねる等自主的な解決を図るよう努めなければならないものとする。

5 都道府県婦人少年室長は、労働省令で定める男女の均等な取扱いに関する紛争について、関係当事者からその解決の援助を求

昭和五十九年七月二十七日 衆議院會議錄第三十八号

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律案  
及び同報告書  
社会福祉・医療事業団法案及び同報告書

11110

められた場合には、必要な助言、指導又は  
勧告をすることができるものとする。

6 都道府県婦人少年室長は、5の紛争（募集及び採用に関するものを除く。）について、関係当事者から調停の申請があつた場合で必要と認めるとき（関係当事者の一方から申請があつた場合には、他の関係当事者の同意を得たときに限る。）は、機会均等調停委員会に調停を行わせるものとする。と。

7 都道府県婦人少年室に、学識経験者三人をもつて組織する機会均等調停委員会を置くものとする。

8 事業主は、妊娠 出産又は育児のため退職した女子に対し、再雇用特別措置等を実施するよう努めるものとともに、国は女子労働者の就業に関する援助の措置等を行うものとする。

9 労働大臣又は都道府県婦人少年室長は、この法律の施行に關し必要と認めるときは、事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができるとすること。

(二) 労働基準法の改正

1 工業的事業に従事する満十八才以上の女子について、時間外労働に關する現行の一日二時間の制限を廢止するものとするとともに、非工業的事業に従事する満十八才以上の女子について、時間外及び休日労働の規制を命令で定める範圍内において緩和するものとする。

- 2 命令で定める管理職及び専門職については、満十八才以上の女子の時間外及び休日労働の制限を廃止するものとする。
- 3 次の各号に該当する満十八才以上の女子について、深夜業を認めるものとする。

ア 命令で定める管理職及び専門職

イ 業務の性質上深夜業が必要とされる業

務に従事する命令で定める短時間労働者  
ウ 命令で定める事業に従事する者であつ  
て、使用者への申出に基づき、行政官庁  
の承認を受けたもの

4 臨時の必要のため坑内で行われる業務で命令で定めるものに従事する満十八才以上の女子について、坑内労働を認めるものとする。

使用者は、妊産婦を妊娠、出産、哺育等に有害な業務に就かせてはならないものとするとともに、これらの業務のうち、女子の妊娠又は出産に係る機能に有害である業

務については、妊産婦以外の女子について  
も就業を制限するものとする。こと。  
産前休業を多胎妊娠の場合十週間に、産  
後休業を八週間(うち強制六週間)に延長す

るものとするともに、妊娠婦が請求した場合には、時間外労働、休日労働又は深夜業を禁止するものとする。

女子が休暇を請求したときは、その者を生理日に就業させてはならないものとする」と。

才以上の女子については、廃止するものとする。

十一年四月一日から施行するものとするこ  
と。

機会均等調停委員会の設置に伴い、地方  
労働基準審議会及び地方職業安定審議会を

その他必要な経過措置を定めるとともに、健康保険法等の関係法律について所要  
統合して地方労働審議会とするものとする  
こと。

の改正を行うものとする。

## 二 議案の修正議決理由

最近における女子の雇用情勢の著しい変化にかんがみ、女子に対する差別の撤廃に関する条約の批准に備えるため、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保が促進されるよう、事業主の責務等に関する措置を講ずるとともに、労働基準法の女子保護規定の見直し等を行うことは、時宜に適するものと認めるが、昭和五十九年七月一日から施行するとされていた部分の施行期日について、自由民主党・新自由国民連合愛知と男君より修正案が提出され、本案は、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した。

なお、本案に対して、日本共産党・革新共同  
浦井洋君外一名より、本法律案の全部を修正す  
る修正案が提出されたが、賛成少数をもつて否  
決された。

三 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して坂本労働大臣より日本共産党・革新

共同浦井洋君外一名提出の修正案に対して、  
「反対である。」旨の意見が述べられた。  
右報告する。

昭和五十九年七月二十四日

社会労働委員長 有馬 元治  
衆議院議長 福永 健司殿  
〔別紙〕  
(小字及び―は修正)

附則  
(施行期日)  
第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

一 第二条中労働基準法第百条の二及び第百二十条第四号の改正規定並びに次条第一項、附則第三条及び附則第十七条(労働省設置法)昭

和二十四年法律第百六十二号) 第四条第三十

号の次に一号を加える改正規定並びに同法第

四條第三十二号及び第三十四号並びに第九條  
第一項の改正規定に限る。の規定  
昭和五十年  
公布の日  
九月七日

二 第二條中「職業安定法第九十八條の改正規定、同法第九十八條の次に一條を加える改正規定、同法第百條第三項の改正規定並びに附則第六條及び第十五條の規定、職業安定法等の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第

の音を記しする法律（昭和五十九年法律第  
号）の施行の日

右  
国会に提出する。  
昭和五十九年三月十六日  
内閣総理大臣 中曾根康弘

社会福祉・医療事業団法  
社会福祉事業振興会法（昭和二十八年法律第二  
百四十号）の全部を改正する。

第一章 総則(第一条—第七条)  
第二章 役員及び職員(第八条—第十八条)  
第三章 評議員会(第十九条—第二十条)

第四章 業務(第二十一条・第二十三条)  
第五章 財務及び会計(第二十四条・第三十五条)  
第六章 監督(第三十六条・第三十七条)

第七章 雜則(第三十八條—第四十條)  
第八章 罰則(第四十一條—第四十三條)  
附則  
第一章 總則

(目的)

第一条 社会福祉・医療事業団は、社会福祉事業施設の設置等に必要なる資金の融通その他社会福祉事業に関する必要な助成、社会福祉施設職員

退職手当共済制度の運営、心身障害者扶養保険

事業の実施、病院、診療所等の設置等に必要な資金の融通並びに社会福祉事業施設及び病院、診療所等に関する経営指導を行い、もつて社会福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ることを目的とする。

#### (法人格)

第二条 社会福祉・医療事業団(以下「事業団」という。は、法人とする。

#### (事務所)

第三条 事業団は、主たる事務所を東京都に置く。

2 事業団は、厚生大臣の認可を受けて、必要に応じて従たる事務所を置くことができる。

#### (資本金)

第四条 事業団の資本金は、十億五千万円と附則第三条第六項の規定により政府から出資があつたものとされた金額の合計額とし、政府がその全額を出資する。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、事業団に追加して出資することができる。

3 事業団は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

#### (登記)

第五条 事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

#### (名称の使用制限)

第六条 事業団でない者は、社会福祉・医療事業団という名称を用いてはならない。

#### (民法の準用)

第七条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条及び第五十条の規定は、事業団について準用する。

### 第二章 役員及び職員

#### (役員)

第八条 事業団に、役員として、理事長一人、副理事長一人、理事四人以内及び監事二人以内を置く。

2 事業団に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事二人以内を置くことができる。

#### (役員職務及び権限)

第九条 理事長は、事業団を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、事業団を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、事業団の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は厚生大臣に意見を提出することができる。

#### (役員任命)

第十条 理事長及び監事は、厚生大臣が任命する。

2 副理事長及び理事は、厚生大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

#### (役員任期)

第十一条 理事長及び副理事長の任期は、四年とし、理事及び監事の任期は、二年とする。

2 役員は、再任されることができる。

#### (役員欠格事項)

第十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

一 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)

二 社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)第三十四条第四項各号のいずれかに該当する者

#### (役員解任)

第十三条 厚生大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることのできない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 厚生大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

#### (職務上の義務違反があるとき)

3 理事長は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

#### (役員兼職禁止)

第十四条 役員は、営利を目的とする団体、第二十一条第一項第一号に規定する社会福祉法人若しくは同項第二号に規定する事業を行うこと若しくは同項第五号に規定する施設を開設することを目的とする法人の役員となり、又は自ら、営利事業に従事し、同項第二号に規定する事業を行い、若しくは同項第五号に規定する施設を開設してはならない。ただし、厚生大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

#### (代表権の制限)

第十五条 事業団と理事長又は副理事長との利益が相反する事項については、理事長及び副理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が事業団を代表する。

#### (代理人の選任)

第十六条 理事長は、理事又は事業団の職員のうちから、事業団の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

### (職員の任命)

第十七条 事業団の職員は、理事長が任命する。

#### (役員及び職員の公務員たる性質)

第十八条 事業団の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

### 第三章 評議員会

#### (評議員会)

第十九条 事業団に、評議員会を置く。

2 評議員会は、理事長の諮問に応じ、予算、第三十条第一項の規定による長期借入金金の借入れ又は社会福祉・医療事業団債券の発行その他の事業団の業務の運営に関する重要事項を調査審議する。

3 評議員会は、事業団の業務の運営につき、理事長に意見を述べることができる。

#### (評議員)

第二十条 評議員会は、十人以上二十人以上の評議員をもつて組織する。

2 評議員は、社会福祉又は医療に関し学識経験のある者のうちから、厚生大臣が任命する。

3 評議員の任期は、二年とする。

4 第十一条第二項、第十二条並びに第十三条第一項及び第二項の規定は、評議員について準用する。

### 第四章 業務

#### (業務の範囲)

第二十一条 事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 社会福祉事業施設(社会福祉事業法第二条に規定する社会福祉事業に係る施設その他これに準ずる施設で政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。)を設置し、又は経営する社会福祉法人(以下この項において「社会福祉事業施設の設置者等」という。)に対し、社会福祉事業施設の設置、整備又は経営に必要な資金を貸し付けること。

昭和五十九年七月二十七日 衆議院會議録第三十八号 社会福祉・医療事業団法案及び同報告書

一二三

- 二 社会福祉事業施設の職員等社会福祉事業に  
関する事務に従事する者の研修、福利厚生そ  
の他社会福祉事業の振興上必要と認められる  
事業を行う者に対し、必要な資金を貸し付  
け、又は助成を行うこと。
- 三 社会福祉施設職員退職手当共済法（昭和三十  
六年法律第五十五号）の規定による退職  
手当金の支給に関する業務を行うこと。
- 四 地方公共団体が心身障害者扶養共済制度の  
加入者に対して負う共済責任を保障する事業  
（第五項において「心身障害者扶養共済事業」  
という。）に関する業務を行うこと。
- 五 病院、診療所、薬局その他政令で定める施  
設（以下この項において「病院等」という。）を  
開設する個人又は医療法人、民法第三十四条  
の規定により設立した法人その他政令で定め  
る法人（次号及び第二十八条第一項において  
「病院等の開設者」という。）に対し、病院等  
（病院等の経営に関し必要な附属施設を含む  
ものとし、薬局にあつては、調剤のために必  
要な施設とする。）の設置、整備又は経営に必  
要な資金を貸し付けること。
- 六 社会福祉事業施設の設置者等又は病院等の  
開設者に対し、社会福祉事業施設又は病院等  
の経営の診断又は指導を行うこと。
- 七 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行う  
こと。
- 八 前各号に掲げるもののほか、第一条の目的  
を達成するために必要な業務を行うこと。
- 二 事業団は、第二十九条第一項の規定により、  
前事業年度の損益計算において生じた利益か  
ら、繰越欠損の補てんに充てた金額及び当該前  
事業年度の積立金として積み立てられた金額を  
控除した金額に相当する金額の範囲内において  
のみ、前項第二号の規定による助成を行うこと  
ができる。
- 三 第一項第四号に規定する心身障害者扶養共済  
制度とは、条例の規定により地方公共団体が精  
神又は身体に障害のある者に関して実施する共  
済制度で政令で定めるものをいう。
- 四 事業団は、第一項第四号に掲げる業務の開始  
の際、地方公共団体との保険契約に関する保険  
約款を定め、厚生大臣に提出してその認可を受  
けなければならない。これを変更しようとする  
ときも、同様とする。
- 五 事業団は、厚生大臣の認可を受けて、生命保  
険会社と心身障害者扶養共済事業に関して心身  
障害者扶養共済制度の加入者を被保険者とする  
生命保険契約を締結するものとする。
- 六 事業団は、第一項第八号に掲げる業務を行お  
うとするときは、厚生大臣の認可を受けなけれ  
ばならない。  
（業務の委託）  
第二十二條 事業団は、厚生大臣の認可を受け  
て、次の各号に掲げる業務について、当該各号  
に掲げる者に対し、当該業務の一部を委託する  
ことができる。  
一 前条第一項第一号、第二号及び第五号に掲  
げる業務（同項第二号に掲げる業務にあつて  
は、貸付けに関する業務に限る。）金融機関  
二 前条第一項第三号に掲げる業務 金融機関  
又は政令で定める社会福祉法人  
三 前条第一項第四号に掲げる業務 金融機関  
又は民法第三十四条の規定により設立した法  
人で政令で定めるもの  
二 前項の規定により業務の委託を受けた者の役  
員及び職員であつて当該委託業務に従事するも  
のは、刑法その他の罰則の適用については、法  
令により公務に従事する職員とみなす。  
（業務方法書）  
第二十三條 事業団は、業務開始の際、業務方法  
書を作成し、厚生大臣の認可を受けなければな  
らない。これを変更しようとするときも、同様  
とする。
- 二 前項の業務方法書に記載すべき事項は、厚生  
省令で定める。
- 第五章 財務及び会計  
（事業年度）  
第二十四條 事業団の事業年度は、毎年四月一日  
に始まり、翌年三月三十一日に終わる。  
（事業計画等の認可）  
第二十五條 事業団は、毎事業年度、事業計画、  
予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開  
始前に、厚生大臣の認可を受けなければならない。  
これを変更しようとするときも、同様とす  
る。  
（決算）  
第二十六條 事業団は、毎事業年度の決算を翌事  
業年度の五月三十一日までに完結しなければな  
らない。  
（財務諸表）  
第二十七條 事業団は、毎事業年度、財産目録、  
貸借対照表及び損益計算書（以下この条におい  
て「財務諸表」という。）を作成し、決算完結後二  
月以内に厚生大臣に提出し、その承認を受けな  
ければならない。  
二 事業団は、前項の規定により財務諸表を厚生  
大臣に提出するときは、これに当該事業年度の  
事業報告書及び予算の区分に従つて作成した決算  
報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書  
に関する監事の意見を付けなければならない。  
三 理事長は、財務諸表、事業報告書及び決算報  
告書を、監事の意見を付けて、決算完結後一月  
以内に評議員会に報告しなければならない。  
四 事業団は、第一項の規定による厚生大臣の承  
認を受けた財務諸表を各事務所に備えて置かな  
ければならない。  
（区分経理）  
第二十八條 事業団は、第二十一条第一項第五号  
に掲げる業務及び同項第六号に掲げる業務であ  
つて病院等の開設者に対するもの並びにこれら  
に附帯する業務に係る経理とその他の経理とを  
区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければ  
ならない。  
二 事業団は、前項に規定するその他の経理につ  
いては、第二十一条第一項第三号に掲げる業務  
及びこれに附帯する業務に係るもの並びに同項  
第四号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に  
係るものを、それぞれその他の業務に係るもの  
と区分して整理しなければならない。  
（利益及び損失の処理）  
第二十九條 事業団は、毎事業年度、損益計算に  
おいて利益を生じたときは、繰越欠損の補てん  
に充て、なお残余があるときは、その残余の額  
のうち、政令で定める基準により計算した額以  
上の額を積立金として積み立てなければならない。  
二 事業団は、毎事業年度、損益計算において損  
失を生じたときは、前項の規定による積立金を  
減額して整理し、なお不足があるときは、その  
不足額は、繰越欠損金として整理しなければな  
らない。  
（借入金及び社会福祉・医療事業団債券）  
第三十條 事業団は、厚生大臣の認可を受けて、  
長期借入金若しくは短期借入金をし、又は社会  
福祉・医療事業団債券（以下「債券」という。）を  
発行することができる。  
二 前項の規定による短期借入金は、当該事業年  
度内に償還しなければならない。ただし、資金  
の不足のため償還することができないときは、  
その償還することができない金額に限り、厚生  
大臣の認可を受けて、これを借り換えることが  
できる。  
三 前項ただし書の規定により借り換えた短期借  
入金は、一年以内に償還しなければならない。  
四 第一項の規定による債券の償還者は、事業団  
の財産について他の債権者に先立つて自己の債  
権の弁済を受ける権利を有する。  
五 前項の先取特権の順位は、民法の規定による  
一般の先取特権に次ぐものとする。  
六 事業団は、厚生大臣の認可を受けて、債券の

発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条から第三百十一条までの規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8 第一項及び第四項から前項までに定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

#### (債務保証)

第三十一条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、事業団の長期借入金又は債券に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができ、債務を除く。)について保証をすることができ、(償還計画)

第三十二条 事業団は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、厚生大臣の認可を受けなければならない。

#### (余裕金の運用)

第三十三条 事業団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 国債、地方債その他厚生大臣の指定する有価証券の取得
- 二 資金運用部への預託
- 三 銀行その他厚生大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金
- 四 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

#### (給与及び退職手当の支給の基準)

第三十四条 事業団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、厚生大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

#### (厚生省令への委任)

第三十五条 この法律及びこれに基づく政令に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に關し必要な事項は、厚生省令で定める。

#### 第六章 監督

##### (監督)

第三十六条 事業団は、厚生大臣が監督する。

2 厚生大臣は、この法律又は社会福祉施設職員退職手当共済法を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対し、その業務に關し監督上必要な命令をすることができ、(報告及び検査)

第三十七条 厚生大臣は、この法律又は社会福祉施設職員退職手当共済法を施行するため必要があると認めるときは、事業団若しくは第二十二

条第一項の規定により業務の委託を受けた者(以下この条及び第四十一条において「受託者」という。)に対し、その業務に關し報告をさせ、又はその職員に、事業団若しくは受託者の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができ、(受託者に対する検査)

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

#### 第七章 雑則

##### (解散)

第三十八条 事業団の解散については、別に法律で定める。

#### (大蔵大臣との協議)

第三十九条 厚生大臣は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第二十三条第二項又は第三十五条の厚生省令を定めようとするとき。

令を定めようとするとき。

二 第二十一条第四項若しくは第六項、第二十条第一項、第二十三条第一項、第二十五条第一項、第三十条第一項、第二項ただし書若しくは第六項又は第三十二条の認可をしようとするとき。

三 第二十七条第一項又は第三十四条の承認をしようとするとき。

四 第三十三条第一号又は第三号の規定による指定をしようとするとき。

#### (他の法令の準用)

第四十条 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、事業団を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

#### 第八章 罰則

第四十一条 第三十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をした事業団又は受託者の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第四十二条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により厚生大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第五十条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第二十一条第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第三十三条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第三十六条第二項の規定による厚生大臣の命令に違反したとき。

第四十三条 第六条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

#### 附則

##### (施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十年一月一日から施行する。

##### (社会福祉・医療事業団への移行)

第二条 この法律による改正前の社会福祉事業振興会法(以下「旧振興会法」という。)附則第二項から第七項までの規定により設立された社会福祉事業振興会(以下「振興会」という。)は、この法律の施行の時に於いて、この法律による改正後の社会福祉・医療事業団法(以下「事業団法」という。)の規定による社会福祉・医療事業団となるものとする。

##### (医療金融公庫の解散等)

第三条 医療金融公庫(以下「公庫」という。)は、この法律の施行の時に於いて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時に於いて事業団が承継する。

2 公庫の昭和五十九年四月一日に始まる事業年度は、公庫の解散の日の前日に終わるものとする。

3 公庫の昭和五十九年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに損益計算書、貸借対照表及び財産目録については、なお従前の例による。

この場合において、附則第十二条の規定による廃止前の医療金融公庫法(昭和三十五年法律第九十五号。以下「旧公庫法」という。)第二十二条の規定による公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)の適用については、同法第十七条中「翌年度の五月三十一日」とあるのは「昭和六十年二月二十八日」と、同法第二十条中「翌年度の十一月三十日」とあるのは「昭和六十年十一月三十日」とする。

4 公庫の昭和五十九年四月一日に始まる事業年度における損益計算上の利益金については、なお従前の例による。この場合において、旧公庫法第二十三条第一項中「翌事業年度の五月三十日」とあるのは「昭和五十九年四月一日」とする。

昭和五十九年七月二十七日 衆議院会議録第三十八号 社会福祉・医療事業団法案及び同報告書

昭和五十九年七月二十七日 衆議院會議録第三十八号 社会福祉・医療事業団法案及び同報告書

一日」とあるのは「昭和六十年二月二十八日」と、同条第二項中「同項に規定する日の属する会計年度の前年度」とあるのは「昭和五十九年度」とする。

5 旧公庫法第二十八条の規定による公庫の受託金融機関に対する会計検査院の検査については、なお従前の例による。

6 第一項の規定により事業団が公庫の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における公庫に対する政府の出資金に相当する金額は、その承継に際し政府から事業団に出資されたものとする。

7 第一項の規定により公庫が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（非課税）  
第四条 前条第一項の規定により事業団が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車取得税に課税する特別土地保有税又は自動車取得税を課することができない。

2 事業団が前条第一項の規定により権利を承継し、かつ、引き続き保有する土地が公庫が昭和四十四年一月一日前に取得したものに対しては、土地に対して課する特別土地保有税を課することができない。

3 事業団が前条第一項の規定により権利を承継し、かつ、引き続き保有する土地（公庫が昭和五十七年四月一日以後に取得したものに限る。）のうち、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五百九十九条第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の二月一日において、公庫が当該土地を取得した日以後十年を経過しているものに対しては、土地に対して課する特別土地保有税を課することができない。

（職員に関する経過措置）  
第五条 公庫の解散の際現にその職員として在職する者で引き続き事業団の職員となつたものについては、事業団が国家公務員等退職手当法（昭

和五十九年法律第八十二号）第七條の二第一項に規定する公庫等に該当する場合に限り、国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第三十号）附則第九項中「在職した後」とあるのは「在職し、引き続き社会福祉・医療事業団において使用される者として在職した後」と、同法附則第十二項中附則第九項に規定する者」とあるのは「社会福祉・医療事業団法（昭和五十九年法律第 号）附則第五條の規定により読み替えて適用される附則第九項に規定する者」と読み替えてこれらの規定を適用する。

（役員に関する経過措置）  
第六条 この法律の施行の日の前日において振興会の会長又は評議員である者の任期は、旧振興会法第十三条第一項（旧振興会法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、その日に満了する。

2 この法律の施行の際振興会の理事又は監事である者は、別に辞令を用いなく、その際事業団法第十條第一項又は第二項の規定により事業団の理事又は監事として任命されたものとみなす。

3 前項の規定により任命されたものとみなされた事業団の理事又は監事の任期は、事業団法第十一條第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の際におけるその者の振興会の理事又は監事としての残任期間と同一の期間とする。

（名称の使用制限に関する経過措置）  
第七条 この法律の施行の際現に社会福祉・医療事業団という名称を使用している者については、事業団法第六條の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

（資金計画に関する経過措置）  
第八条 事業団の昭和五十九年度の資金計画については、事業団法第二十五条中「資金計画」とあるのは「昭和六十年一月一日から同年三月三十一日までの期間に係る資金計画」と、「当該事業

年度の開始前」とあるのは「この法律の施行後遅滞なく」とする。

（社会福祉事業振興債券に関する経過措置）  
第九条 旧振興会法第三十條第一項の規定により振興会が発行した社会福祉事業振興債券は、事業団法第三十條第四項及び第五項の規定の適用については、同条第一項の規定による社会福祉・医療事業団債券とみなす。

（社会福祉法人の範囲に関する経過措置）  
第十条 この法律における社会福祉法人の範囲については、旧振興会法附則第八項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「この法律」とあるのは、「社会福祉・医療事業団法（昭和五十九年法律第 号）」とする。

（年金福祉事業団に対する交付金の交付に関する経過措置）  
第十一条 振興会の年金福祉事業団に対する交付金の交付については、旧振興会法附則第十項及び第十一項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定中「振興会」とあるのは、「社会福祉・医療事業団」とする。

（医療金融公庫法の廃止）  
第十二条 医療金融公庫法は、廃止する。

（医療金融公庫法の廃止に伴う経過措置）  
第十三条 前条の規定の施行前に旧公庫法（第十條を除く。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、事業団法中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

（罰則の経過措置）  
第十四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）  
第十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律等の一部改正）  
第十六条 次に掲げる法律の規定中、医療金融公

庫」を削る。

一 国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和二十五年法律第六十一号）第一条 第一項

二 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百三十六條の二第二項第二号

三 予算執行職員等の責任に関する法律（昭和二十五年法律第百七十二号）第九条第一項

四 公庫の予算及び決算に関する法律第一条 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）第四條第八十九号

（予算執行職員等の責任に関する法律の一部改正に伴う経過措置）  
第十七条 前条の規定による改正前の予算執行職員等の責任に関する法律第九條第一項、第十條第一項又は第十一條第一項に規定する公庫の予算執行職員、現金出納職員又は物品管理職員の前条の規定の施行前にした行為については、同条の規定による改正前の同法の規定は、なおその効力を有する。

（地方税法の一部改正）  
第十八条 地方税法の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項第一号中、「社会福祉事業振興会」を削る。

第七十二条の四第二項第二号中「公害防止事業団」の下に、「社会福祉・医療事業団」を加え、「医療金融公庫」を削り、同項第三号中「社会福祉事業振興会」を削る。

(信用金庫法の一部改正)

第十九条 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第五十三条第九項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

(日本赤十字社法の一部改正)

第二十条 日本赤十字社法(昭和二十七年法律三百五十五号)の一部を次のように改正する。

第三十五条第二項中「社会福祉事業振興会法(昭和二十八年法律第二百四十号)」を「社会福祉・医療事業団法(昭和五十九年法律第号)」に改める。

(社会福祉施設職員退職手当共済法の一部改正)

第二十一条 社会福祉施設職員退職手当共済法の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「社会福祉事業振興会(以下「振興会」という。)」を「社会福祉・医療事業団(以下「事業団」という。)」に、「振興会」を「事業団」に改める。

第三条、第四条第一項、第六条第一項から第三項まで及び第六項、第七條、第十二條、第十三條、第十五條第一項、第十六條、第十七條第一項、第十八條、第十九條、第二十一條、第二十四條第一項、第二十五條第一項及び第二項並びに第二十六條中「振興会」を「事業団」に改める。

(所得税法の一部改正)

第二十二條 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中医療金融公庫の項を削り、同表中社会福祉事業振興会の項を次のように改める。

社会福祉・医療事業団法(昭和五十九年法律第号)

(法人税法の一部改正)

第二十三條 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中医療金融公庫の項を削り、同表中社会福祉事業振興会の項を次のように改める。

社会福祉・医療事業団法(昭和五十九年法律第号)

(印紙税法の一部改正)

第二十四條 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二中医療金融公庫の項を削り、同表中社会福祉事業振興会の項を次のように改める。

社会福祉・医療事業団法(昭和五十九年法律第号)

(登録免許税法の一部改正)

第二十五條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二中医療金融公庫の項を削り、同表中社会福祉事業振興会の項を次のように改める。

社会福祉・医療事業団法(昭和五十九年法律第号)

(厚生省設置法の一部改正)

第二十六條 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第百一十一号中「医療金融公庫、社会福祉事業振興会」を「社会福祉・医療事業団」に改める。

理由

特殊法人の整理合理化を図るため、医療金融公庫を社会福祉事業振興会と統合して社会福祉・医療事業団とし、社会福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図るため、社会福祉事業施設の設置等に必要資金の融通その他社会福祉事業に関する必要の助成、社会福祉施設職員退職手当共済制度の運営、心身障害者扶養保険事業の実施、病院、診療所等の設置等に必要資金の融通並びに社会福祉事業施設及び病院、診療所等に関する経営指導の業務を行わせる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律は、昭和六十年一月一日から施行するものとする。

社会福祉・医療事業団法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的  
本案は、特殊法人の整理合理化を図るため、医療金融公庫を社会福祉事業振興会と統合して社会福祉・医療事業団(以下「事業団」という。)とし、社会福祉の増進及び医療の普及向上等を図ろうとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 事業団は、社会福祉事業施設及び病院、診療所等の設置等に必要資金の融通等を行い、もつて社会福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ることを目的とするものとする。

2 事業団は法人とし、役員として、理事長一人、副理事長一人、理事四人以内及び監事二人以内並びに非常勤の理事二人以内を置くこととができるものとする。

3 事業団に理事長の諮問機関として評議員会を置くものとし、業務の運営に関する重要事項を調査審議するほか、理事長に意見を述べることが出来るものとする。

4 事業団は、従前から社会福祉事業振興会が行っていた社会福祉事業施設の設置等に必要資金の融通その他社会福祉事業に関する必要の助成、社会福祉施設職員退職手当共済制度の運営、心身障害者扶養保険事業の実施に關する業務を行うほか、病院、診療所等の設置等に必要資金の融通、社会福祉事業施設及び病院、診療所等に関する経営指導等の業務を行うものとする。

5 その他、事業団の財務、会計、厚生大臣の監督等について、所要の規定を設けるものとする。

6 この法律は、昭和六十年一月一日から施行するものとする。

議案の可決理由

医療金融公庫を社会福祉事業振興会と統合して社会福祉・医療事業団とすることは、時宜に適するものと認め、本案は、可決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費  
本案施行に關連して、昭和五十九年度一般会計予算(厚生省所管)に社会福祉・医療事業団補給金として九億七千万円が計上されている。

昭和五十九年七月二十五日  
社会労働委員長 有馬 元治  
衆議院議長 福永 健司閣下

〔別紙〕  
社会福祉・医療事業団法案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、格段の努力を払うべきである。  
一 社会福祉・医療事業団の設立に当たつては、効率的な運営に努め、統合によるメリットを生かして社会福祉の増進並びに医療の普及及び向上が図られるよう特段の配慮をすること。

二 社会福祉事業振興会と医療金融公庫との統合に際しては、従前の労働慣行を尊重し、関係職員の処遇について十分配慮した措置を講ずること。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案  
右 国会に提出する。

昭和五十九年四月三日  
内閣総理大臣 中曾根康弘

昭和五十九年七月二十七日 衆議院會議録第三十八号 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案及び同報告書

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正)

第一条 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表を次のように改める。

| 障害の程度 | 年                            | 金          | 額 |
|-------|------------------------------|------------|---|
| 特別項症  | 第一項症の年金額に二、八二六、六〇〇円以内の額を加えた額 |            |   |
| 第一項症  |                              | 四、〇三八、〇〇〇円 |   |
| 第二項症  |                              | 三、三五五、〇〇〇円 |   |
| 第三項症  |                              | 二、七五四、〇〇〇円 |   |
| 第四項症  |                              | 二、一七五、〇〇〇円 |   |
| 第五項症  |                              | 一、七五六、〇〇〇円 |   |
| 第六項症  |                              | 一、四一五、〇〇〇円 |   |
| 第一款症  |                              | 一、二九三、〇〇〇円 |   |
| 第二款症  |                              | 一、一七七、〇〇〇円 |   |
| 第三款症  |                              | 九四四、〇〇〇円   |   |
| 第四款症  |                              | 七五八、〇〇〇円   |   |
| 第五款症  |                              | 六六八、〇〇〇円   |   |

第八条第二項中「十四万四千円」を「十四万七千六百円」に、「四万二千円」を「四万五千六百円」に、「九万六千円」を「九万九千六百円」に、「八万四千円」を「九万二千二百円」に、「十三万八千円」を「十四万五千二百円」に改め、同条第三項中「十四万四千円」を「十四万七千六百円」に改め、同条第七項の表を次のように改める。

| 障害の程度 | 金          | 額 |
|-------|------------|---|
| 第一款症  | 四、二九五、〇〇〇円 |   |
| 第二款症  | 三、五六三、〇〇〇円 |   |
| 第三款症  | 三、〇五七、〇〇〇円 |   |
| 第四款症  | 二、五二一、〇〇〇円 |   |
| 第五款症  | 二、〇一四、〇〇〇円 |   |

第八条の二第一項の表を次のように改める。

| 障害の程度 | 年                            | 金          | 額 |
|-------|------------------------------|------------|---|
| 特別項症  | 第一項症の年金額に二、一五二、九〇〇円以内の額を加えた額 |            |   |
| 第一項症  |                              | 三、〇七五、六〇〇円 |   |
| 第二項症  |                              | 二、五五七、五〇〇円 |   |
| 第三項症  |                              | 二、一〇五、六〇〇円 |   |
| 第四項症  |                              | 一、六六七、〇〇〇円 |   |
| 第五項症  |                              | 一、三三二、四〇〇円 |   |
| 第六項症  |                              | 一、〇九二、九〇〇円 |   |
| 第一款症  |                              | 九九四、八〇〇円   |   |
| 第二款症  |                              | 九〇六、九〇〇円   |   |
| 第三款症  |                              | 七二八、五〇〇円   |   |
| 第四款症  |                              | 五八八、六〇〇円   |   |
| 第五款症  |                              | 五一六、〇〇〇円   |   |

第八条の二第三項の表を次のように改める。

| 障害の程度 | 金          | 額 |
|-------|------------|---|
| 第一款症  | 三、二七一、七〇〇円 |   |
| 第二款症  | 二、七二四、六〇〇円 |   |
| 第三款症  | 二、三二八、二〇〇円 |   |
| 第四款症  | 一、九二二、八〇〇円 |   |
| 第五款症  | 一、五三四、八〇〇円 |   |

第二十六条第一項中「四万二千円」を「四万五千六百円」に、「百三十二万円」を「百三十四万六千円」に改める。

第二十七条第一項中「四万二千円」を「四万五千六百円」に、「三万二千六百円」を「三万五千四百円」に、「百三十二万円」を「百三十四万六千円」に、「百四万七千円」を「百六万七千円」に改め、同条第三項の表中「三〇七、〇〇〇円」を「三二二、四〇〇円」に、「二四二、三〇〇円」を「二四六、三〇〇円」に、「一九四、三〇〇円」を「一九八、三〇〇円」に、「一一六、六〇〇円」を「一一九、〇〇〇円」に改める。

第二條 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を次のように改正する。  
 第八條第一項の表を次のように改める。

第八条第七項の表を次のように改める。

第八条の二第二項の表を次のように改める。

昭和五十九年七月二十七日 衆議院會議録第三十八号 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案及び同報告書

第八條の二第三項の表を次のように改める。

第二十六条第一項中「百二十四万六千円」を「百三十七万円」に改める。

第二十七条第一項中「百三十四万六千円」を「百三十七万円」に、「百六万七千円」を「百八万六千円」に改め、同条第三項の表中「三二、四〇〇円」を「三四、八〇〇円」に、「二四六、三〇〇円」を「二四八、一〇〇円」に、「一九八、三〇〇円」を「二〇〇、一〇〇円」に、「一九、〇〇〇円」を「二〇、一〇〇円」に改める。

第三條 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を次のように改正する。

第二十三條第一項第八号から第十号まで又は同条第二項第七号若しくは第八号に掲げる遺族

二四八、一〇〇円

に、「二〇、一〇〇円」を

昭和五十九年七月二十七日 衆議院會議録第三十八号 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案及び同報告書

(未帰還者留守家族等援護法の一部改正)

第四条 未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第八条中「十万二千円」を「十万四千六百六十円」に、「十万五千五百円」を「十万七千九百六十円」に、「十万九千円」を「十一万七千七百六十円」に改める。

第五条 未帰還者留守家族等援護法の一部を次のように改正する。

第八条中「十万四千六百六十円」を「十万六千六百六十円」に、「十万七千九百六十円」を「十万九千九百六十円」に、「十一万七千七百六十円」を「十一万三千七百六十円」に改める。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律の一部改正)

第六条 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十八項中「四万二千円」を「四万五千六百円」に、「十四万四千円」を「十四万七千六百円」に改める。

(戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正)

第七条 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和四十一年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「同年十月一日」を「昭和五十九年十月一日」に改め、同項第三号及び第四号中「昭和五十四年十月一日」を「昭和五十九年十月一日」に改める。

第四条第一項中「五万円」を「二万円」に、「二万五千円」を「一万円」に、「五年」を「二年」に改める。

附則第二項中「昭和五十四年十月一日」を「昭和五十九年十月一日」に改める。

附則第四項中「既に」を「昭和五十六年十月一日前に」に、「同年十月一日」及び「昭和五十四年

十月一日」を「昭和五十九年十月一日」に、「昭和五十六年十月一日」を「昭和六十二年十月一日」に改める。

附則第五項中「昭和五十六年十月一日」を「昭和六十二年十月一日」に改める。

附則第七項中「同年十月一日」及び「昭和五十四年十月一日」を「昭和五十九年十月一日」に、「昭和五十七年十月一日」を「昭和六十二年十月一日」に改める。

附則第八項中「昭和五十七年十月一日」を「昭和六十二年十月一日」に改める。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律の一部改正)

第八条 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

附則第八項第四項中「四万二千円」を「四万五千六百円」に、「三万二千六百円」を「三万五千四百円」に改める。

附則

1 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条、第四条、第六条及び第八条の規定 公布の日

二 第二条及び第五条の規定 昭和五十九年八月一日

三 第三条、第七条並びに附則第三項及び第四項の規定 昭和五十九年十月一日

2 次の各号に掲げる規定は、昭和五十九年三月一日から適用する。

一 第一条の規定による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法第八条第一項から第三項まで及び第七項、第八条の第二項及び第三項、第二十六条第一項、第二十七条第一項及び第三項並びに第三十二条第三項の規定  
二 第四条の規定による改正後の未帰還者留守家族等援護法第八条の規定

三 第六条の規定による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第八十一号) 附則第十八項の規定

四 第八条の規定による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第五十一号) 附則第八項第四項の規定

3 この法律による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の規定により支給し、又は支給すべきであつた特別給付金については、なお従前の例による。

4 この法律による改正後の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金は、同項の規定にかかわらず、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第二十九号) 附則第五項第二項に規定する者には、支給しない。

理由

戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を引き上げるとともに、戦傷病者等の妻に引き続き特別給付金を支給する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書  
議案の要旨及び目的  
本案は、戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を引き上げるとともに、戦傷病者等の妻に引き続き特別給付金を支給する等の措置を講じようとするもので、その要旨は次のとおりである。

(一) 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正  
1 障害年金、遺族年金等の額の引上げ  
(1) 障害年金

ア 障害年金の額(第一項症の場合)

| 区分     | 現行         | 昭和五十九年三月分  | 同年八月分      |
|--------|------------|------------|------------|
| 公務傷病   | 三、九五五、〇〇〇円 | 四、〇三八、〇〇〇円 | 四、〇六八、〇〇〇円 |
| 勤務関連傷病 | 三、〇二二、三〇〇円 | 三、〇七五、六〇〇円 | 三、〇九九、六〇〇円 |

イ 扶養親族加給額

| 区分            | 分 | 現行       | 昭和五十九年三月分 |
|---------------|---|----------|-----------|
| 配偶者           | 偶 | 一四四、〇〇〇円 | 一四七、六〇〇円  |
| その他一人までの一人につき | 偶 | 四二、〇〇〇円  | 四五、六〇〇円   |
| 配偶者がいないときは    | 偶 | 九六、〇〇〇円  | 九九、六〇〇円   |
| そのうち一人に限り     | 偶 | 同        | 同         |

(2) 遺族年金及び遺族給与金の額

| 区分     | 分 | 現行         | 昭和五十九年三月分  | 同年八月分      | 同年十月分 |
|--------|---|------------|------------|------------|-------|
| 公務死    | 死 | 一、三〇〇、〇〇〇円 | 一、三二六、〇〇〇円 | 一、三〇〇、〇〇〇円 | 同上    |
| 勤務関連死等 | 死 | 一、〇七五、〇〇〇円 | 一、〇七五、〇〇〇円 | 一、〇七五、〇〇〇円 | 同上    |

| 平病死 | 公務(軽症)及び<br>勤務関連(重症) |         | 公務(軽症)及び<br>勤務関連(重症) |         | 公務(軽症)及び<br>勤務関連(重症) |         |
|-----|----------------------|---------|----------------------|---------|----------------------|---------|
|     | 勤務関連                 | 公務      | 勤務関連                 | 公務      | 勤務関連                 | 公務      |
| 併発死 | 勤務関連                 | 公務      | 勤務関連                 | 公務      | 勤務関連                 | 公務      |
|     | 二六、〇〇〇円              | 一六、〇〇〇円 | 二六、〇〇〇円              | 一六、〇〇〇円 | 二六、〇〇〇円              | 一六、〇〇〇円 |
|     | 二六、〇〇〇円              | 一六、〇〇〇円 | 二六、〇〇〇円              | 一六、〇〇〇円 | 二六、〇〇〇円              | 一六、〇〇〇円 |

2 その他所要の改正を行うこと。

(一) 未帰還者留守家族等援護法の一部改正

未帰還者の留守家族に支給する留守家族手当の月額を、遺族年金の増額に準じて、次のとおり引き上げること。

| 現行          | 行 | 昭和五十九年三月分から | 同月八月分から  |
|-------------|---|-------------|----------|
| 月額 一〇二、〇〇〇円 |   | 一〇四、一六〇円    | 一〇六、一六〇円 |

(二) 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正

国債(五年償還)の最終償還を終えた戦傷病者等の妻に対し、引き続き特別給付金として額面二万円又は一万円、二年償還の無利子の国債を支給すること。

(三) 施行期日

この法律は、公布の日から起算して、昭和五十九年三月一日から適用すること。ただし、障害年金、遺族年金等の再度の増額については同年八月一日から、併発死に係る遺族年金等の三度目の増額及び(二)については同年十月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を引き上げるとともに、戦傷病者等の妻に引き続き特別給付金を支給する等の措置を講ずることは、時宜に適合するものと認め、本案は、可決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、昭和五十九年度一

般会計予算(厚生省所管)に三十二億八百十九万円が計上されている。なお、国債の償還分は昭和五十九年度以降において、国債整理基金特別会計(大蔵省所管)は特別給付金として、総額八千六百四十万円が計上される見込みである。右報告する。

昭和五十九年七月二十五日

社会労働委員長 有馬 元治

衆議院議長 福永 健司殿

(別紙)

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議  
政府は、次の事項につき、格段の努力を払うべきである。

一 国民の生活水準の向上等に見合せて、今後とも援護の水準を引き上げ、公平な援護措置が行われるよう努めること。

なお、戦没者遺族等の高齢化の現状及び生活の実態にかんがみ、一層の優遇措置を講ずるとともに、援護の水準の引上げに伴って被用者医療保険における被扶養者の取り扱いが不利にならないよう配慮すること。

二 第二次大戦末期における閣議決定に基づく国民義勇隊及び国民義勇戦隊の組織及び活動状況等について明確にするとともに、公平適切な措置をとり得るよう検討すること。

三 満洲開拓青年義勇隊開拓団については、国境及び満鉄警備等に関する事実を調査するため、関係者と連絡を密にし、一層資料の収集に努め、問題解決のため努力すること。

四 戦没者遺族等の高齢化が進んでいる現状にかんがみ、これら遺族の心情に十分に配慮し、海外旧戦域における遺骨収集、慰霊巡拝等については、更に積極的に推進すること。

五 生存未帰還者の調査については、引き続き関係方面との連絡を密にし、調査及び帰還の促進に万全を期すること。

六 中国残留日本人孤児の肉親調査を今後とも積極的に推進するとともに、帰国を希望する孤児の受入れについて、関係各省及び地方自治体が一体となつて必要な措置を講ずること。

また、中国からの引揚者が一日も早く日本社会に復帰できるよう、中国帰国孤児定着促進センターの運営の充実強化を図る等その対策に遺憾なきを期すること。

七 かつて日本国籍を有していた旧軍人軍属等及び旧国家総動員法による被徴用者等に係る戦後処理のなお未解決な諸問題については、人道的な見地に立ち、早急に、関係各省が一体となつて必要な措置を講ずるよう検討すること。

八 原子爆弾による放射能、爆風、熱線等の傷害作用に起因する傷害、疾病を有する者に対する障害年金の支給及び死亡者の遺族に対する弔慰金、遺族年金等の支給に当たっては、現行援護法の適用につき遺憾なきを期すること。

九 ガス障害者に対する救済措置は、公平に行うとともにその改善に努めること。

十 法律の内容について必要な広報等に努める等更にその周知徹底を図るとともに、相談体制の強化、裁定等の事務の迅速化に更に努めること。

保健所法の一部を改正する法律案  
右  
国会に提出する。

昭和五十九年三月十六日

内閣総理大臣 中曽根康弘

保健所法の一部を改正する法律

保健所法(昭和二十二年法律第百一号)の一部を次のように改正する。

第十条中「国庫は、保健所に関する」を「国は、保健所の施設又は設備に要する」に改める。

第十二条を第十三条とし、第十一条を第十二条とし、第十条の次に次の一条を加える。

第十一条 国は、前条に規定するもののほか、保健所の運営に要する経費を支出する地方公共団体に対し、その経費の財源に充てるため、保健所運営費交付金を交付する。

2 厚生大臣は、前項の規定による保健所運営費交付金の交付については、各地方公共団体の人口及び面積を基礎とし、地理的事務その他の各地方公共団体における保健所の運営に関する特別の事情を考慮して政令で定める基準に従って決定しなければならない。

附則

(施行期日)  
第一条 この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。

(経過措置)  
第二条 この法律による改正前の保健所法第十条の規定に基づく負担金で、昭和五十八年度以前の年度分のものについては、なお従前の例による。

(保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に関する特別措置法の一部改正)  
第三条 保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に関する特別措置法(昭和三十九年法律第百五十五号。以下「特別措置法」という。)の一部を次のように改正する。

昭和五十九年七月二十七日 衆議院会議録第三十八号  
戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案及び同報告書 保健所法の一部を改正する法律案及び同報告書  
一二二九

昭和五十九年七月二十七日 衆議院會議録第三十八号

保健所法の一部を改正する法律案及び同報告書 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(国鉄労働組合関係)及び同報告書

一三〇

第一条 第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げる。  
第二条 第一項中「第四号まで」を「第三号まで」に改め、第二号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条第二項中「第四号まで」を「第三号まで」に改める。

(保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律による改正前の特別措置法第一条第一号に掲げる負担金で、昭和五十八年度以前の年度分のものについては、なお従前の例による。

(地方財政法の一部改正)

第五条 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十条第三号中「保健所」を「保健所の施設及び設備」に改める。

### 理由

地域の実情に応じた自主的、弾力的な保健所運営を図るため、保健所に関する経費の一部について、国の補助方式の変更を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

保健所法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

### 一 議案の要旨及び目的

本案は、地域の実情に応じた自主的、弾力的な保健所の運営を図るため、保健所に関する経費の一部について、国の補助方式の変更を行うとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 保健所に関する経費の一部(人件費等の運

営費)については、国の補助方式を負担金方式から交付金方式に改め、保健所運営交付金として交付すること。

なお、保健所運営交付金は、各地方公共団体の人口及び面積を基礎とし、地理的事情その他の各地方公共団体における保健所の運営に関する特別な事情を考慮して政令で定める基準に従って交付すること。

### 2 施行期日等

(1) この法律は、昭和五十九年四月一日から施行すること。

### (2) その他所要の整備を行うこと。

### 二 議案の修正議決理由

地域の実情に応じた自主的、弾力的な保健所の運営を図るため、保健所に関する経費の一部について、国の補助方式の変更を行うことは時宜に適するものと認め、なお、施行期日につき修正を加えることを適当と認め、本案は、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した。なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

### 三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、昭和五十九年度一般会計予算(厚生省所管)に保健所運営交付金として三百十八億二千八百三千万円が計上されている。

右報告する。

昭和五十九年七月二十五日

社会労働委員長 有馬 元治

衆議院議長 福永 健司殿

### (別紙)

### 附則

### (施行期日)

○等

第一条 この法律は、昭和五十九年四月一日から

施行する。この法律による改正後の保健所法、保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に関する特別措置法(昭和三十三年法律第五十五号)及び地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の規定並びに次条及び附則第四条の規定は、昭和五十九年四月一日から適用する。

(保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に関する特別措置法の一部改正)

第三条 保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に関する特別措置法(昭和三十三年法律第九号)の規定並びに次条及び附則第四条の規定は、昭和五十九年四月一日から適用する。

第一条 第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げる。

第二条 第一項中「第四号まで」を「第三号まで」に改め、第二号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条第二項中「第四号まで」を「第三号まで」に改める。

(地方財政法の一部改正)

第五条 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十条第三号中「保健所」を「保健所の施設及び設備」に改める。

(別紙)

保健所法の一部を改正する法律案に対する

### 附帯決議

保健所は、公衆衛生行政のセンターとして我が国の保健予防、公衆衛生の向上に大きな役割を果たしてきた。

今日、高齢化社会をむかえ、また、社会の進展による疾病構造の変化等に対応して、保健所の果たす役割は、ますます重要なものとなっている。よって、政府は、本法の施行に当たり保健所が本来の使命を達成できるよう次の事項について実

現を図り、保健所行政の推進に適切な措置を講ずるよう努力すべきである。

一 保健所事業に係る助成が定額交付金方式に改正されることに伴い、物価、賃金等の変動によつて保健所事業の推進に支障を生ずることのないよう、事業水準、予算の確保に努めること。

二 定額交付金方式への移行により、地方公共団体間の事業水準等に不均衡が生じないよう制度の運用に万全を期すること。

三 保健所職員に対する国の予算定数が廃止されることに伴い、地方公共団体における保健所事業の推進に支障を生ずることのないよう、適正な保健所職員数の確保に努めること。

四 保健所事業、公衆衛生行政に対する要請が多様化、高度化している現状にかんがみ、それに対応する施策の確立と、それを実施する保健所、市町村等の強化を図るよう努めること。

五 保健所が地域における公衆衛生行政の中心的な機関としての役割を果たすよう、その内容の充実と強化に努めること。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(国鉄労働組合関係)

右 国会に提出する。

昭和五十九年五月二十二日

内閣総理大臣 中曽根康弘

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(国鉄労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(国鉄労働組合関係)

〔別紙〕  
昭和59年5月12日  
仲裁裁定第681号  
(国鉄労働組合関係)  
仲裁 裁定書  
公共企業体等労働委員会

仲裁裁定第681号  
関係当事者  
東京都千代田区丸の内1丁目11番4号  
国鉄労働組合  
中央執行委員長 武藤 久  
東京都千代田区丸の内1丁目6番5号  
日本国有鉄道  
総 裁 仁杉 巖

昭和59年4月20日国鉄労働組合から調停申請があり、5月1日公共企業体等労働委員会が仲裁を行うことを決議した上記当事者間の昭和59年新賃金に関する紛争につき、当仲裁委員会(以下「委員会」という。)は、慎重審議の結果、次のとおり裁定する。

主 文  
日本国有鉄道の公共企業体等労働関係法上の職員(昭和40年公共企業体等労働委員会告示第1号に掲げる者を除く。)の基準内賃金を、昭和59年4月1日以降、1人当たり、同日現在における上記職員の基準内賃金の1.39%相当額に1,170円を加えた額4,125円の原賃をもつて引き上げること。

理 由  
1 今次の賃金紛争は、組合が基準内賃金1人平均22,700円の引上げと35歳・勤続17年の労働者の基準内賃金を228,700円にすることを要求したのに対し、公団が1人当たり基準内賃金の引上げ額を1,063円(定期昇給分を含め5,783円)とする旨回答したが、交渉は決裂したため組合の申請により調停に保属した。調停段階においては、労使委員の主張の懸隔が大きく、調停を継続することが困難となり、5月1日公共企業体

等労働委員会の決議によって紛争の処理が仲裁に移された。

2 委員会は、長年にわたり定着している民間賃金水準を基本に、公共企業体等の職員の賃金を決定する際考慮すべき重要な事情である物価の動向、国家公務員給与との関係、賃金水準の比較の手法、今期の民間における賃金引上げの状況、経営状況によって賃金に格差を設けることの可否などについて、労使の主張を含め検討を加えた。

(1) 生計費の動向を消費者物価指数(総理府統計局調べ、全国)によってみると、その昭和58年度平均の上昇率は1.9%であり、本年3月の対前年同月上昇率では2.5%であった。  
(2) 国家公務員給与との関係については、昨年6.47%程度の給与改定を内容とする人事院勧告が行われたが、財政再建の下、2.03%程度改定された事実を留意した。

(3) 民間賃金との関係については、今次の賃金紛争においても、賃金水準の比較の手法などについて労使間で論議が行われた。労働者側は、公共企業体等の事業の内容、職員の構成などから、基本的には、比較対象の企業規模を1,000人以上とし、比較要素に勤続年数を加味することを主張し、このような手法により賃金構造基本統計調査を用いて比較すれば、公共企業体等の職員の賃金は民間賃金より低いとして、その是正を求めた。

これに対して使用者側は、国民の納税を得る賃金水準の比較を行うためには、従来どおり規模100人以上の企業を対象とすることが適当であり、また、勤続年数がわが国の賃金決定において一つの重要な要素となつていないこととは否定しないが、公共企業体等の雇用の状況や賃金体系が民間との間で相違があることとにかんがみ、なお慎重な検討を要すると主張した。

委員会は、民間の賃金水準との比較手法に

関して、とくに組合が強調した勤続年数を加味する問題については、労使間において従来から論議が行われているので、公共企業体等労働問題懇話会の論議、労働省の調査結果などをふまえて、今後さらに本問題解決に向け論議が深められることを希望し、今回も企業規模100人以上を対象とし、従来どおり性、学歴、年齢別のラスパイル方式による比較を行うこととした。

この結果、昭和58年賃金構造基本統計調査などを用いて、1人平均賃金額の比較を行つたところ、昨年の賃金引上げ後の状況において格別の措置を必要とするほどの差はないものと認めた。

(4) 委員会は、以上の判断を基礎として行う今期の賃金引上げ状況の推定にあたり、紛争解決が要請されている現在の時点での賃金数値が把握できる民間の主要企業の動向について検討した結果、その引上げ率の平均は、定期昇給分を含め4.44%程度に達するものと推定した。また、従来同様この数年における中小企業の賃金引上げ動向にも配慮した。

(5) 委員会は、以上のほか、公共企業体等の経営状況についても検討を行ったが、それぞれその経営状況には相違が認められるものの、これを賃金に反映させることについては、従来から業績手当等によって調整する方法がとられており、公共企業体等の事業の性格、基本的賃金の役割などを考慮すれば、基本的賃金の引上げについて格差を設けることは適当でないと考えた。

3 委員会は、以上のとき諸条件を総合的に勘案した結果、公共企業体等の職員の基準内賃金については、従来どおり民間賃金の動向を重視して決定することが妥当であると判断し、主文のとおり裁定した。

なお、「35歳・勤続17年」の労働者の基準内賃金の引上げ要求については、組合の主張は特定

年齢層の賃金水準が民間に比べ低位にあるのである正を求める趣旨と認められるが、この問題は、団体交渉及び調停の経緯をふまえ、配分の問題を含め労使において検討することを期待する。

4 主文の原賃の配分については労使間の協議によって決定することとし、その協議を早期に完了し、本裁定の効果が速やかに職員に及ぶよう要望する。

5 委員会は、各般にわたる合理化施策の実施など国鉄再建にむけての労使の努力ならびに公社が前記回答を行うにあたり経営改善の具体的計画を示しその実施について組合の理解と協力を切望した経緯に留意し、この際労使双方に対し引き続き一致協力して企業経営の合理化及び生産性の向上に努め、広く国民一般の期待に応えるよう強く要望する。

6 委員会は、関係政府機関が早期に所要の措置を講じ、本裁定が速やかに完全実施されるよう要請する。

昭和59年5月12日

公共企業体等労働委員会  
国労59年新賃金仲裁委員会

|     |        |
|-----|--------|
| 委員長 | 石川吉右衛門 |
| 委員  | 市原昌三郎  |
| 委員  | 舟橋 尚道  |
| 委員  | 山口 俊夫  |
| 委員  | 氏原正治郎  |
| 委員  | 青木勇之助  |
| 委員  | 神代 和俊  |

事 由  
1 昭和五十九年三月八日国鉄労働組合(以下「組合」という。)が、昭和五十九年四月一日の賃金引上げに関する要求を日本国有鉄道(以下「国鉄」という。)に提出したが、交渉は決裂したため、組合の申請により、昭和五十九年四月二十日国鉄の申請により、公共企業体等労働委員会の調停に保属した。

昭和五十九年七月二十七日 衆議院會議録第三十八号

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(国鉄動力車労働組合関係)及び同報告書 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(国鉄動力車労働組合関係)及び同報告書

1111111

り、更に同年五月一日同委員会の決議により仲裁手続に移行し、同委員会は、同年五月十二日仲裁裁定(第六百三十一号)を行った。

二 右裁定の実施については、現状においては、予算上可能であるとは断定できないので、本裁定は、公共企業体等労働関係法第十六条第一項に該当するものと認められる。

理由

昭和五十九年五月十二日公共企業体等労働委員会が、国鉄労働組合の要求に係る昭和五十九年新賃金に関する紛争について行った裁定は、公共企業体等労働関係法第十六条第一項に該当すると認められるので、同条第二項の規定により、国会の議決を求める必要があるからである。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(国鉄動力車労働組合関係)(内閣提出)に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

本件は、昭和五十九年五月十二日、公共企業体等労働委員会が国鉄労働組合の要求に係る昭和五十九年新賃金に関する紛争について行った裁定が、公共企業体等労働関係法第十六条第一項に該当すると認められるので、同条第二項の規定により、国会の議決を求めようとするものである。

二 本件の議決理由

日本国有鉄道の経理の事情その他諸般の事情を勘案した結果、本件は、公共企業体等労働委員会の裁定のとおり実施することを承認するものと議決した。

昭和五十九年七月二十六日

社会労働委員長 有馬 元治  
衆議院議員 堀水 健司殿

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(国鉄動力車労働組合関係)

国会に提出する。

昭和五十九年五月二十二日

内閣総理大臣 中曽根康弘

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(国鉄動力車労働組合関係)

公共企業体等労働委員会の別紙裁定について、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定により、国会の議決を求める。

[別紙]

昭和59年5月12日

仲裁裁定第682号

(国鉄動力車労働組合関係)

仲裁裁定書

公共企業体等労働委員会

仲裁裁定第682号

関係当事者

東京都品川区西五反田3丁目2番18号

国鉄動力車労働組合

中央執行委員長 佐藤 昭松

東京都千代田区丸の内1丁目6番5号

日本国有鉄道

総裁 仁杉 雄

昭和59年4月20日国鉄動力車労働組合から調停申請があり、5月1日公共企業体等労働委員会が仲裁を行うことを決議した上記当事者間の昭和59年新賃金に関する紛争につき、当仲裁委員会(以下「委員会」という。)は、慎重審議の結果、次のとおり裁定する。

主 文

日本国有鉄道の公共企業体等労働関係法上の職員(昭和40年公共企業体等労働委員会告示第1号

に掲げる者を除く。)の基準内賃金を、昭和59年4月1日以降、1人当たり、同日現在における上記職員の基準内賃金の1.89%相当額に1,170円を加えた額4,125円を原資をもつて引き上げること。

理由

1 今次の賃金紛争は、組合が年齢、勤続年数別の基本給の引上げ(35歳・勤続17年で20,000円など)を要求したのに対し、公社が1人当たり基準内賃金の引上げ額を1,038円(定期昇給分を含め5,783円)とする旨回答したが、交渉は決裂したため組合の申請により調停に係属した。調停段階においては、労使委員の主張の懸隔が大きく、調停を継続することが困難となり、5月1日公共企業体等労働委員会の決議によって紛争の処理が仲裁に移された。

2 委員会は、長年にわたり定着している民間賃金水準を基本に、公共企業体等の職員の賃金を決定する際考慮すべき重要な事情である物価の動向、国家公務員給与との関係、賃金水準の比較的手法、今期の民間における賃金引上げの状況、経営状況によつて賃金に格差を設けることの妥当などについて、労使の主張を含め検討を加えた。

(1) 生計費の動向を消費者物価指数(総理府統計局調べ、全国)によつてみると、その昭和58年度平均の上昇率は1.9%であり、本年3月の対前年同月上昇率では2.5%であった。

(2) 国家公務員給与との関係については、昨年6.47%程度の給与改定を内容とする人事院勧告が行われたが、財政再建の下、2.08%程度改定された事実を留意した。

(3) 民間賃金との関係については、今次の賃金紛争においても、賃金水準の比較の手法などについて労使間で論議が行われた。労働者側は、公共企業体等の事業の内容、職員の構成などから、基本的には、比較対象に勤続年数を加味することを主張し、このような手法により

賃金構造基本統計調査を用いて比較すれば、公共企業体等の職員の賃金は民間賃金より低いとして、その是正を求めた。

これに対して使用者側は、国民の納得を得る賃金水準の比較を行うためには、従来どおり規模100人以上の企業を対象とすることが適当であり、また、勤続年数がわが国の賃金決定において一つの重要な要素となつていないこと否定しないが、公共企業体等の雇用の状況や賃金体系が民間との間で相違があることにかんがみ、なお慎重な検討を要すると主張した。

委員会は、民間の賃金水準との比較手法に関し、とくに組合が強調した勤続年数を加味する問題については、労使間において従来から論議が行われているので、公共企業体等労働問題懇話会の論議、労働省の調査結果などをふまえて、今後さらに本問題解決に向け論議が深められることを希望し、今回も企業規模100人以上を対象とし、従来どおり性、学歴、年齢別のラスパイル方式による比較を行うこととした。

この結果、昭和58年賃金構造基本統計調査などを用いて、1人平均賃金額の比較を行つたところ、昨年の賃金引上げ後の状況において格別の措置を必要とするほどの差はないものと認めた。

(4) 委員会は、以上の判断を基礎として行う今期の賃金引上げ状況の推定にあたり、紛争解決が要請されている現在の時点での賃金数値が把握できる民間の主要企業の動向について検討した結果、その引上げ率の平均は、定期昇給分を含め4.44%程度になるものと推定した。また、従来同様ここ数年における中小企業の賃金引上げ動向にも配慮した。

(5) 委員会は、以上のほか、公共企業体等の経営状況についても検討を行つたが、それぞれ

れを賃金に反映させることについては、従来から業績手当等によつて調整する方法がとられており、公共企業体等の事業の性格、基本的賃金の役割などを考慮すれば、基本的賃金の引上げについて格差を設けることは適当でないと考えた。

8 委員会は、以上のことき諸条件を総合的に勘案した結果、公共企業体等の職員の基準内賃金については、従来どおり民間賃金の動向を重視して決定することが妥当であると判断し、主文のとおり裁定した。

4 組合の要求している年齢、勤続年数別の基本給の引上げに関する問題については、主文では述べられなかったが、これを新賃金決定方式の問題として扱うことは現行制度のもとでは困難である。

したがつて、当面は、団体交渉及び調停の経緯をふまえ、これを配分の問題として処理し、将来のあり方については、いわゆる標準労働者方式と現行方式による賃金引上げ及び現行賃金体系との関連などの諸問題を含め、さらに労使において検討することを期待する。

5 主文の原賃の配分については労使間の協議によつて決定することとし、その協議を早期に完了し、本裁定の効果が速やかに職員に及ぶよう要望する。

6 委員会は、各般にわたる合理化施策の実施など国鉄再建にむけての労使の努力ならびに公社が前記回答を行うにあたり経営改善の具体的計画を示しその実施について組合の理解と協力を切望した経緯に留意し、この際労使双方に対し引き続き一致協力して企業経営の合理化及び生産性の向上に努め、広く国民一般の期待に応えるよう強く要望する。

7 委員会は、関係政府機関が早期に所要の措置を講じ、本裁定が速やかに完全実施されるよう要請する。

昭和59年5月12日

公共企業体等労働関係委員会  
勤労59年新賃金決定委員会

委員長 石川 吉右衛門  
委員 市原 昌三郎  
委員 舟橋 道雄  
委員 山口 俊夫  
委員 氏原 正治郎  
委員 青木 勇之助  
委員 神代 和俊

事 由

一 昭和五十九年三月十四日国鉄動力車労働組合(以下「組合」という。)は、昭和五十九年四月一日以後の賃金引上げに関する要求を日本国有鉄道に対し提出し、団体交渉を重ねたが、解決が困難な事となり、昭和五十九年四月二十日組合の申請により公共企業体等労働関係委員会の調停依頼に入り、更に同年五月一日同委員会の決議により仲裁手続に移行し、同委員会は、同年五月十二日仲裁裁定(第六百三十三号)を行った。

二 右裁定の実施については、現状においては、予算上可能であるとは断定できないので、本裁定は、公共企業体等労働関係法第十六条第一項に違反するものとの疑念がある。

理 由

昭和五十九年五月十二日公共企業体等労働関係委員会が、国鉄動力車労働組合の要求に係る昭和五十九年新賃金に関する紛争について行った裁定は、公共企業体等労働関係法第十六条第一項に該当するものとの疑念があるので、同条第二項の規定により、国会の議決を求める必要があるからである。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるもの(国鉄動力車労働組合関係)(内閣提出)に因する報告書

一 本件の要旨及び目的

本件は、昭和五十九年五月十二日、公共企業体等労働委員会が国鉄動力車労働組合の要求に係る昭和五十九年新賃金に関する紛争について行った裁定が、公共企業体等労働関係法第十六条第一項に該当すると認められるので、同条第二項の規定により、国会の議決を求めようとするものである。

二 本件の議決理由

日本国有鉄道の経理の事情その他諸般の事情を勘案した結果、本件は、公共企業体等労働関係委員会の裁定のとおり実施することを承認すべきものと議決した。

昭和五十九年七月二十六日

社会労働委員長 有馬 元治  
衆議院議長 藤永 健太郎

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるもの(国鉄動力車労働組合関係)

右 国会に提出する。

昭和五十九年五月二十二日

内閣総理大臣 中曽根康弘

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるもの(全国鉄施設労働組合関係)

【別紙】

昭和59年5月12日

仲裁裁定第689号

仲裁 裁 定 書

公共企業体等労働関係委員会

仲裁裁定第689号

裁 定

関係当事者  
東京都千代田区丸の内1丁目8番1号  
全国鉄施設労働組合  
中央執行委員長 杉山 茂  
東京都千代田区丸の内1丁目6番5号  
日本国有鉄道  
総 裁 仁杉 敏

昭和59年4月20日全国鉄施設労働組合から調停申請があり、5月1日公共企業体等労働委員会が仲裁を行うことを決議した上記当事者間の昭和59年新賃金に関する紛争につき、当仲裁委員会(以下「委員会」という。)は、慎重審議の結果、次のとおり裁定する。

主 文

日本国有鉄道の公共企業体等労働関係法上の職員(昭和40年公共企業体等労働委員会告示第1号に掲げる者を除く。)の基準内賃金を、昭和59年4月1日以降、1人当たり、同日現在における上記職員の基準内賃金の1.80%相当額に1,470円を加えた額4,125円の原賃をもつて引き上げること。

理 由

1 今次の賃金紛争は、組合が施設関係標準労働者層の基準内賃金25,000円の引上げを要求したのに対し、公社が1人当たり基準内賃金の引上げ額を1,068円(定期昇給分を含め5,789円)とする旨回答したが、交渉は決裂したため組合の申請により調停に係属した。調停段階においては、労使委員の主張の懸隔が大きく、調停を継続することが困難となり、5月1日公共企業体等労働委員会の決議によつて紛争の処理が仲裁に移された。

2 委員会は、長年にわたり定着している民間賃金水準を基本に、公共企業体等の職員の賃金を決定する際考慮すべき重要な事情である物価の動向、国家公務員給与との関係、賃金水準の比較的手法、今期の民間における賃金引上げの状

昭和五十九年七月二十七日 衆議院會議録第三十八号

況、経営状況によつて賃金に格差を設けることの当否などについて、労使の主張を含め検討を加えた。

- (1) 生計費の動向を消費者物価指数（総理府統計局調べ、全国）によつてみると、その昭和五十八年度平均の上昇率は1.9%であり、本年3月の対前年同月上昇率では2.5%であつた。
- (2) 国家公務員給与との関係については、昨年6.47%程度の給与改定を内容とする人事院勧告が行われたが、財政再建の下、2.03%程度改定された事実を留意した。
- (3) 民間賃金との関係については、今次の賃金紛争においても、賃金水準の比較の手法などについて労使間で論議が行われた。労働者側は、公共企業体等の事業の内容、職員の構成などから、基本的には、比較対象の企業規模を1,000人以上とし、比較要素に勤続年数を加味することを主張し、このような手法により賃金構造基本統計調査を用いて比較すれば、公共企業体等の職員の賃金は民間賃金より低いとして、その是正を求めた。

これに対して使用者側は、国民の納得を得る賃金水準の比較を行うためには、従来どおり規模100人以上の企業を対象とすることが適当であり、また、勤続年数がわが国の賃金決定において一つの重要な要素となつてゐることは否定しないが、公共企業体等の雇用の状況や賃金体系が民間との間で相違があることにかんがみ、なお慎重な検討を要すると主張した。

委員会は、民間の賃金水準との比較手法に關して、とくに組合が強調した勤続年数を加味する問題については、労使間において従来から論議が行われているので、公共企業体等労働問題懇話会の論議、労働省の調査結果などをふまえて、今後さらに本問題解決にむけ論議が深められることを希望し、今回も企業規模100人以上を対象とし、従来どおり性、

學歷、年齢別のラスパイス方式による比較を行うこととした。

この結果、昭和五十八年賃金構造基本統計調査などを用いて、1人平均賃金額の比較を行つたところ、昨年の賃金引上げ後の状況において格別の措置を必要とするほどの差はないものと認められた。

- (4) 委員会は、以上の判断を基礎として行う今期の賃金引上げ状況の推定にあたり、紛争解決が要請されている現在の時点で具体的な数値が把握できる民間の主要企業の動向について検討した結果、その引上げ率の平均は、定期昇給分を含め4.44%程度になるものと推定した。また、従来同様ここ数年における中小企業の賃金引上げ動向にも配慮した。
- (5) 委員会は、以上のほか、公共企業体等の経営状況についても検討を行つたが、それぞれの経営状況には相違が認められるものの、これを賃金に反映させることについては、従来から業績手当等によつて調整する方法がとられており、公共企業体等の事業の性格、基本的賃金の役割などを考慮すれば、基本的賃金の引上げについて格差を設けることは適当でないと考えた。

委員会は、以上のとおり諸条件を総合的に勘案した結果、公共企業体等の職員の基準内賃金については、従来どおり民間賃金の動向を重視して決定することが妥当であると判断し、主文のとおり裁定した。

4 施設関係のいわゆる標準労働者層の基準内賃金の引上げ要求については、主文では触れなかつたが、組合の主張は、職務の特殊性に対応する賃金要求の問題であると認められるので、施設関係における労働環境の変化や特殊な労働環境などをふまえて、他の職種との関係など現行の賃金体系との関連を含め、今後とも労使において検討することを期待する。

5 主文の原資の配分については労使間の協議に

よつて決定することとし、その協議を早期に完了し、本裁定の効果が速やかに職員に及ぶよう要望する。

- 6 委員会は、各般にわたる合理化施策の実施など国鉄再建における労使の努力ならびに公社が前記回答を行うにあたり経営改善の具体的な計画を示しその実施について組合の理解と協力を切望した経緯を留意し、この際労使双方に対し引き続き一致協力して企業経営の合理化及び生産性の向上に努め、広く国民一般の期待に応えるよう強く要望する。
- 7 委員会は、関係政府機関が早期に所要の措置を講じ、本裁定が速やかに完全実施されるよう要請する。

昭和五十九年5月12日  
公共企業体等労働委員会  
全労五十八年新賃金仲裁委員会

|     |         |
|-----|---------|
| 委員長 | 石川 吉右衛門 |
| 委員  | 市原 三郎   |
| 委員  | 舟橋 道    |
| 委員  | 山口 俊夫   |
| 委員  | 氏原 正治   |
| 委員  | 青木 彌之助  |
| 委員  | 神代 和俊   |

事 由

一 昭和五十九年三月一日全国鉄施設労働組合（以下「組合」といふ。）は、昭和五十九年四月一日に組合の賃金引上げに関する要求を日本国有鐵道に対し提出し、団体交渉を重ねたが、解決が困難な事となり、昭和五十九年四月二十日組合の申請により公共企業体等労働委員会の調停役に入り、更に同年五月一日同委員会の決議により仲裁手続に移行し、同委員会は、同年五月十二日仲裁裁定（第六百三十九号）を行った。

二 右裁定の実施については、現状においては、事實上可能であると判断できないので、本裁定は、公共企業体等労働関係法第十六条第一項

に違反するものと認められる。

理 由

昭和五十九年五月十二日公共企業体等労働委員会が、全国鉄施設労働組合の要求に係る昭和五十九年新賃金に関する紛争について行つた裁定は、公共企業体等労働関係法第十六条第一項に該当すると認められるので、同条第二項の規定により、国会の議決を求める必要があるからである。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全国鉄施設労働組合関係）（内閣提出）に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

本件は、昭和五十九年五月十二日、公共企業体等労働委員会が全国鉄施設労働組合の要求に係る昭和五十九年新賃金に関する紛争について行つた裁定が、公共企業体等労働関係法第十六条第一項に該当すると認められるので、同条第二項の規定により、国会の議決を求めようとするものである。

二 本件の議決理由  
日本国有鐵道の経理の事情その他諸般の事情を勘案した結果、本件は、公共企業体等労働委員会の裁定のとおり実施することを承認すべきものと議決した。

昭和五十九年七月二十六日  
社会労働委員長 有馬 元治  
衆議院議長 福永 健司殿

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（鉄道労働組合関係）  
右  
国会に提出する。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全国鉄施設労働組合関係）及び同報告書第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（鉄道労働組合関係）及び同報告書

公共企業体等労働関係法第

一一三三四





から業績手当等によつて調整する方法がとられており、公共企業体等の事業の性格、基本的賃金の役割などを考慮すれば、基本的賃金の引上げについて格差を設けることは適当でないと考えた。

3 委員会は、以上のことと諸条件を総合的に勘案した結果、公共企業体等の職員の基幹内賃金については、従来どおり民間賃金の動向を重視して決定することが妥当であると判断し、主文のとおり裁定した。

4 主文の原賃の配分については労使間の協議によつて決定することとし、その協議を早期に完了し、本裁定の効果が速やかに職員に及ぶよう要望する。

5 委員会は、各般にわたる合理化施策の実施など国鉄再建にむけての労使の努力ならびに公社が前記回答を行うにあたり経営改善の具体的計画を示したその実施について組合の理解と協力を切望した経緯に留意し、この労使双方に對し引き続き一致協力して企業経営の合理化及び生産性の向上に努め、広く国民一般の期待に応えるよう強く要望する。

6 委員会は、関係政府機関が早期に所要の措置を講じ、本裁定が速やかに完全実施されるよう要請する。

昭和59年5月12日

公共企業体等労働委員会

全動労59年新賃金仲裁委員会

委員長 石川吉右衛門  
委員 市原昌三郎  
委員 舟橋 尚道  
委員 山口 俊夫  
委員 氏原正治郎  
委員 青木勇之助  
委員 神代 和俊

事 由

一 昭和五十九年三月十五日全国鉄動力車労働組

合連会(以下「組合」という。)は、昭和五十九年四月一日以降の賃金引上げに関する要求を日本国有鉄道に對し提出し、団体交渉を重ねたが、解決が困難な事態となり、昭和五十九年四月二十一日組合の申請により公共企業体等労働委員会の調停段階に入り、更に同年五月一日同委員会の決議により仲裁手続に移行し、同委員会は、同年五月十二日仲裁裁定(第六百四十五号)を行った。

を勧告した結果、本件は、公共企業体等労働委員会の裁定のとおり実施することを承認すべきものと議決した。

昭和五十九年七月二十六日  
社会労働委員長 有馬 元治  
衆議院議長 福永 健司殿

理 由

昭和五十九年五月十二日公共企業体等労働委員会が、全国鉄動力車労働組合連合会の要求に係る昭和五十九年新賃金に関する紛争について行つた裁定は、公共企業体等労働関係法第十六条第一項に規定するところ認められるので、同条第二項の規定により、国会の議決を求める必要があるからである。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるもの(全国鉄動力車労働組合連合会(全国鉄連)及び組合員)に對する裁決手続

一 本件の要旨及び目的

本件は、昭和五十九年五月十二日、公共企業体等労働委員会が全国鉄動力車労働組合連合会の要求に係る昭和五十九年新賃金に関する紛争について行つた裁定が、公共企業体等労働関係法第十六条第一項に規定するところ認められるので、同条第二項の規定により、国会の議決を求めるものとするものである。

二 本件の議決理由

日本国有鉄道の経理の事情その他の諸般の事情

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるもの(国鉄千葉動力車労働組合関係)

右  
国会に提出する。

昭和五十九年五月二十二日  
内閣総理大臣 中曾根康弘  
労働大臣 中曾根康弘

内閣総理大臣 中曾根康弘

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるもの(公共企業体等労働委員会(以下「委員会」という。))に對する裁決手続

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるもの(公共企業体等労働委員会(以下「委員会」という。))に對する裁決手続

【別紙】

昭和59年5月12日

仲裁裁定第647号

(国鉄千葉動力車労働組合関係)

仲 裁 裁 定 書

公共企業体等労働委員会

仲裁裁定第647号

関係当事者

千葉県千葉市要町2番8号

国鉄千葉動力車労働組合

執行委員長 中野 洋

千葉県千葉市新千葉1丁目3番24号

日本国有鉄道千葉鉄道管理局長

伊東 弘教

昭和59年4月20日国鉄千葉動力車労働組合から調停申請があり、5月1日公共企業体等労働委員会が仲裁を行うことを決議した上記当事者間の昭和59年新賃金に関する紛争につき、当仲裁委員会(以下「委員会」という。)は、慎重審議の結果、次のとおり裁定する。

主 文

日本国有鉄道の公共企業体等労働関係法上の職員(昭和40年公共企業体等労働委員会告示第1号に掲げる者を除く。)の基幹内賃金を、昭和59年4月1日以降、1人当たり、同日現在における上記職員の基幹内賃金の1.30%相当額に1,170円を加えた額4,125円の原賃をもつて引き上げること。

理 由

1 今次の賃金紛争は、組合が年齢別基本給の引上げ(35歳で23,000円など)を要求したのに対し、公社が1人当たり基幹内賃金の引上げ額を1,068円(定期昇給分を含め5,783円)とする旨回答したが、交渉は決裂したため組合の申請により調停に係属した。調停段階においては、労使委員の主張の懸隔が大きく、調停を継続することが困難となり、5月1日公共企業体等労働委員会の決議によつて紛争の処理が仲裁に移された。

2 委員会は、長年にわたり定着している民間賃金準拠を基本に、公共企業体等の職員の賃金を決定する際考慮すべき重要な事情である物価の動向、国家公務員給与との関係、賃金水準の比較の手法、今期の民間における賃金引上げの状況、経営状況によつて賃金に格差を設けることの可否などについて、労使の主張を含め検討を加えた。

(1) 生計費の動向を消費者物価指数(総理府統計局調べ、全国)によつてみると、その昭和58年度平均の上昇率は1.9%であり、本年8月の対前年同月上昇率では2.5%であった。

(2) 国家公務員給与との関係については、昨年6.47%程度の給与改定を内容とする人事院勧

昭和五十九年七月二十七日 衆議院公報第三十八号

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求める件(国鉄千葉動力車労働組合関係)及び同報告書

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求める件(国鉄千葉動力車労働組合関係)及び同報告書

一三三八

告が行われたが、財政再建の下、2.08%程度改定された事実を留意した。

(3) 民間賃金との関係については、今次の賃金紛争においても、賃金水準の比較の手法などについて労使間で協議が行われた。労働者側は、公共企業体等の事業の内容、職員の構成などから、基本的には、比較対象の企業規模を1,000人以上とし、比較要素に勤続年数を加味することを主張し、このような手法により賃金構造基本統計調査を用いて比較すれば、公共企業体等の職員の賃金は民間賃金より低いとして、その是正を求めた。

これに対して使用者側は、国民の納得を得る賃金水準の比較を行うためには、従来どおり規模100人以上の企業を対象とすることが適当であり、また、勤続年数がわが国の賃金決定において一つの重要な要素となっていることは否定しないが、公共企業体等の雇用の状況や賃金体系が民間との間で相違があることにかんがみ、なお慎重な検討を要すると主張した。

委員会は、民間の賃金水準との比較手法に関し、とくに組合が強調した勤続年数を加味する問題については、労使間において従来から協議が行われているので、公共企業体等労働問題懇話会の議論、労働省の調査結果などをふまえて、今後さらに本問題解決にむけ協議が深められることを希望し、今回も企業規模100人以上を対象とし、従来どおり性、学歴、年齢別のラスバイス方式による比較を行うこととした。

この結果、昭和58年賃金構造基本統計調査などを用いて、1人平均賃金額の比較を行ったところ、昨年の賃金引上げ後の状況において格別の措置を必要とするほどの差はないものと認めた。

(4) 委員会は、以上の判断を基礎として行う今後の賃金引上げ状況の推定にあたり、紛争解

決が要請されている現在の時点で具体的数値が把握できる民間の主要企業の動向について検討した結果、その引上げ率の平均は、定期昇給分を含め4.44%程度になるものと推定した。また、従来同様この数年における中小企業の賃金引上げ動向にも配慮した。

(5) 委員会は、以上のほか、公共企業体等の経営状況についても検討を行ったが、それぞれの経営状況には相違が認められるものの、これを賃金に反映させることについては、従来から業績手当等によって調整する方法がとられており、公共企業体等の事業の性格、基本的賃金の役割などを考慮すれば、基本的賃金の引上げについて格差を設けることは適当でないと考えた。

委員会は、以上のごとき諸条件を総合的に勘案した結果、公共企業体等の職員の基準内賃金については、従来どおり民間賃金の動向を重視して決定することが妥当であると判断し、主文のとおり裁定した。

4 組合の要求している年齢別の基本給の引上げに関する問題については、主文では触れなかつたが、これを新賃金決定方式の問題として扱うことは現行制度のもとでは困難である。

したがって、当面は、団体交渉及び調停の経緯をふまえ、これを配分の問題として処理し、将来のあり方についてさらに労使において検討することを期待する。

5 主文の原賃の配分については労使間の協議によつて決定することとし、その協議を早期に完了し、本裁定の効果が速やかに職員に及ぶよう要望する。

6 委員会は、各般にわたる合理化施策の実施など国鉄再建にむけての労使の努力ならびに公社が前記回答を行うにあたり経営改善の具体的計画を示しその実施について組合の理解と協力を切望した経緯を留意し、この際労使双方に対し引き続き一致協力して企業経営の合理化及び生

産性の向上に努め、広く国民一般の期待に応えるよう強く要望する。

7 委員会は、関係政府機関が早期に所要の措置を講じ、本裁定が速やかに完全実施されるよう要請する。

昭和58年5月12日

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求める件(国鉄千葉動力車労働組合関係)及び同報告書

公共企業体等労働委員会

|     |        |
|-----|--------|
| 委員長 | 石川吉右衛門 |
| 委員  | 市原昌三郎  |
| 委員  | 舟橋 道雄  |
| 委員  | 山口 俊夫  |
| 委員  | 氏原正治郎  |
| 委員  | 青木勇之助  |
| 委員  | 神代 和俊  |

事 由

1 国鉄五十九年三月十二日国鉄千葉動力車労働組合(以下「組合」という。)は、昭和五十九年四月一日以後の賃金引上げに関する要求を日本国有鉄道及び日本国有鉄道千葉鉄道管理局に対し提出し、団体交渉を重ねたが、解決が困難な事となり、昭和五十九年四月二十日組合の申請により公共企業体等労働委員会関東地方調停委員会の調停段階に、公共企業体等労働委員会の決議により同年四月二十一日同委員会の調停段階に入り、更に同年五月一日同委員会の決議により仲裁手続に移行し、同委員会は、同年五月十二日仲裁裁定(第六百四十七号)を行った。

2 右裁定の実施については、現状におきながら、予算上可能であると断定できないうので、本裁定は、公共企業体等労働関係法第十六条第一項に規定するものとして認めらる。

昭和五十九年五月十二日公共企業体等労働委員会  
会長 国鉄千葉動力車労働組合の要求に係る昭和

五十九年新賃金に関する紛争について行つた裁定は、公共企業体等労働関係法第十六条第一項に該当すると認められるので、同条第二項の規定により、国会の議決を求める必要があるからである。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求める件(国鉄千葉動力車労働組合関係)(内閣提出)に関する報告書

1 本件の要旨及び目的  
本件は、昭和五十九年五月十二日、公共企業体等労働委員会が国鉄千葉動力車労働組合の要求に係る昭和五十九年新賃金に関する紛争について行つた裁定が、公共企業体等労働関係法第十六条第一項に該当すると認められるので、同条第二項の規定により、国会の議決を求めることと認められるので、同条第二項の規定により、国会の議決を求めようとするものである。

2 本件の議決理由  
日本国有鉄道の経理の事情その他諸般の事情を勘案した結果、本件は、公共企業体等労働委員会の裁定のとおり実施することを承認すべきものと議決した。

右報告する。  
昭和五十九年七月二十六日  
社会労働委員長 有馬 元治  
衆議院議長 福永 健司殿

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求める件(全国電気通信労働組合関係)  
右  
国会に提出する。

昭和五十九年五月二十二日  
内閣総理大臣 中曽根康弘

公共企業体等労働関係法第三十條第三項の  
規定に基づき、同条の趣意を承るものとし、  
（全国電気通信労働組合関係）  
公共企業体等労働関係法第三十條第三項の規定に  
基づき、同条の趣意を承るものとし、  
（別紙）

昭和59年5月12日  
仲裁裁定第644号  
（全国電気通信労働組合関係）

仲裁 裁定 書  
公共企業体等労働委員会

仲裁裁定第644号  
裁 定

関係当事者  
東京都千代田区神田駿河台3丁目6番地  
全国電気通信労働組合  
中央執行委員長 山岸 章  
東京都千代田区内幸町1丁目1番6号  
日本電信電話公社  
総 裁 眞藤 恒

昭和59年4月20日当事者双方から調停申請があり、5月1日公共企業体等労働委員会が仲裁を行うことを決議した上記当事者間の昭和59年新賃金に関する紛争につき、当仲裁委員会（以下「委員会」という。）は、慎重審議の結果、次のとおり裁定する。

主 文  
日本電信電話公社の公共企業体等労働関係法上の職員（昭和40年公共企業体等労働委員会告示第1号に掲げる者を除く。）の基準内賃金を、昭和59年4月1日以降、1人当たり、同日現在における上記職員の基準内賃金の1.89%相当額に1,170円を加えた額4,045円の原資をもつて引き上げること。

理 由  
1 今次の賃金紛争は、組合が年齢、勤続年数別の賃金水準の決定（35歳・勤続17年で214,100円とすることなど）を要求したのに対し、公社

が1人当たり基準内賃金の引上げ額を1,084円（定期昇給分を含め5,813円）とする旨回答したが、交渉は決裂したため当事者双方の申請により調停に係属した。調停段階においては、労使委員の主張の懸隔が大きく、調停を継続することが困難となり、5月1日公共企業体等労働委員会会の決議に基づいて紛争の処理が仲裁に移された。

2 委員会は、長年にわたり定着している民間賃金水準を基本に、公共企業体等の職員の賃金を決定する際考慮すべき重要な事情である物価の動向、国家公務員給与との関係、賃金水準の比較の手法、今期の民間における賃金引上げの状況、経営状況によって賃金に格差を設けることの可否などについて、労使の主張を含め検討を加えた。

(1) 生計費の動向を消費者物価指数（総理府統計局調べ、全国）によつてみると、その昭和58年度平均の上昇率は1.9%であり、本年8月の対前年同月上昇率では2.5%であった。

(2) 国家公務員給与との関係については、昨年6.47%程度の給与改定を内容とする人事院勧告が行われたが、財政再建の下、2.03%程度改定された事実を留意した。

(3) 民間賃金との関係については、今次の賃金紛争においても、賃金水準の比較の手法などについて労使間で論議が行われた。労働者側は、公共企業体等の事業の内容、職員の構成などから、基本的には、比較対象の企業規模を1,000人以上とし、比較要素に勤続年数を加味することを主張し、このような手法により賃金構造基本統計調査を用いて比較すれば、公共企業体等の職員の賃金は民間賃金より低いとして、その是正を求めた。

これに対して使用者側は、国民の納得を得る賃金水準の比較を行うためには、従来どおり規模100人以上の企業を対象とすることが適当であり、また、勤続年数が国の賃金

決定において一つの重要な要素となつていることは否定しないが、公共企業体等の雇用の状況や賃金体系が民間との間で相違があることにかんがみ、なお慎重な検討を要すると主張した。

委員会は、民間の賃金水準との比較手法に關して、とくに組合が強調した勤続年数を加味する問題については、労使間において従来から論議が行われているので、公共企業体等労働問題懇話会の論議、労働省の調査結果などをふまえて、今後さらに本問題解決にむけ論議が深められることを希望し、今回も企業規模100人以上を対象とし、従来どおり性、学歴、年齢別のラスパイス方式による比較を行うこととした。

この結果、昭和58年賃金構造基本統計調査などを用いて、1人平均賃金額の比較を行つたところ、昨年の賃金引上げ後の状況において格別の措置を必要とするほどの差はないものと認めた。

(4) 委員会は、以上の判断を基礎として行う今期の賃金引上げ状況の推定にあたり、紛争解決が要請されている現在の時点での具体的な数値が把握できる民間の主要企業の動向について検討した結果、その引上げ率の平均は、定期昇給分を含め4.44%程度になるものと推定した。また、従来同様ここ数年における中小企業の賃金引上げ動向にも配慮した。

(5) 委員会は、以上のほか、公共企業体等の経営状況についても検討を行つたが、それぞれ経営状況には相違が認められるものの、これを賃金に反映させることについては、従来から業績手当等によつて調整する方法がとられており、公共企業体等の事業の性格、基本的賃金の役割などを考慮すれば、基本的賃金の引上げについて格差を設けることは適当でないと考えた。

(6) 委員会は、いわゆる「電電事業にふさわし

い賃金」については、昭和54年以来的裁定において言及されてきた経緯等をふまえ、電気通信事業をめぐる諸情勢の下、労使間の協議をさらに促進するよう要望し、当面、職務分類基準の見直しについて適切な結論が早期に得られるよう期待する。

3 委員会は、以上のとき諸条件を総合的に勘案した結果、公共企業体等の職員の基準内賃金については、従来どおり民間賃金の動向を重視して決定することが妥当であると判断し、主文のとおり裁定した。

4 いわゆる標準労働者方式による賃金引上げに關する問題については、主文では触れなかつたが、引き続き労使において検討することを期待する。

5 主文の原資の配分については労使間の協議によつて決定することとし、その協議を早期に完了し、本裁定の効果が速やかに職員に及ぶよう要望する。

6 委員会は、この際とくに労使双方に対し、公共企業体等の事業の社会的機能及び国民経済上の役割の重要性を一層認識し、今後とも、労使関係の安定に努め、企業経営の合理化及び生産性の向上の実現のために格段の努力を払い、もつて広く国民一般の期待に応えるよう強く要望する。

7 委員会は、関係政府機関が早期に所要の措置を講じ、本裁定が速やかに完全実施されるよう要請する。

昭和59年5月12日

公共企業体等労働委員会

全電通59年新賃金仲裁委員会

委員長 石川吉古衛門  
委員 市原昌三郎  
委員 舟橋 尚道  
委員 山口 俊夫  
委員 氏原正治郎

昭和五十九年七月二十七日 衆議院會議録第三十八号

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全国電気通信労働組合関係）及び同報告書  
第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（日本電信電話労働組合関係）及び同報告書

一四四〇

議題 本大臣の題  
議題 若代 衆議院

事 由

一 昭和五十九年三月九日全国電気通信労働組合は、昭和五十九年四月一日以降の賃金引上げに関する要求を日本電信電話公社に対し提出し、団体交渉を重ねたが、解決が困難な事態となり、昭和五十九年四月二十日当事者双方の申請により公共企業体等労働委員会への調停段階に入り、更に同年五月一日同委員会の決議により仲裁手続に移行し、同委員会は、同年五月十二日仲裁裁定（第六百四十四号）を行った。

二 右裁定の実施については、現状においては、予算上可能であるとは断定できないので、本裁定は、公共企業体等労働関係法第十六条第一項に該当するものと認められる。

理 由

昭和五十九年五月十二日公共企業体等労働委員会が、全国電気通信労働組合の要求に係る昭和五十九年新賃金に関する紛争について行った裁定は、公共企業体等労働関係法第十六条第一項に該当すると認められるので、同条第二項の規定により、国会の議決を求める必要があるからである。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全国電気通信労働組合関係）（内閣提出）に関する報告書

一 本件の要旨及び目的  
本件は、昭和五十九年五月十二日、公共企業体等労働委員会が全国電気通信労働組合の要求

に係る昭和五十九年新賃金に関する紛争について行った裁定が、公共企業体等労働関係法第十六条第一項に該当すると認められるので、同条第二項の規定により、国会の議決を求めようとするものである。

二 本件の議決理由

日本電信電話公社の経理の事情その他諸般の事情を勘案した結果、本件は、公共企業体等労働委員会の裁定のとおり実施することを承認すべきものと議決した。

右報告する。

昭和五十九年七月二十六日

社会労働委員長 有馬 元治

衆議院議長 福永 健司殿

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（日本電信電話労働組合関係）

右

国会に提出する。

昭和五十九年五月二十二日

内閣総理大臣 中曽根康弘

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（日本電信電話労働組合関係）

公共企業体等労働委員会の別紙裁定に基づき、

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定により、国会の議決を求める。

（別紙）

昭和五十九年五月十二日

仲裁裁定第646号

（日本電信電話労働組合関係）

仲裁 裁定 書

公共企業体等労働委員会

仲裁裁定第646号

裁 定

関係当事者

東京都杉並区成田東3丁目12番13号

日本電信電話労働組合

中央執行委員長 山田 真彰

東京都千代田区内幸町1丁目1番6号

日本電信電話公社

総 裁 眞藤 恒

昭和五十九年4月21日日本電信電話労働組合から調停申請があり、5月1日公共企業体等労働委員会が仲裁を行うことを決議した上記当事者間の昭和五十九年新賃金に関する紛争につき、当仲裁委員会（以下委員会という。）は、慎重審議の結果、次のとおり裁定する。

主 文

日本電信電話公社の公共企業体等労働関係法上の職員（昭和40年公共企業体等労働委員会告示第1号に掲げる者を除く。）の基準内賃金を、昭和59年4月1日以降、1人当たり、同日現在における上記職員の基準内賃金の1.39%相当額に1,170円を加えた額4,045円の原資をもつて引き上げること。

理 由

1 今次の賃金紛争は、組合が基準内賃金1人平均6%の引上げを要求したのに対し、公社が1人当たり基準内賃金の引上げ額を1,084円（定期昇給分を含め5,813円）とする旨回答したが、交渉は決裂したため組合の申請により調停に係属した。調停段階においては、労使委員の主張の懸隔が大きく、調停を継続することが困難となり、5月1日公共企業体等労働委員会の決議によって紛争の処理が仲裁に移された。

2 委員会は、長年におたり定着している民間賃金水準を基本に、公共企業体等の職員の賃金を決定する際考慮すべき重要な事情である物価の

動向、国家公務員給与との関係、賃金水準の比較の手法、今期の民間における賃金引上げの状況、経営状況によって賃金に格差を設けることの可否などについて、労使の主張を含め検討を加えた。

(1) 生計費の動向を消費者物価指数（総理府統計局調べ、全国）によつてみると、その昭和58年度平均の上昇率は1.9%であり、本年3月の対前年同月上昇率では2.5%であつた。

(2) 国家公務員給与との関係については、昨年6.47%程度の給与改定を内容とする人事院勧告が行われたが、財政再建の下、2.03%程度改定された事実を留意した。

(3) 民間賃金との関係については、今次の賃金紛争においても、賃金水準の比較の手法などについて労使間で議論が行われた。労働者側は、公共企業体等の事業の内容、職員の構成などから、基本的には、比較対象の企業規模を1,000人以上とし、比較要素に勤続年数を加味することを主張し、このような手法により賃金構造基本統計調査を用いて比較すれば、公共企業体等の職員の賃金は民間賃金より低いとして、その是正を求めた。

これに対して使用者側は、国民の所得を得る賃金水準の比較を行うためには、従来どおり規模100人以上の企業を対象とすることが適当であり、また、勤続年数がわが国の賃金決定において一つの重要な要素となつていないことは否定しないが、公共企業体等の雇用の状況や賃金体系が民間との間で相違があることにかんがみ、なお慎重な検討を要すると主張した。

委員会は、民間の賃金水準との比較手法に関し、とくに組合が強調した勤続年数を加味する問題については、労使間において従来から議論が行われているので、公共企業体等

労働問題懇話会の議論、労働者の調査結果などをふまえて、今後さらに本問題解決にむけ議論が深められることを希望し、今回も企業規模100人以上を対象とし、従来どおり性、学歴、年齢別のラスバイネス方式による比較を行うこととした。

この結果、昭和58年賃金増進基本統計調査などを用いて、1人平均賃金額の比較を行ったところ、昨年の賃金引上げ後の状況において格別の措置を必要とするほどの差はないものと認められた。

(4) 委員会は、以上の判断を基礎として行う今後の賃金引上げ状況の推定にあたり、紛争解決が要請されている現在の時点での具体的な数値が把握できる民間の主要企業の動向について検討した結果、その引上げ率の平均は、定期昇給分を含め4.44%程度になるものと推定した。また、従来同様この数年における中小企業の賃金引上げ動向にも配慮した。

(5) 委員会は、以上のほか、公共企業体等の経営状況についても検討を行ったが、それぞれの経営状況には相違が認められるものの、これを賃金に反映させることについては、従来から業績手当等によって調整する方法がとられており、公共企業体等の事業の性格、基本的賃金の役割などを考慮すれば、基本的賃金の引上げについて格差を設けることは適当でないと考えた。

3 委員会は、以上のごとき諸条件を総合的に勘案した結果、公共企業体等の職員の基準内賃金については、従来どおり民間賃金の動向を重視して決定することが妥当であると判断し、主文のとおり裁定した。

4 主文の原資の配分については労使間の協議によつて決定することとし、その協議を早期に完了し、本裁定の効果が速やかに職員に及ぶよう要請する。

5 委員会は、この際とくに労使双方に対し、公

共企業体等の事業の社会的機能及び国民経済上の役割の重要性を一面認識し、今後とも、労使関係の安定に努め、企業経営の合理化及び生産性の向上の実現のために格別の努力を払い、もつて広く国民一般の期待に応えるよう強く要請する。

6 委員会は、関係政府機関が早期に所要の措置を講じ、本裁定が速やかに完全実施されるよう要請する。

昭和58年5月12日

公共企業体等労働委員会  
電労組58年新賃金仲裁委員会

|     |        |
|-----|--------|
| 委員長 | 石川吉右衛門 |
| 委員  | 市原昌三郎  |
| 委員  | 舟橋 尚道  |
| 委員  | 山口 俊夫  |
| 委員  | 氏原正治郎  |
| 委員  | 青木勇之助  |
| 委員  | 神代 和俊  |

事 由

一 昭和五十九年三月一日日本電信電話労働組合(以下「組合」という。)は、昭和五十九年四月一日以後の賃金引上げに關する要求を日本電信電話公社に対し提出し、団体交渉を重ねたが、解決が困難な事態となり、昭和五十九年四月二十一日組合の申請により公共企業体等労働委員会に調停依頼に入り、更に同年五月一日同委員会に決議により仲裁手続に移行し、同委員会が、同年五月十二日仲裁裁定(第六百四十六号)を行った。

二 右裁定の実施については、現状において、予算上困難であると判断できないので、本裁定は、公共企業体等労働関係法第十六条第一項に規定するものと認められる。

理 由

昭和五十九年五月十二日公共企業体等労働委員会が、日本電信電話労働組合の要求に係る昭和五十九年新賃金に關する紛争について行った裁定は、公共企業体等労働関係法第十六条第一項に該當すると認められるので、同条第二項の規定により、国会の議決を求める必要があるからである。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(日本電信電話労働組合関係)(内閣提出)に關する報告書

一 本件の経緯及び目的

本件は、昭和五十九年五月十二日、公共企業体等労働委員会が日本電信電話労働組合の要求に係る昭和五十九年新賃金に關する紛争について行った裁定が、公共企業体等労働関係法第十六条第一項に該當すると認められるので、同条第二項の規定により、国会の議決を求めるようとするものである。

二 本件の議決理由

日本電信電話公社の経理の事情その他諸般の事情を勘案した結果、本件は、公共企業体等労働委員会の裁定のとおり実施することを承認すべきものと議決した。

昭和五十九年七月二十六日

社会労働委員長 有馬 元治  
兼議長 福永 健司殿

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全労連労働組合関係)

右

国会に提出する。

昭和五十九年五月二十二日 内閣総理大臣 中曾根康弘

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全労連労働組合関係)

公共企業体等労働委員会の別紙裁定について、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定により、国会の議決を求める。

【別紙】

昭和59年5月12日  
仲裁裁定第683号  
(全労連労働組合関係)

仲裁 裁定 書

仲裁裁定第683号 公共企業体等労働委員会

関係当事者

東京港区虎ノ門2丁目2番1号  
日本専売公社

東京港区芝5丁目26番30号  
全労連労働組合

中央執行委員長 牧内 研二

昭和59年4月20日当事者双方から調停申請があり、5月1日公共企業体等労働委員会が仲裁を行うことを決議した上記当事者間の昭和59年新賃金に關する紛争につき、当仲裁委員会(以下「委員会」という。)は、慎重審議の結果、次のとおり裁定する。

主 文

日本専売公社の公共企業体等労働関係法上の職員(昭和40年公共企業体等労働委員会告示第1号に掲げる者を除く。)の基準内賃金を、昭和59年4月1日以降、1人当たり、同日現在における上記職員の基準内賃金の1.38%相当額に1,170円を加えた額4,040円の原資をもつて引き上げること。

理 由

1 今次の賃金紛争は、組合が年齢、勤続年数別の基本給の引上げ(35歳・勤続17年を213,500円とするなど)を要求したのに対し、公社が1人

昭和五十九年七月二十七日 衆議院會議録第三十八号

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全専売労働組合関係）及び同報告書 一一四二一

当たり基準内賃金の引上げ額を1,032円（定期昇給分を含め5,946円）とする旨回答したが、交渉は決裂したため当事者双方の申請により調停に保属した。調停段階においては、労使委員の主張の懸隔が大きく、調停を継続することが困難となり、5月1日公共企業体等労働委員会との協議によって紛争の処理が仲裁に移された。

2 委員会は、長年にわたり定着している民間賃金水準を基本に、公共企業体等の職員の賃金を決定する際考慮すべき重要な事情である物価の動向、国家公務員給与との関係、賃金水準の比較の手法、今期の民間における賃金引上げの状況、経営状況によって賃金に格差を設けることの可否などについて、労使の主張を含め検討を加えた。

(1) 生計費の動向を消費者物価指数（総理府統計局調べ、全国）によつてみると、その昭和58年度平均の上昇率は1.9%であり、本年3月の対前年同月上昇率では2.5%であった。

(2) 国家公務員給与との関係については、昨年6.47%程度の給与改定を内容とする人事院勧告が行われたが、財政再建の下、2.08%程度改定された事実を留意した。

(3) 民間賃金との関係については、今次の賃金紛争においても、賃金水準の比較の手法などについて労使間で協議が行われた。労働吉備は、公共企業体等の事業の内容、職員の構成などから、基本的には、比較対象の企業規模を1,000人以上とし、比較要素に勤続年数を加味することを主張し、このような手法により賃金構造基本統計調査を用いて比較すれば、公共企業体等の職員の賃金は民間賃金より低いとして、その是正を求めた。

これに対して使用者側は、国民の所得を得る賃金水準の比較を行うためには、従来どおり規模100人以上の企業を対象とすることが適当であり、また、勤続年数がわが国の賃金決定において一つの重要な要素となつてい

ことは否定しないが、公共企業体等の雇用の状況や賃金体系が民間との間で相違があることにかんがみ、なお慎重な検討を要すると主張した。

委員会は、民間の賃金水準との比較手法に關して、とくに組合が強調した勤続年数を加味する問題については、労使間において従来から協議が行われているので、公共企業体等労働問題懇話会の論議、労働省の調査結果などをふまえて、今後さらに本問題解決にむける論議が深められることを希望し、今回も企業規模100人以上を対象とし、従来どおり性、学歴、年齢別のラスバイス方式による比較を行うこととした。

この結果、昭和58年賃金構造基本統計調査などを用いて、1人平均賃金額の比較を行つたところ、昨年の賃金引上げ後の状況において格別の措置を必要とするほどの差はないものと認めた。

(4) 委員会は、以上の判断を基礎として行う今期の賃金引上げ状況の推定にあたり、紛争解決が要請されている現在の時点での賃金格差が把握できる民間の主要企業の動向について検討した結果、その引上げ率の平均は、定期昇給分を含め4.44%程度になるものと推定した。また、従来同様ここ数年における中小企業の賃金引上げ動向にも配慮した。

(5) 委員会は、以上のほか、公共企業体等の経営状況についても検討を行つたが、それぞれ経営状況には相違が認められるものの、これを賃金に反映させることについては、従来から業績手当等によつて調整する方法がとられており、公共企業体等の事業の性格、基本的賃金の役割などを考慮すれば、基本的賃金の引上げについて格差を設けることは適当でないと考えた。

委員会は、以上のとき諸条件を総合的に勘案した結果、公共企業体等の職員の基準内賃金

については、従来どおり民間賃金の動向を重視して決定することが妥当であると判断し、主文のとおり裁定した。

4 いわゆる標準労働者方式による賃金引上げに關する問題については、主文では触れなかつたが、引き続き労使において検討することを期待する。

また、今次賃金紛争の中で、労使において論議された効果的な業務の推進にかかわる賃金の在り方の問題については、たばこ事業をめぐる諸情勢の下、広く関係者の合意形成を含め労使において検討を深めることを期待する。

5 主文の原資の配分については労使間の協議によつて決定することとし、その協議を早期に完了し、本裁定の効果が速やかに職員に及ぶよう要望する。

6 委員会は、この際とくに労使双方に対し、公共企業体等の事業の社会的機能及び国民経済上の役割の重要性を一層認識し、今後とも、労使関係の安定に努め、企業経営の合理化及び生産性の向上の実現のための格段の努力を払い、もつて広く国民一般の期待に応えるよう強く要望する。

7 委員会は、関係政府機関が早期に所要の措置を講じ、本裁定が速やかに完全実施されるよう要請する。

昭和59年5月12日

公共企業体等労働委員会

全専売59年新賃金仲裁委員会

|     |        |
|-----|--------|
| 委員長 | 石川吉右衛門 |
| 委員  | 市原昌三郎  |
| 委員  | 舟橋 尚道  |
| 委員  | 山口 俊夫  |
| 委員  | 氏原正治郎  |
| 委員  | 青木勇之助  |
| 委員  | 神代 和俊  |

事 由

一 昭和五十九年三月十日全専売労働組合は、昭和五十九年四月一日以降の賃金引上げに關する要求を日本専売公社に対し提出し、団体交渉を重ねたが、解決が困難な事となり、昭和五十九年四月二十日当事者双方の申請により、公共企業体等労働委員会の調停段階に入り、更に同年五月一日同委員会の決議により仲裁手続に移し、同委員会は同年五月十二日仲裁裁定（第六百三十三号）を行つた。

二 右裁定の実施については、現状においては、予算上可能であるとは断定できないので、本裁定は、公共企業体等労働関係法第十六条第一項に違反するものと認められる。

附 由

昭和五十九年五月十二日公共企業体等労働委員会「全専売労働組合の要求に係る昭和五十九年新賃金に関する紛争について」の裁定は、公共企業体等労働関係法第十六条第一項に違反するものと認められるので、同条第二項の規定により、国会の議決を求めることと認められる。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の「国会の議決を求めるの件（全専売労働組合関係）」に關する報告書

一 本件の要旨及び目録

本件は、昭和五十九年五月十二日、公共企業体等労働委員会が全専売労働組合の要求に係る昭和五十九年新賃金に關する紛争について行つた裁定が、公共企業体等労働関係法第十六条第一項に違反するものと認められるので、同条第二項の規定により、国会の議決を求めるようとするものである。

二 本社の議決事項

日本専売公社の経理の事情その他諸般の事情

を提案した結果、本件は、公共企業体等労働関係委員会(以下「委員会」という。)の議決により承認することと議決した。  
昭和五十九年七月二十六日  
右報告する。

社会労働委員長 有馬 三郎  
衆議院議員 藤永 健一郎

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めらるる中(労働関係委員会関係)  
右  
国会に提出する。

昭和五十九年五月二十一日  
労働関係大臣 中曽根康弘

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めらるる中(労働関係委員会関係)  
公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めらるる中(労働関係委員会関係)  
公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めらるる中(労働関係委員会関係)

昭和五十九年五月十二日  
仲裁裁定第634号  
(全通信労働組合関係)  
仲裁 裁定書  
公共企業体等労働委員会  
仲裁裁定第634号

関係当事者  
東京都文京区後楽1丁目2番7号  
全通信労働組合  
中央執行委員長 太田 清治  
東京都千代田区霞が関1丁目3番2号  
郵政大臣 奥田 敬和

昭和五十九年4月20日全通信労働組合から調停申請

があり、5月1日公共企業体等労働委員会が仲裁を行うことを決議した上、当事者間の昭和五十九年新賃金に関する紛争につき、当仲裁委員会(以下「委員会」という。)は、慎重審議の結果、次のとおり裁定する。

主 文

郵政省所属の公共企業体等労働関係法上の職員(昭和40年公共企業体等労働委員会告示第1号に掲げる者を除く。)の基準内賃金を、昭和59年4月1日以降、1人当たり、同日現在における上記職員の基準内賃金の1.39%相当額に1,170円を加えた額4,056円の原賃をもつて引き上げること。

理 由

1 今次の賃金紛争は、組合が基準内賃金1人平均22,000円の引上げと標準労働者(高卒85歳・勤続17年)の基準内賃金を221,800円にすることを要求したのに対し、当局が1人当たり基準内賃金の引上げ額を1,038円(定期昇給分を含め6,143円)とする旨回答したが、交渉は決裂したため組合の申請により調停に係属した。調停段階においては、労使委員の主張の懸隔が大きく、調停を継続することが困難となり、5月1日公共企業体等労働委員会の決議に基づき紛争の処理が仲裁に移された。

2 委員会は、長年にわたり定着している民間賃金水準を基本に、公共企業体等の職員の賃金を決定する際考慮すべき重要な事情である物価の動向、国家公務員給与との関係、賃金水準の比較の手法、今期の民間における賃金引上げの状況、経営状況によつて賃金に格差を設けることの可否などについて、労使の主張を含め検討を加えた。

(1) 生計費の動向を消費者物価指数(総理府統計局調べ、全国)によつてみると、その昭和58年度平均の上昇率は1.9%であり、本年3月の対前年同月上昇率では2.5%であった。  
(2) 国家公務員給与との関係については、昨年6.47%程度の給与改定を内容とする人事院勧

告が行われたが、財政再建の下、2.03%程度改定された事実を留意した。

(3) 民間賃金との関係については、今次の賃金紛争においても、賃金水準の比較の手法などについて労使間で議論が行われた。労働者側は、公共企業体等の事業の内容、職員の構成などから、基本的には、比較対象の企業規模を1,000人以上とし、比較要素に勤続年数を加味することを主張し、このような手法により賃金構造基本統計調査を用いて比較すれば、公共企業体等の職員の賃金は民間賃金より低いとして、その是正を求めた。

これに対して使用者側は、国民の納付を得る賃金水準の比較を行うためには、従来どおり規模100人以上の企業を対象とすることが適当であり、また、勤続年数がわが国の賃金決定において一つの重要な要素となつていないことは否定しないが、公共企業体等の雇用の状況や賃金体系が民間との間で相違があることとにかんがみ、なお慎重な検討を要すると主張した。

委員会は、民間の賃金水準との比較手法に関し、とくに組合が強調した勤続年数を加味する問題については、労使間において従来から議論が行われていたもので、公共企業体等労働問題懇話会の議論、労働省の調査結果などをふまえて、今後さらに本問題解決に向け議論が深められることを希望し、今回も企業規模100人以上を対象とし、従来どおり性、学歴、年齢別のランバイス方式による比較を行うこととした。

この結果、昭和58年賃金構造基本統計調査などを用いて、1人平均賃金額の比較を行つたところ、昨年の賃金引上げ後の状況において格別の措置を必要とするほどの差はないものと認めた。

(4) 委員会は、以上の判断を基礎として行う今期の賃金引上げ状況の推定にあたり、紛争解

決が要請されている現在の時点で具体的数値が把握できる民間の主要企業の動向について検討した結果、その引上げ率の平均は、定期昇給分を含め4.44%程度になるものと推定した。また、従来同様この数年における中小企業の賃金引上げ動向にも配慮した。

(5) 委員会は、以上のほか、公共企業体等の経営状況についても検討を行つたが、それぞれ経営状況には相違が認められるものの、これを賃金に反映させることについては、従来から業績手当等によつて調整する方法がとられており、公共企業体等の事業の性格、基本的賃金の役割などを考慮すれば、基本的賃金の引上げについて格差を設けることは適当でないと考えた。

3 委員会は、以上のごとき諸条件を総合的に勘案した結果、公共企業体等の職員の基準内賃金については、従来どおり民間賃金の動向を重視して決定することが妥当であると判断し、主文のとおり裁定した。

なお、組合は、1人当たり賃金引上げ要求にあわせていわゆる標準労働者(高卒85歳・勤続17年)の基準内賃金の引上げ要求を行つていながら、この問題は、従来どおり配分の問題として処理し、団体交渉及び調停の経緯をふまえ、引き続き労使において検討することを期待する。

4 主文の原賃の配分については労使間の協議によつて決定することとし、その協議を早期に完了し、本裁定の効果が速やかに職員に及ぶよう要望する。

5 委員会は、この際とくに労使双方に対し、公共企業体等の事業の社会的機能及び国民経済上の役割の重要性を一層認識し、今後とも、労使関係の安定に努め、企業経営の合理化及び生産性の向上の実現のために格段の努力を払い、もつて広く国民一般の期待に応えるよう強く要望する。

昭和五十九年七月二十七日 衆議院會議録第三十八号

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるもの(全日本郵政労働組合関係)及び同報告書 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるもの(全日本郵政労働組合関係)及び同報告書

一一四四

を議し、本裁定が速やかに完全実施されるよう要請する。

昭和59年5月12日

公共企業体等労働委員会  
全通59年新賃金仲裁委員会

委員長 石川吉右衛門  
委員 市原昌三郎  
委員 舟橋 道道  
委員 山口 俊夫  
委員 氏原正治郎  
委員 青木眞之助  
委員 榎代 和俊

事 由

一 昭和五十九年二月二十八日全通信労働組合(以下「組合」という。)は、昭和五十九年四月一日以降の賃金引上げに関する要求を郵政省に対し提出し、団体交渉を重ねたが、解決が困難な事態となり、昭和五十九年四月二十日組合の申請により公共企業体等労働委員会の調停段階に入り、更に同年五月一日同委員会の決議により仲裁手続に移行し、同委員会は、同年五月十二日仲裁裁定(第六百三十四号)を行った。

二 右裁定の実施については、現状においては、予算上可能であるとは断定できないので、本裁定は、公共企業体等労働関係法第十六条第一項に該当するものと認められる。

理 由

昭和五十九年五月十二日公共企業体等労働委員会が、全通信労働組合の要求に係る昭和五十九年新賃金に関する紛争について行った裁定は、公共企業体等労働関係法第十六条第一項に該当すると認められるので、同条第二項の規定により、国会の議決を求める必要があるからである。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるもの(全通信労働組合関係)(内閣提出)に関する報告書

報告書

一 本件の要旨及び目的  
本件は、昭和五十九年五月十二日、公共企業体等労働委員会が全通信労働組合の要求に係る昭和五十九年新賃金に関する紛争について行った裁定が、公共企業体等労働関係法第十六条第一項に該当すると認められるので、同条第二項の規定により、国会の議決を求めようとするものである。

二 本件の議決理由

郵便等の事業の経理の事情その他諸般の事情を勘案した結果、本件は、公共企業体等労働委員会の裁定のとおり実施することを承認するものと議決した。

昭和五十九年七月二十六日

社会労働委員長 有馬 元治  
衆議院議長 福永 健司殿

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるもの(全日本郵政労働組合関係)

右 国会に提出する。

昭和五十九年五月二十二日

内閣総理大臣 中曽根康弘

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるもの(全日本郵政労働組合関係)

公共企業体等労働委員会の別紙裁定として、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定により、国会の議決を求める。

〔別紙〕

昭和59年5月12日

仲裁裁定第641号  
(全日本郵政労働組合関係)

仲裁裁定第641号  
公共企業体等労働委員会

仲裁裁定第641号  
裁 定

関係当事者  
東京都渋谷区千駄ヶ谷1丁目20番6号  
全日本郵政労働組合

東京都渋谷区千駄ヶ谷1丁目3番2号  
中央執行委員長 榎井 秀政

東京都千代田区霞が関1丁目3番2号  
郵政大臣 奥田 敬和

昭和59年4月20日全日本郵政労働組合から調停申請があり、5月1日公共企業体等労働委員会が仲裁を行うことを決議した上記当事者間の昭和59年新賃金に関する紛争につき、当仲裁委員会(以下「委員会」という。)は、慎重審議の結果、次のとおり裁定する。

主 文

郵政省所属の公共企業体等労働関係法上の職員(昭和40年公共企業体等労働委員会告示第1号に掲げる者を除く。)の基準内賃金を、昭和59年4月1日以降、1人当たり、同日現在における上記職員の基準内賃金の1.38%相当額に1,170円を加えた額4,056円の原資をもつて引き上げること。

理 由

1 今次の賃金紛争は、組合が基準内賃金1人平均12,500円の引上げを要求したのに対し、当局が1人当たり基準内賃金の引上げ額を1,088円(定期昇給分を含め6,148円)とする旨回答したが、交渉は決裂したため組合の申請により調停に所属した。調停段階においては、労使委員の主眼の懸隔が大きく、調停を継続することが困難となり、5月1日公共企業体等労働委員会の決議によつて紛争の処理が仲裁に移された。

2 委員会は、長年にわたり定着している民間賃金基準を基本に、公共企業体等の職員の賃金を

決定する際考慮すべき重要な事情である物価の動向、国家公務員給与との関係、賃金水準の比較の手法、今期の民間における賃金引上げの状況、経営状況によつて賃金に格差を設けるとの当否などについて、労使の主張を含め検討を加えた。

(1) 生計費の動向を消費者物価指数(総理府統計局調べ、全国)によつてみると、その昭和58年度平均の上昇率は1.9%であり、本年3月の対前年同月上昇率では2.5%であった。

(2) 国家公務員給与との関係については、昨年6.47%程度の給与改定を内容とする人事院勧告が行われたが、財政再建の下、2.08%程度改定された事実を留意した。

(3) 民間賃金との関係については、今次の賃金紛争においても、賃金水準の比較の手法などについて労使間で議論が行われた。労働者側は、公共企業体等の事業の内容、職員の構成などから、比較対象の企業規模を基本的には1,000人以上とし、これにより賃金構造基本統計調査を用いて比較すれば、郵政職員の賃金は民間賃金より低いとして是正を求めるとも、差し当たっては企業規模100人以上999人以下と1,000人以上との中間値をもつて比較すべきであると主張した。

これに対して使用者側は、国民の納付を得る賃金水準の比較を行うためには、従来どおり規模100人以上の企業を対象とすることが適当であると主張した。

委員会は、この比較手法に関する問題については、従来経緯にもかんがみ、労使双方においてさらに議論を続けることが適当であると判断し、今回も企業規模100人以上を対象とし、従来どおり性、学歴、年齢別のラスパイヤス方式による比較を行うこととした。

この結果、昭和58年賃金構造基本統計調査などを用いて、1人平均賃金額の比較を行ったところ、昨年の賃金引上げ後の状況におい

て格別の措置を必要とするほどの差はないものと認めた。

(4) 委員会は、以上の判断を基礎として行う今後の賃金引上げ状況の推定にあたり、紛争解決が要請されている現在の時点での賃金数値が把握できる民間の主要企業の動向について検討した結果、その引上げ率の平均は、定期昇給分を含め4.44%程度になるものと推定した。また、従来同様と数年における中小企業の賃金引上げ動向にも配慮した。

(5) 委員会は、以上のほか、公共企業体等の経営状況についても検討を行ったが、それぞれの経営状況には相違が認められるものの、これを賃金に反映させることについては、従来から業績手当等によって調整する方法がとられており、公共企業体等の事業の性格、基本的賃金の役割などを考慮すれば、基本的賃金の引上げについて格差を設けることは適当でないと考えた。

3 委員会は、以上のとき諸条件を総合的に勘案した結果、公共企業体等の職員の基準内賃金については、従来どおり民間賃金の動向を重視して決定することが妥当であると判断し、主文のとおり裁定した。

4 主文の原賃の配分については労使間の協議によつて決定することとし、その協議を早期に完了し、本裁定の効果が速やかに職員に及ぶよう要望する。

5 委員会は、この際とくに労使双方に対し、公共企業体等の事業の社会的機能及び国民経済上の役割の重要性を認識し、今後とも、労使関係の安定に努め、企業経営の合理化及び生産性の向上の実現のために格段の努力を払い、もつて広く国民一般の期待に応えるよう強く要望する。

6 委員会は、関係政府機関が早期に所要の措置を講じ、本裁定が速やかに完全実施されるよう要請する。

昭和59年5月12日

公共企業体等労働委員会  
全郵政59年新賃金仲裁委員会

委員長 石川吉右衛門  
委員 市原三郎  
委員 舟橋 尚道  
委員 山口 俊夫  
委員 氏原正治郎  
委員 青木勇之助  
委員 神代 邦俊

事 由

一 昭和五十九年三月一日全日本郵政労働組合(以下「組合」という。)は、昭和五十九年四月一日以降の賃金引上げに関する要求を郵政省に対して提出し、団体交渉を重ねたが、解決が困難な事態となり、昭和五十九年四月二十日組合の申請により公共企業体等労働委員会の調停段階に入り、更に同年五月一日同委員会の決議により仲裁手続に移行し、同委員会は、同年五月十二日仲裁裁定(第百四十一号)を行った。

二 右裁定の実施については、現状においては、予算上可能であると断定できないので、本裁定は、公共企業体等労働関係法第十六条第一項に違反するものと認められる。

理 由

昭和五十九年五月十二日公共企業体等労働委員会が、全日本郵政労働組合の要求に係る昭和五十九年新賃金に関する紛争について行った裁定は、公共企業体等労働関係法第十六条第一項に該当すると認められるので、同条第二項の規定により、国会の議決を求める必要があるからである。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求める件(全日本郵政労働組合関係)(内閣提出)に関する報告書

本件の要旨及び目的

本件は、昭和五十九年五月十二日、公共企業体等労働委員会が全日本郵政労働組合の要求に係る昭和五十九年新賃金に関する紛争について行った裁定が、公共企業体等労働関係法第十六条第一項に該当すると認められるので、同条第二項の規定により、国会の議決を求めようとするものである。

本件の議決理由

郵便等の事業の経理の事情その他諸般の事情を勘案した結果、本件は、公共企業体等労働委員会の裁定のとおり実施することを承認すべきものと議決した。

昭和五十九年七月二十六日

社会労働委員長 有馬 元治  
衆議院議長 福永 健司殿

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求める件(全日本郵政労働組合関係「定員内職員及び常勤作業員(常勤作業員の処遇を受ける常用作業員を含む。)」)

右

国会に提出する。

昭和五十九年五月二十二日 内閣総理大臣 中曽根康弘

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求める件(全日本郵政労働組合関係「定員内職員及び常勤作業員(常勤作業員の処遇を受ける常用作業員を含む。)」)

公共企業体等労働委員会の所蔵決定について

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定により、国会の議決を求める。

【別紙】

昭和59年5月12日  
仲裁裁定第635号  
(全林野労働組合関係)

仲裁 裁定書  
公共企業体等労働委員会

仲裁裁定第635号

関係当事者  
東京都文京区大塚3丁目28番7号  
全林野労働組合

中央執行委員長 川合 勇  
東京都千代田区霞が関1丁目2番1号  
林野片良官 秋山 智英

昭和59年4月20日全林野労働組合から調停申請があり、5月1日公共企業体等労働委員会が仲裁を行うことを決議した上当事者間の昭和59年新賃金に関する紛争につき、当仲裁委員会(以下「委員会」という。)は、慎重審議の結果、次のとおり裁定する。

主 文

林野片所属の公共企業体等労働関係法上の職員(昭和40年公共企業体等労働委員会告示第1号に掲げる者を除く。)のうち、定員内職員及び常勤作業員(常勤作業員の処遇を受ける常用作業員を含む。)の基準内賃金を、昭和59年4月1日以降、1人当たり、同日現在における上記職員の基準内賃金の1.39%相当額に1,170円を加えた額4,425円の原賃をもつて引き上げること。

理 由

1 今次の賃金紛争は、組合が標準労働者(高卒普通職・35歳・勤続17年)の基準内賃金を230,000円とし、これを基準に増給表を改善することを要求したのに対し、当局が1人当たり基準内賃金の引上げ額を1,171円(定期昇給分を含め5,680円)とする旨回答したが、交渉は決裂したため

昭和五十九年七月二十七日 衆議院公議録第三十八号

公共企業法等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求め、その旨（全林野労働組合関係「定員内職」と）及び同報告書

一一四六

組合の申請により調停に係属した。調停段階において、労使委員の主張の懸隔が大きく、調停を継続することが困難となり、5月1日公共企業体等労働委員会の決議によって紛争の処理が仲裁に移された。

2 委員会は、長年にわたり定着している民間賃金水準を基本に、公共企業体等の職員の賃金を決定する際考慮すべき重要な事情である物価の動向、国家公務員給与との関係、賃金水準の比較の手法、今期の民間における賃金引上げの状況、経営状況によって賃金に格差を設けることの可否などについて、労使の主張を含め検討を加えた。

(1) 生計費の動向を消費者物価指数（総理府統計局調べ、全国）によつてみると、その昭和58年度平均の上昇率は1.8%であり、本年3月の対前年同月上昇率では2.5%であった。

(2) 国家公務員給与との関係については、昨年6.47%程度の給与改定を内容とする人事院勧告が行われたが、財政再建の下、2.03%程度改定された事実を留意した。

(3) 民間賃金との関係については、今次の賃金紛争においても、賃金水準の比較の手法などについて労使間で議論が行われた。労働者側は、公共企業体等の事業の内容、職員の構成などから、基本的には、比較対象の企業規模を1,000人以上とし、比較要素に勤続年数を加味することを主張し、このような手法により賃金構造基本統計調査を用いて比較すれば、公共企業体等の職員の賃金は民間賃金より低いとして、その是正を求めた。

これに対して使用者側は、国民の納得を得る賃金水準の比較を行うためには、従来どおり規模100人以上の企業を対象とすることが適当であり、また、勤続年数がわが国の賃金決定において一つの重要な要素となっていることは否定しないが、公共企業体等の雇用の状況や賃金体系が民間との間で相違があること

とにかんがみ、なお慎重な検討を要すると主張した。

委員会は、民間の賃金水準との比較手法に關して、とくに組合が強調した勤続年数を加味する問題については、労使間において従来から議論が行われているので、公共企業体等労働問題懇話会の議論、労働省の調査結果などをふまえて、今後さらに本問題解決にむけて議論が深められることを希望し、今回も企業規模100人以上を対象とし、従来どおり性、学歴、年齢別のラスパイルズ方式による比較を行うこととした。

この結果、昭和58年度賃金構造基本統計調査などを用いて、1人平均賃金額の比較を行ったところ、昨年の賃金引上げ後の状況において格別の措置を必要とするほどの差はないものと認められた。

(4) 委員会は、以上の判断を基礎として行う今期の賃金引上げ状況の推定にあたり、紛争解決が要請されている現在の時点で具体的数値が把握できる民間の主要企業の動向について検討した結果、その引上げ率の平均は、定期昇給分を含め4.44%程度になるものと推定した。また、従来同様この数年における中小企業の賃金引上げ動向にも配慮した。

(5) 委員会は、以上のほか、公共企業体等の経営状況についても検討を行ったが、それぞれを賃金に反映させることについては、従来から業績手当等によって調整する方法がとられており、公共企業体等の事業の性格、基本的賃金の役割などを考慮すれば、基本的賃金の引上げについて格差を設けることは適当でないと考えた。

3 委員会は、以上の各とき諸条件を総合的に勘案した結果、公共企業体等の職員の基準内賃金については、従来どおり民間賃金の動向を重視して決定することが妥当であると判断し、主文

のとおり裁定した。

4 いわゆる標準労働者方式による賃金引上げに關する問題については、主文では触れなかつたが、当面は、配分の問題として処理することとし、引き続き労使において検討することを期待する。

5 主文の原資の配分については労使間の協議によつて決定することとし、その協議を早期に完了し、本裁定の効果が速やかに職員に及ぶよう要望する。

6 委員会は、この際とくに労使双方に対し、国有林野事業の社会的機能及び国民経済上の役割の重要性を十分認識するとともに、企業経営の厳しい現状にかんがみ、労使関係の安定に努め、より一層の合理化と生産性の向上の実現のために格段の努力を払い、もつて広く国民一般の期待に応えるよう強く要望する。

7 委員会は、関係政府機関が早期に所要の措置を講じ、本裁定が速やかに完全実施されるよう要請する。

昭和59年5月12日

公共企業体等労働委員会

全林野59年新賃金仲裁委員会

|     |        |
|-----|--------|
| 委員長 | 石川吉右衛門 |
| 委員  | 市原昌三郎  |
| 委員  | 舟橋 道道  |
| 委員  | 山口 俊夫  |
| 委員  | 氏原正治郎  |
| 委員  | 青木勇之助  |
| 委員  | 神代 和俊  |

事 由

1 昭和五十九年三月十九日全林野労働組合（以下「組合」という。）が、昭和五十九年四月一日の賃金引上げに關する要求を林野庁に提出し、同林野庁は、これを「解決が困難な事案」として、昭和五十九年四月二十日組合の申請により公共企業体等労働委員会の調停段階に入

り、更に同年五月一日同委員会の決議により仲裁手続に移し、同委員会が、同年五月十二日仲裁裁定（第ハ三二五号）を行った。

2 右裁定の実施については、現状においては、予算上可能であると判断できなかったため、本裁定は、公共企業体等労働関係法第十六条第一項に該当するものと認められる。

事 由

昭和五十九年五月十二日公共企業体等労働委員会が、全林野労働組合の要求に係る昭和五十九年新賃金に關する紛争として行つた裁定は、公共企業体等労働関係法第十六条第一項に該当するものと認められるので、同条第二項の規定により、国会の議決を求めざるを得ないとする。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求め、その旨（全林野労働組合関係「定員内職員及び労働作業員（労働作業員の処遇を受ける常任用作業員を含む。）」）及び同報告書

1 本件の要旨及び目的  
本件は、昭和五十九年五月十二日、公共企業体等労働委員会が全林野労働組合の要求に係る昭和五十九年新賃金に關する紛争として行つた裁定が、公共企業体等労働関係法第十六条第一項に該当すると認められるので、同条第二項の規定により、国会の議決を求めようとするものである。

2 本件の議決理由  
国有林野事業の経理の事情その他諸般の事情を勘案した結果、本件は、公共企業体等労働委員会の裁定のとおり実施することを承認すべきものと議決した。

右報告する。  
昭和五十九年七月二十六日  
社会労働委員長 有馬 元治  
衆議院議長 福水 健司殿

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全林野労働組合関係「基幹作業職員、常用作業員（常勤作業員の処遇を受ける者を除く。）及び定期作業員」）  
右  
国会に提出する。  
昭和五十九年五月二十二日  
内閣総理大臣 中曽根康弘

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全林野労働組合関係「基幹作業職員、常用作業員（常勤作業員の処遇を受ける者を除く。）及び定期作業員」）  
公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定により、国会の議決を求める。）  
〔別紙〕  
昭和五十九年五月十二日  
仲裁裁定第 686 号  
（全林野労働組合関係一基一）  
申 裁 裁 定 書  
公共企業体等労働委員会  
仲裁裁定第 686 号  
裁 定  
関係当事者  
東京都文京区大塚 3 丁目 28 番 7 号  
全林野労働組合  
中央執行委員長 川合 勇  
東京都千代田区霞が関 1 丁目 2 番 1 号  
林野庁長官 秋山 智英  
昭和五十九年四月二十日全林野労働組合から調停申請があり、5月1日公共企業体等労働委員会が仲裁を行うことを決議した上記当事者間の昭和五十九年新賃金に関する紛争につき、当仲裁委員会（以下「委員会」という。）は、慎重審議の結果、次のとおり裁定する。

林野庁所属の公共企業体等労働関係法上の職員のうち基幹作業職員、常用作業員（常勤作業員の処遇を受ける者を除く。）及び定期作業員の基準内賃金を、昭和五十九年4月1日以降、1人当たり、月額4,208円を原資をもつて引き上げること。

理 由

1 今次の賃金紛争は、組合が標準労働者（基幹作業職員1級・35歳・勤続17年）の基準内賃金を22,200円とし、これを基準に基本給表及び基本賃金表を改善することを要求したのに対し、当局が1人当たり基準内賃金の引上げ額を月額1,081円（基幹作業職員以外の者については日給制による。）とする旨回答したが、交渉は決裂したため組合の申請により調停に係属した。調停段階においては、労使委員の主張の懸隔が大きく、調停を継続することが困難となり、5月1日公共企業体等労働委員会の決議によつて紛争の処理が仲裁に移された。

2 委員会は、長年にわたり定着している民間賃金率を基本に、公共企業体等の職員の賃金を決定する際考慮すべき重要な事情である物価の動向、国家公務員給与との関係、賃金水準の比較の手法、今期の民間における賃金引上げの状況、経営状況によつて賃金に格差を設けることの可否などについて、労使の主張を含め検討を加えた。この結果、主文に掲げる職員の賃金引上げについては、その雇用の形態にしたがつて調整した基準内賃金に基づき、定員内職員に係る賃金引上げ額の原資の算定方法と同一の方法により算定した1人当たり月額4,208円の原資をもつて行うことが妥当であると判断し、主文のとおり裁定した。

8 いわゆる標準労働者方式による賃金引上げに関する問題については、主文では述べなかつたが、当面は、配分の問題として処理することとし、引き続き労使において検討することを期待する。

4 主文の原資の配分については労使間の協議によつて決定することとし、その協議を早期に完了し、本裁定の効果が速やかに職員に及ぶよう要望する。

5 委員会は、この際とくに労使双方に対し、国有林野事業の社会的機能及び国民経済上の役割の重要性を十分認識するとともに、企業経営の厳しい現状にかんがみ、労使関係の安定に努め、より一層の合理化と生産性の向上の実現のために格段の努力を払い、もつて広く国民一般の期待に応えるよう強く要望する。

6 委員会は、関係政府機関が早期に所期の措置を講じ、本裁定が速やかに完全実施されるよう要請する。

昭和五十九年五月十二日

公共企業体等労働委員会  
全林野五十九年基幹作業職員新賃金  
仲裁委員会

|     |         |
|-----|---------|
| 委員長 | 石川 吉右衛門 |
| 委員  | 市原 三郎   |
| 委員  | 舟橋 道雄   |
| 委員  | 山口 俊夫   |
| 委員  | 氏原 正治郎  |
| 委員  | 青木 勇之助  |
| 委員  | 神代 和俊   |

事 由

一 昭和五十九年三月十九日全林野労働組合（以下「組合」という。）は、昭和五十九年四月一日以前に賃金引上げに關する要求を林野庁に対し提出し、団体交渉を重ねたが、解決が困難な事態となり、昭和五十九年四月二十日組合の申請により公共企業体等労働委員会の調停段階に入り、更に同年五月一日同委員会の決議により仲裁手続に移行し、同委員会は、同年五月十二日仲裁裁定（第六百三十六号）を行った。

二 右裁定の実施については、現状においては、予算上可能であるとは断定できないので、本裁定は、公共企業体等労働関係法第十六条第一項に該当するものと認められる。

理 由

昭和五十九年五月十二日公共企業体等労働委員会が、全林野労働組合の要求に係る昭和五十九年新賃金に関する紛争について行つた裁定は、公共企業体等労働関係法第十六条第一項に該当するものと認められるので、同条第二項の規定により、国会の議決を求める必要があるからである。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全林野労働組合関係「基幹作業職員、常用作業員（常勤作業員の処遇を受ける者を除く。）及び定期作業員」）（内閣提出）に関する報告書  
本件の要旨及び目的  
本件は、昭和五十九年五月十二日、公共企業体等労働委員会が全林野労働組合の要求に係る昭和五十九年新賃金に関する紛争について行つた裁定が、公共企業体等労働関係法第十六条第一項に該当するものと認められるので、同条第二項の規定により、国会の議決を求めることとするものである。

二 本件の議決理由  
国有林野事業の経理の事情その他諸般の事情を勘案した結果、本件は、公共企業体等労働委員会の裁定のとおり実施することを承認すべきものと議決した。  
右報告する。  
昭和五十九年七月二十六日  
社会労働委員長 有馬 元治  
衆議院議長 福永 健司殿

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づいて、国会の議決を求めたる旨（日本林業労働組合関係「定員内職員及び常勤作業員（常勤作業員の処遇を受ける常用作業員を含む。）」）

右

国会に提出する。

昭和五十九年五月二十二日

内閣総理大臣 中曽根康弘

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づいて、国会の議決を求めたる旨（日本林業労働組合関係「定員内職員及び常勤作業員（常勤作業員の処遇を受ける常用作業員を含む。）」）

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づいて、国会の議決を求めたる旨（日本林業労働組合関係「定員内職員及び常勤作業員（常勤作業員の処遇を受ける常用作業員を含む。）」）

〔附録〕

昭和59年5月12日

仲裁裁定第642号

（日本林業労働組合関係）

仲裁 裁定書

仲裁裁定第642号 公共企業体等労働委員会

関係当事者

東京都千代田区霞が関1丁目2番1号

日本林業労働組合

中央執行委員長 高畑 次樹

東京都千代田区霞が関1丁目2番1号

林野庁長官 秋山 智英

昭和59年4月20日日本林業労働組合から調停申請があり、5月1日公共企業体等労働委員会が仲裁を行うことを決議した上記当事者間の昭和59年新賃金に関する紛争につき、当仲裁委員会（以下「委員会」という。）は、慎重審議の結果、次のとおり裁定する。

主 文

林野庁所属の公共企業体等労働関係法上の職員（昭和40年公共企業体等労働委員会告示第1号に掲げる者を除く。）のうち、定員内職員及び常勤作業員（常勤作業員の処遇を受ける常用作業員を含む。）の基準内賃金を、昭和59年4月1日以降、1人当たり、同日現在における上記職員の基準内賃金の1.38%相当額に1,170円を加えた額4,425円の原資をもつて引き上げること。

理 由

1 今次の賃金紛争は、組合が基本給1人平均18,000円の引上げを要求したのに対し、当局が1人当たり基準内賃金の引上げ額を1,171円（定期昇給分を含め6,890円）とする旨回答したが、交渉は決裂したため組合の申請により調停に係属した。調停段階においては、労使委員の主張の懸隔が大きく、調停を継続することが困難となり、5月1日公共企業体等労働委員会の決議によつて紛争の処理が仲裁に移された。

2 委員会は、長年にわたり定着している民間賃金水準を基本に、公共企業体等の職員の賃金を決定する際考慮すべき重要な事情である物価の動向、国家公務員給与との関係、賃金水準の比較の手法、今期の民間における賃金引上げの状況、経営状況によつて賃金に格差を設けることの可否などについて、労使の主張を含め検討を

加えた。

(1) 生計費の動向を消費者物価指数（総理府統計局調べ、全国）によつてみると、その昭和58年度平均の上昇率は1.9%であり、本年8月の対前年同月上昇率では2.5%であった。

(2) 国家公務員給与との関係については、昨年6.47%程度の給与改定を内容とする人事院勧告が行われたが、財政再建の下、2.03%程度改定された事実を留意した。

(3) 民間賃金との関係については、今次の賃金紛争においても、賃金水準の比較の手法などについて労使間で論議が行われた。労働者側は、公共企業体等の事業の内容、職員の構成などから、基本的には、比較対象の企業規模を1,000人以上とし、比較要素に勤続年数を加味することを主張し、このような手法により賃金構造基本統計調査を用いて比較すれば、公共企業体等の職員の賃金は民間賃金より低いとして、その是正を求めた。

これに対して使用者側は、国民の納得を得る賃金水準の比較を行うためには、従来どおり規模100人以上の企業を対象とすることが適当であり、また、勤続年数がわが国の賃金決定において一つの重要な要素となっていることは否定しないが、公共企業体等の雇用の状況や賃金体系が民間との間で相違があることにかんがみ、なお慎重な検討を要すると主張した。

委員会は、民間の賃金水準との比較手法に関し、とくに組合が強調した勤続年数を加味する問題については、労使間において従来から論議が行われているので、公共企業体等

労働問題懇話会の論議、労働省の調査結果などをふまえて、今後さらに本問題解決にむけ論議が深められることを希望し、今回も企業規模100人以上を対象とし、従来どおり性、学歴、年齢別のラスパイス方式による比較を行うこととした。

この結果、昭和58年賃金構造基本統計調査などを用いて、1人平均賃金額の比較を行ったところ、昨年の賃金引上げ後の状況において格別の措置を必要とするほどの差はないものと認められた。

(4) 委員会は、以上の判断を基礎として行う今期の賃金引上げ状況の推定にあたり、紛争解決が要請されている現在の時点での賃金数値が把握できる民間の主要企業の動向について検討した結果、その引上げ率の平均は、定期昇給分を含め4.44%程度になるものと推定した。また、従来同様この数年における中小企業の賃金引上げ動向にも配慮した。

(5) 委員会は、以上のほか、公共企業体等の経営状況についても検討を行ったが、それぞれの経営状況には相違が認められるものの、これを賃金に反映させることについては、従来から業種手当等によつて調整する方法がとられており、公共企業体等の事業の性格、基本的賃金の役割などを考慮すれば、基本的賃金の引上げについて格差を設けることは適当でないと考えた。

3 委員会は、以上のとき諸条件を総合的に勘案した結果、公共企業体等の職員の基準内賃金については、従来どおり民間賃金の動向を重視して決定することが妥当であると判断し、主文

のとおり裁定した。

4 主文の原資の配分については労使間の協議によつて決定することとし、その協議を早期に完了し、本裁定の効果が速やかに職員に及ぶよう要望する。

5 委員会は、この際とくに労使双方に対し、国有林野事業の社会的機能及び国民経済上の役割の重要性を十分認識するとともに、企業経営の厳しい現状にかんがみ、労使関係の安定に努め、より一層の合理化と生産性の向上の実現のために格段の努力を払い、もつて広く国民一般の期待に応えるよう強く要望する。

6 委員会は、関係政府機関が早期に必要な措置を講じ、本裁定が速やかに完全実施されるよう要請する。

昭和59年5月12日

公共企業体等労働委員会

日林59年新賃金仲裁委員会

委員長 石川古右衛門  
委員 市原三郎  
委員 舟橋 道  
委員 山口 俊夫  
委員 氏原正治郎  
委員 青木勇之助  
委員 神代 和俊

事由

一 昭和五十九年三月一日日本林業労働組合（以下「組合」という。）は、昭和五十九年四月一日以降の賃金引上げに関する要求を林野庁に対し提出し、団体交渉を重ねたが、解決が困難な事態となり、昭和五十九年四月二十日組合の申請に

より公共企業体等労働委員会の調停段階に入り、更に同年五月一日同委員会の決議により仲裁手続に移行し、同委員会は、同年五月十二日仲裁裁定（第六百四十二号）を行った。

二 右裁定の実施については、現状においては、予算上可能であるとは断定できないので、本裁定は、公共企業体等労働関係法第十六条第一項に規定するものと認められる。

理由

昭和五十九年五月十二日公共企業体等労働委員会が、日本林業労働組合の要求に係る昭和五十九年新賃金に関する紛争について行つた裁定は、公共企業体等労働関係法第十六条第一項に該当すると認められるので、同条第二項の規定により、国会の議決を求める必要があるからである。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（日本林業労働組合関係「定員内職員及び常勤作業員（常勤作業員の処遇を受ける常勤作業員を含む。）」（内閣提出）に関する報告書

本件の要旨及び目的

本件は、昭和五十九年五月十二日、公共企業体等労働委員会が日本林業労働組合の要求に係る昭和五十九年新賃金に関する紛争について行つた裁定が、公共企業体等労働関係法第十六条第一項に該当すると認められるので、同条第二項の規定により、国会の議決を求めようとするものである。

本件の議決理由

国有林野事業の経理の事情その他諸般の事情

を勘案した結果、本件は、公共企業体等労働委員会の裁定のとおり実施することを承認するものと議決した。

右報告する。

昭和五十九年七月二十六日

社会労働委員長 有馬 元治

衆議院議長 福永 健司殿

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（日本林業労働組合関係「基幹作業職員、常勤作業員（常勤作業員の処遇を受ける者を除く。）及び定期作業員」）

右  
国会に提出する。

昭和五十九年五月二十二日

内閣総理大臣 中曽根康弘

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（日本林業労働組合関係「基幹作業職員、常勤作業員（常勤作業員の処遇を受ける者を除く。）及び定期作業員」）

公共企業体等労働委員会の別紙裁定に基づき、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定により、国会の議決を求める。

【別紙】  
昭和59年5月12日  
仲裁裁定第643号  
（日本林業労働組合関係「基幹」）  
仲裁裁定書  
公共企業体等労働委員会

仲裁裁定第643号

裁定

関係当事者

東京都千代田区霞が関1丁目2番1号

日本林業労働組合

中央執行委員長 高畑 次雄

東京都千代田区霞が関1丁目2番1号

林野庁長官 秋山 智英

昭和59年4月20日日本林業労働組合から調停申請があり、5月1日公共企業体等労働委員会が仲裁を行うことを決議した上記当事者間の昭和59年新賃金に関する紛争につき、当仲裁委員会（以下「委員会」という。）は、慎重審議の結果、次のとおり裁定する。

主 文

林野庁所屬の公共企業体等労働関係法上の職員のうち基幹作業職員、常勤作業員（常勤作業員の処遇を受ける者を除く。）及び定期作業員の基準内賃金を、昭和59年4月1日以降、1人当たり、月額4,203円（原資をもつて引き上げること）。

理 由

1 今次の賃金紛争は、組合が基本給1人平均17,000円の引上げを要求したのに対し、当局が1人当たり基準内賃金の引上げ額を月額1,091円（基幹作業職員以外の者については日給制による。）とする旨回答したが、交渉は決裂したため組合の申請により調停に係属した。調停段階においては、労使委員の主張の懸隔が大きく、調停を継続することが困難となり、5月1日公共企業体等労働委員会の決議によつて紛争の処理が仲裁に移された。

2 委員会は、長年にわたり定着している民間賃

昭和五十九年七月二十七日 衆議院會議録第三十八号

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるもの(日本林業労働組合関係(基幹作業員、常用作業員、常用作業員の処遇を受ける者)を除く。及び定期作業員)及び同報告書、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるもの(全印刷局労働組合関係)及び同報告書

一一五〇

金準備を基本に、公共企業体等の職員の賃金を決定する際考慮すべき重要な事情である物価の動向、国家公務員給与との関係、賃金水準の比較の手法、今朝の民間における賃金引上げの状況、経営状況によって賃金に格差を設けることの可否などについて、労使の主張を含め検討を加えた。この結果、主文に掲げる職員の賃金引上げについては、その雇用の形態にしたがって調整した基準内賃金に基づき、定員内職員に係る賃金引上げ額の原資の算定方法と同一の方法により算定した1人当たり月額4,208円の原資をもつて行うことが妥当であると判断し、主文のとおり裁定した。

8 主文の原資の配分については労使間の協議によつて決定することとし、その協議を早期に完了し、本裁定の効果が速やかに職員に及ぶよう要望する。

4 委員会はこの際とくに労使双方に対し、国有林野事業の社会的機能及び国民経済上の役割の重要性を十分認識するとともに、企業経営の厳しい現状にかんがみ、労使関係の安定に努め、より一層の合理化と生産性の向上の実現のために格段の努力を払い、もつて広く国民一般の期待に応えるよう強く要望する。

5 委員会は、関係政府機関が早期に所要の措置を講じ、本裁定が速やかに完全実施されるよう要請する。

昭和59年5月12日

公共企業体等労働委員会

日林労59年基幹作業職員等新賃金

仲裁委員会

委員長 石川吉右衛門

委員 市原三郎  
委員 中橋 道通  
委員 山口 俊夫  
委員 氏原正治郎  
委員 青木勇之助  
委員 津代 和俊

事 由

一 昭和五十九年三月一日日本林業労働組合(以下「組合」という。)は、昭和五十九年四月一日以降の賃金引上げに関する要求を林野庁に対し提出し、団体交渉を重ねたが、解決が困難な事態となり、昭和五十九年四月二十日組合の申請により公共企業体等労働委員会の調停段階に入り、更に同年五月一日同委員会の決議により仲裁手続に移行し、同委員会は、同年五月十二日仲裁裁定(第六百四十三号)を行った。

二 右裁定の実施については、現状においては、予算上可能であるとは断定できないので、本裁定は、公共企業体等労働関係法第十六条第一項と衝突するものと認められる。

理 由

昭和五十九年五月十二日公共企業体等労働委員会が、日本林業労働組合の要求に係る昭和五十九年新賃金に関する紛争について行った裁定は、公共企業体等労働関係法第十六条第一項に該当すると認められるので、同条第二項の規定により、国会の議決を求める必要があるからである。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるもの(日本林業労働組合関係(基幹作業員、常用作業員、常用作業員の処遇を受ける者)を除く。及び定期作業員)(内閣提出)に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

本件は、昭和五十九年五月十二日、公共企業体等労働委員会が日本林業労働組合の要求に係る昭和五十九年新賃金に関する紛争について行った裁定が、公共企業体等労働関係法第十六条第一項に該当すると認められるので、同条第二項の規定により、国会の議決を求めようとするものである。

二 本件の議決理由

国有林野事業の経理の事情その他諸般の事情を勘案した結果、本件は、公共企業体等労働委員会の裁定のとおり実施することを承認するものと議決した。

右報告する。

昭和五十九年七月二十六日

社会労働委員長 有馬 元治  
衆議院議長 福永 健司殿

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるもの(全印刷局労働組合関係)

右

昭和五十九年五月二十二日

内閣総理大臣 中曽根康弘

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるもの(全印刷局労働組合関係)

公共企業体等労働委員会の別紙裁定に基づき、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定により、国会の議決を求める。

【別紙】

昭和59年5月12日  
仲裁裁定第687号  
(全印刷局労働組合関係)

仲裁 裁定書  
公共企業体等労働委員会  
仲裁裁定第687号

関係当事者

東京都北区西ヶ原3丁目59番12号

全印刷局労働組合

中央執行委員長 清水 卯一

東京都港区虎ノ門2丁目2番4号

大蔵省印刷局長 長岡 聰夫

昭和59年4月20日全印刷局労働組合から調停申請があり、5月1日公共企業体等労働委員会が仲裁を行うことを決議した上記当事者間の昭和59年新賃金に関する紛争につき、当仲裁委員会(以下「委員会」という。)は、慎重審議の結果、次のとおり裁定する。

主 文

大蔵省印刷局所属の公共企業体等労働関係法上の職員(昭和40年公共企業体等労働委員会告示第1号に掲げる者を除く。)の基準内賃金を、昭和59年4月1日以降、1人当たり、同日現在における上記職員の基準内賃金の1.39%相当額に1,170円を



昭和五十九年七月二十七日 衆議院會議録第三十八号

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求める件(全造幣労働組合関係)及び同報告書 公共企業体等労働関係法第十

二二五二

定は、公共企業体等労働関係法第十六条第一項に該当するものと認められる。

理 由

昭和五十九年五月十二日公共企業体等労働委員会が、全印刷局労働組合の要求に係る昭和五十九年新賃金に関する紛争について行つた裁定は、公共企業体等労働関係法第十六条第一項に該当すると認められるので、同条第二項の規定により、国会の議決を求める必要があるからである。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全印刷局労働組合関係)(内閣提出)に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

本件は、昭和五十九年五月十二日、公共企業体等労働委員会が全印刷局労働組合の要求に係る昭和五十九年新賃金に関する紛争について行つた裁定が、公共企業体等労働関係法第十六条第一項に該当すると認められるので、同条第二項の規定により、国会の議決を求めようとするものである。

二 本件の議決理由

日本銀行券等の印刷の事業の経理の事情その他諸般の事情を勘案した結果、本件は、公共企業体等労働委員会の裁定のとおり実施することを承認すべきものと議決した。

昭和五十九年七月二十六日

社会労働委員長 有馬 元治  
衆議院議長 福永 健司殿

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全造幣労働組合関係)

右

国会に提出する。

昭和五十九年五月二十二日

内閣総理大臣 中曾根康弘

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件

(全造幣労働組合関係)

公共企業体等労働委員会の別紙裁定により、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定により、国会の議決を求める。

【別紙】

昭和59年5月12日

仲裁裁定第638号

(全造幣労働組合関係)

仲 裁 裁 定 書

公共企業体等労働委員会

仲裁裁定第638号

裁 定

関係当事者

大阪市北区天満1丁目1番79号

全造幣労働組合

中央執行委員長 北野 勝紀

大阪市北区天満1丁目1番79号

大蔵省造幣局長 猪瀬 節雄

昭和59年4月20日全造幣労働組合から調停申請があり、5月1日公共企業体等労働委員会が仲裁を行うことを決議した上記当事者間の昭和59年新賃金に関する紛争につき、当仲裁委員会(以下委員会)という)は、慎重審議の結果、次のとおり

裁定する。

主 文

大蔵省造幣局所属の公共企業体等労働関係法上の職員(昭和40年公共企業体等労働委員会告示第1号に掲げる者を除く)の基準内賃金を、昭和59年4月1日以降、1人当たり、同日現在における上記職員の基準内賃金の1.39%相当額に1,170円を加えた額4,152円の原資をもつて引き上げること。

理 由

1 今次の賃金紛争は、組合が年齢、勤続年数別の賃金水準の決定(85歳・勤続17年の基準内賃金を220,600円とすることなど)を要求したのに対し、当局が1人当たり基準内賃金の引上げ額を1,078円(定期昇給分を含め6,222円)とする旨回答したが、交渉は決裂したため組合の申請により調停に係属した。調停段階においては、労使委員の主張の懸隔が大きく、調停を継続することが困難となり、5月1日公共企業体等労働委員会の決議によつて紛争の処理が仲裁に移された。

2 委員会は、長年にわたり定着している民間賃金水準を基本に、公共企業体等の職員の賃金を決定する際考慮すべき重要な事情である物価の動向、国家公務員給与との関係、賃金水準の比較的手法、今期の民間における賃金引上げの状況、経営状況によつて賃金に格差を設けることの可否などについて、労使の主張を含め検討を加えた。

(1) 生計費の動向を消費者物価指数(総理府統計局調べ、全国)によつてみると、その昭和58年度平均の上昇率は1.9%であり、本年3月の対前年同月上昇率では2.5%であった。

(2) 国家公務員給与との関係については、昨年6.47%程度の給与改定を内容とする人事院勧告が行われたが、財政再建の下、2.08%程度改定された事実を留意した。

(3) 民間賃金との関係については、今次の賃金紛争においても、賃金水準の比較の手法などについて労使間で議論が行われた。労働者側は、公共企業体等の事業の内容、職員の構成などから、基本的には、比較対象の企業規模を1,000人以上とし、比較要素に勤続年数を加味することを主張し、このような手法により賃金構造基本統計調査を用いて比較すれば、公共企業体等の職員の賃金は民間賃金より低いとして、その是正を求めた。

これに対して使用者側は、国民の納得を得る賃金水準の比較を行うためには、従来どおり規模100人以上の企業を対象とすることが適当であり、また、勤続年数がわが国の賃金決定において一つの重要な要素となつていないことは否定しないが、公共企業体等の雇用の状況や賃金体系が民間との間で相違があることにかんがみ、なお慎重な検討を要すると主張した。

委員会は、民間の賃金水準との比較手法に関して、とくに組合が強調した勤続年数を加味する問題については、労使間において従来から議論が行われているので、公共企業体等労働問題懇話会の議論、労働省の調査結果などをふまえて、今後さらに本問題解決に向け議論が深められることを希望し、今回も企業規模100人以上を対象とし、従来どおり性、学歴、年齢別のラスパイス方式による比較

を行うこととした。

この結果、昭和58年賃金増進基本統計調査などを用いて、1人平均賃金額の比較を行ったところ、昨年の賃金引上げ後の状況において格別の措置を必要とするほどの差はないものと認められた。

(4) 委員会は、以上の判断を基礎として行う今期の賃金引上げ状況の推定にあたり、紛争解決が要請されている現在の時点では具体的な数値が把握できる民間の主要企業の動向について検討した結果、その引上げ率の平均は、定期昇給分を含め4.44%程度になるものと推定した。また、従来同様この数年における中小企業の賃金引上げ動向にも配慮した。

(5) 委員会は、以上のほか、公共企業体等の経営状況についても検討を行ったが、それぞれの経営状況には相違が認められるものの、これを賃金に反映させることについては、従来から業績手当等によつて調整する方法がとられており、公共企業体等の事業の性格、基本的賃金の役割などを考慮すれば、基本的賃金の引上げについて格差を設けることは適当でないと考えた。

3 委員会は、以上のごとき諸条件を総合的に勘案した結果、公共企業体等の職員の基準内賃金については、従来どおり民間賃金の動向を重視して決定することが妥当であると判断し、主文のとおり裁定した。

4 いわゆる標準労働者方式による賃金引上げに関する問題については、主文では触れなかったが、当面は、配分の問題として処理することとし、引き続き労使において検討することを期待

する。

5 主文の原資の配分については労使間の協議によつて決定することとし、その協議を早期に完了し、本裁定の効果が速やかに職員に及ぶよう要望する。

6 委員会は、この際とくに労使双方に対し、公共企業体等の事業の社会的機能及び国民経済上の役割の重要性を一層認識し、今後とも、労使関係の安定に努め、企業経営の合理化及び生産性の向上の実現のために格段の努力を払い、もつて広く国民一般の期待に応えるよう強く要望する。

7 委員会は、関係政府機関が早期に所要の措置を講じ、本裁定が速やかに完全実施されるよう要請する。

昭和58年5月12日

公共企業体等労働委員会

全造幣58年新賃金仲裁委員会

|     |        |
|-----|--------|
| 委員長 | 石川古右衛門 |
| 委員  | 市原昌三郎  |
| 委員  | 舟橋 道   |
| 委員  | 山口 俊夫  |
| 委員  | 氏原正治郎  |
| 委員  | 青木勇之助  |
| 委員  | 神代 和俊  |

事 由

一 昭和五十九年三月十七日全造幣労働組合（以下「組合」という。）は、昭和五十九年四月一日以後の賃金引上げに関する要求を大蔵省造幣局に対し提出し、団体交渉を重ねたが、解決が困難な事態となり、昭和五十九年四月二十日組合の

申請により公共企業体等労働委員会の調停段階に入り、更に同年五月一日同委員会の決議により仲裁手続に移行し、同委員会は、同年五月十二日仲裁裁定（第六百三十八号）を行った。

二 右裁定の実施については、現状においては、予算上可能であるとは断定できないので、本裁定は、公共企業体等労働関係法第十六条第一項に該当するものと認められる。

理 由

昭和五十九年五月十二日公共企業体等労働委員会が、全造幣労働組合の要求に係る昭和五十九年新賃金に関する紛争について行つた裁定は、公共企業体等労働関係法第十六条第一項に該当するものと認められるので、同条第二項の規定により、国会の議決を求める必要があるからである。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件

（全造幣労働組合関係）（内閣提出）に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

本件は、昭和五十九年五月十二日、公共企業体等労働委員会が全造幣労働組合の要求に係る昭和五十九年新賃金に関する紛争について行つた裁定が、公共企業体等労働関係法第十六条第一項に該当すると認められるので、同条第二項の規定により、国会の議決を求めようとするものである。

二 本件の議決理由

造幣事業の経理その他諸般の事情を勘案した結果、本件は、公共企業体等労働委員会

の裁定のとおり実施することを承認すべきものと議決した。

右報告する。

昭和五十九年七月二十六日

社会労働委員長 有馬 元治  
衆議院議長 福永 健司殿

昭和五十九年七月二十七日 衆議院會議録第三十八号

一二五四

明治三十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号  
大蔵省印刷局  
電話 東京 五二四二(大代) 呼 105

定価一部  
二二〇円